

**アフリカ地域南部アフリカ諸国における
民間セクター活性化のための
技術協力の役割**

**最終報告書
(全2巻)**

— 第2巻 —

(ボツワナ、モーリシャス、
コンゴ民主共和国、ナミビア、ジンバブウェ、
レソト、スワジランド、セイシェル編)

2005年10月

UFJ総合研究所
日本貿易振興機構

経 済
JR
05-114

ACP	African Caribbean and Pacific(アフリカ・カリブ海・太平洋)
AGOA	African Growth and Opportunity Act(アフリカ成長機会法)
AIDS	Acquired Immune Deficiency(後天性免疫不全症候群)
ASB	Association of Small Businesses(小規模ビジネス協会)
ANIP	National Private Investment Agency
BCM	Central Bank of Madagascar(マダガスカル中央銀行)
BDC	Botswana Development Cooperation(ボツワナ開発公社)
BEDIA	Botswana Export Development & Investment Aauthority(ボツワナ輸出促進投資局)
BEE	Black Economic Empowerment(黒人の経済的権利の向上)
BESA	Board Exchange of South Africa(南アフリカ債権取引所)
BOT	Bank of Tanzania
BoZ	Bank of Zambia
CAS	Country Assistance Strategy(国別援助戦略)
CIA	Central Intelligence Agency(中央情報局)
CDC	Commonwealth Development Corporation(英連邦開発公社)
CMA	Common Monetary Area(通貨同盟)
COMESA	Common Market of Eastern and Southern Africa(東南部アフリカ共同市場)
CPI	Investment Promotion Centre
CPLP	Community of Portuguese Speaking Countries(ポルトガル語圏諸国共同体)
CSR	Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)
DBSA	Development Bank of South Africa
DBS	Development Bank of Seychelles(セイシェル開発銀行)
DFID	Department for International Development(英国国際開発省)
DRC	Democratic Republic of Congo(コンゴ民主共和国)
DTI	Department of Trade and Investment
EAC	East African Community(東アフリカ共同体)
EC	European Commission(欧州委員会)
EIU	Economic Intelligence Unit(「エコノミスト」誌系列の調査研究機関)
EPZ	Export Processing Zone(輸出加工区)
ESAF	Enhanced Structural Adjustment Facility(拡大構造調整ファシリティ)
EU	European Union(欧州連合)
FDI	Foreign Direct Investment(海外直接投資)
FTA	Free Trade Agreement(自由貿易協定)
FIAS	Foreign Investment Advisory Service(外国投資アドバイザー・サービス)
GDP	Gross Domestic Product(国内総生産)
GNP	Gross National Product(国民総生産)

GTZ	German Technical Cooperation (ドイツ技術協力公社)
HIPC	Heavily Indebted Poor Countries (重債務貧困国)
HIV	Human Immunodeficiency Virus (ヒト免疫欠如症ウイルス)
IDA	International Development Association (国際開発協会)
IDC	Industrial Development Corporation
IDZ	Industrial Development Zones (産業開発区)
IFC	International Finance Corporation (国際金融公社)
ILO	International Labour Organization (国際労働機関)
IMF	International Monetary Fund (国際通貨基金)
LuSE	Lusaka Stock Exchange (ルサカ証券取引所)
JSE	Johannesburg Stock Exchange (ヨハネスブルグ証券取引所)
LDC	Least Developed Countries (後発開発途上国)
MFA	Mauritius Freeport Authority (モーリシャス自由貿易局)
MIGA	Multilateral Investment Guarantee Agency (多数国間投資保証機関)
MIIB	Ministry of Industries and International Business (産業・国際ビジネス省)
MIPA	Malawi Investment Promotion Agency (マラウイ投資促進機関)
NDC	National Development Corporation
NEPAD	New Partnership for Africa's Development (アフリカ開発のための新パートナーシップ)
NGO	Non-Governmental Organizations (非政府組織)
ODA	Official Development Assistance (政府開発国援助)
OPIC	Overseas Private Investment Corporation (海外民間投資公社)
PPP	Public-Private Partnerships (官民協力)
PRGF	Poverty Reduction and Growth Facility
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper (貧困削減戦略ペーパー)
PTA	Preferential Trade Agreement (特惠貿易協定)
RIFF	Regional Integration Facilitation Forum (地域統合促進フォーラム)
SACU	Southern African Customs Union (南部アフリカ関税同盟)
SADC	Southern African Development Community (南部アフリカ開発共同体)
SARB	South African Reserve Bank
SARS	South African Revenue Services
SDI	Spatial Development Initiatives
SEPEC	Seychelles Petroleum Company (セイシェル石油公社)
SIB	Seychelles Investment Bureau (セイシェル投資事務局)
SIBA	Seychelles International Business Authority (セイシェル国際ビジネス庁)
SIDEC	Seychelles Industrial Development Corporation (セイシェル産業開発公社)

SITZ	Seychelles International Trade Zone (セシエル国際貿易区)
SOE	State Owned Enterprise (国営企業)
SME	Small and Medium Enterprise (中小企業)
SMME	Small, Medium and Micro Enterprises (中小・零細企業)
STD	Sexually Transmitted Diseases (性感染症)
TAZ	Tanzanian Assistance Strategy
TIC	Tanzanian Investment Centre
TISA	Trade and Investment South Africa
TNC	Transnational Corporations (多国籍企業)
TNDP	Transitional National Development Plan
UK	United Kingdom
UNAIDS	Joint United Nations Programme on HIV/AIDS (国連エイズプログラム)
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development (国連貿易開発会議)
UNDP	United Nations Development Programme (国連開発計画)
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees (国連難民高等弁務官事務所)
UNICEF	United Nations International Children's Emergency Fund (ユニセフ・国連児童基金)
US	United States of America
USAID	US Agency for International Development (米国際開発局)
VAT	Value Added Tax (付加価値税)
WTO	World Trade Organization (世界貿易機関)
YES	Youth Enterprise Scheme (若年企業スキーム)
ZIC	Zimbabwe Investment Centre

目次

1. ボツワナ	1
1.1. マクロ経済、産業、貿易および投資の動向	1
1.1.1 マクロ経済	1
1.1.2 産業	4
1.1.3 貿易および投資	5
1.2. FDI 促進に係る諸政策	6
1.2.1 産業政策および開発計画	6
1.2.2 FDI 促進政策	7
1.3. FDI に対するインセンティブおよび障害	9
1.3.1 FDI 促進体制	9
1.3.2 インフラ	12
1.3.3 通貨および金融制度	14
1.3.4 労務・経営管理	15
2. モーリシャス	18
2.1. マクロ経済、産業、貿易および産業の動向	18
2.1.1 マクロ経済	18
2.1.2 産業	21
2.1.3 貿易および投資	22
2.2. FDI 促進に係る諸政策	25
2.2.1 産業政策および開発計画	25
2.2.2 FDI 促進政策	25
2.3. FDI に対するインセンティブおよび障害	27
2.3.1 FDI 促進体制	27
2.3.2 インフラ	31
2.3.3 通貨および金融制度	33
2.3.4 労務・経営管理	34
3. コンゴ民主共和国 (DRC)	37
3.1. マクロ経済、産業、貿易および投資の動向	37

3.1.1	マクロ経済	37
3.1.2	産業	40
3.1.3	貿易および投資	41
3.2.	FDI 促進に係る諸政策	43
3.2.1	産業政策および開発計画	43
3.2.2	FDI 促進政策	44
3.3.	FDI に対するインセンティブおよび障害	45
3.3.1	FDI 促進体制	45
3.3.2	インフラ	48
3.3.3	通貨および金融制度	50
3.3.4	労務・経営管理	51
4.	ナミビア	53
4.1.	マクロ経済、産業、貿易及び投資の動向	53
4.1.1	マクロ経済	53
4.1.2	産業	56
4.1.3	貿易及び投資	56
4.2.	FDI 促進に係る諸政策	59
4.2.1	産業政策及び開発計画	59
4.2.2	FDI 促進政策	59
4.3.	FDI に対するインセンティブ及び障害	61
4.3.1	FDI 促進体制	61
4.3.2	インフラ	65
4.3.3	通貨及び金融制度	67
4.3.4	労務・経営管理	69
5.	ジンバブエ	71
5.1.	マクロ経済、産業、貿易と投資における傾向	71
5.1.1	マクロ経済	71
5.1.2	産業	74
5.1.3	貿易及び投資	75
5.2.	FDI 促進に係る諸政策	76
5.2.1	産業政策及び開発計画	76
5.2.2	FDI 促進政策	76

5.3. FDI に対するインセンティブ及び障害	78
5.3.1 FDI 促進体制	78
5.3.2 インフラ	82
5.3.3 通貨及び金融制度	83
5.3.4 労務・経営管理	85
6. レソト	87
6.1. マクロ経済、産業、貿易及び投資の動向	87
6.1.1. マクロ経済	87
6.1.2 産業	90
6.1.3 貿易及び投資	91
6.2. FDI 促進に係る諸政策	96
6.2.1 産業政策及び開発計画	96
6.2.2 FDI 促進政策	96
6.3. FDI に対するインセンティブ及び障害	98
6.3.1 FDI 促進体制	98
6.3.2 インフラ	102
6.3.3 通貨及び金融制度	104
6.3.4 労務・経営管理	106
7. スワジランド	108
7.1. マクロ経済、産業、貿易及び投資の動向	108
7.1.1 マクロ経済	108
7.1.2 産業	110
7.1.3 貿易及び投資	111
7.2. FDI 促進に係る諸政策	114
7.2.1 産業政策及び開発計画	114
7.2.2 FDI 促進政策	114
7.3. FDI に対するインセンティブ及び障害	116
7.3.1 FDI 促進体制	116
7.3.2 インフラ	120
7.3.3 通貨及び金融制度	122
7.3.4 労務・経営管理	124

8. セイシェル	126
8.1. マクロ経済、産業、貿易および投資の動向	126
8.1.1 マクロ経済	126
8.1.2 産業	130
8.1.3 貿易及び投資	131
8.2. FDI 促進に係る諸政策	132
8.2.1 産業政策及び開発計画	132
8.2.2 FDI 促進政策	132
8.3. FDI へのインセンティブおよび障害	134
8.3.1 FDI 促進体制	134
8.3.2 インフラ	137
8.3.3 通貨及び金融制度	138
8.3.4 労務・経営管理	139
参考文献・ウェブサイト	142

1. ボツワナ

1.1. マクロ経済、産業、貿易および投資の動向

1.1.1 マクロ経済

ボツワナは後発開発途上国(LDC)から卒業した唯一の国として、傑出した存在である。1966年の独立時点での国民1人あたり年間所得は100米ドル未満であり、世界でも最貧国のひとつであった。以来30年間、世界有数のスピードで経済成長を成し遂げた結果、現在ではボツワナの国民1人あたりGNPは3,312米ドルと、中上位の所得レベルを持つ発展途上国となった。こうした目ざましい経済成長は1967年、ダイヤモンド鉱山が発見されたことに端を発する。これにより生産性の低い農業に多くを依存していた経済から、鉱業およびサービス業が中心の経済へと、経済構造の変化が起きた。独立以来の経済的・政治的成長について論じたさまざまな評論では、天然資源を賢明な方法で管理したことと良好なガバナンスの2点のおかげで、経済および政治の長期安定が実現したことが指摘されている。当初は鉱業収入や海外援助の大半が保健・教育・インフラに向けられ、このことが長期的成長の基盤を作った。また同時に、効果的な投資先のない歳入は留保された点も重要である。ボツワナが早い時期に成功を収め、その成功が今日に至るまで続いていることは、長期に安定したマクロ経済環境の確立という、健全な投資環境には不可欠な条件の実現につながった。発展途上国がこれを実現できることは珍しい。

ボツワナはまた、経済体制の選択、さらにはFDI政策およびFDIに対する姿勢の点でも独自路線を歩んでいる。1960年代から1970年代にかけて、多くのアフリカ諸国では中央計画に基づいた国家管理体制が支配的であるなか、ボツワナは市場経済体制を選択した。周辺国に広がる国営化の道を選ばず、最も重要な国家資源であるダイヤモンドの開発を、外国人投資家との合弁事業に委ねた。またボツワナは現在、外国人投資家とのつながりを強めているが、その理由は投資家の利益マージンではなく国の利益を増やすことが理由であることは注目に値する。また銀行業においても、当時は銀行業こそ国の経済の支柱であるとの認識が持たれるなか、ボツワナでは外国資本による所有が続いた。1976年には独自の通貨も制定し、南アフリカをはじめとする近隣諸国と比べてリベラルな為替管理を維持することができた。独立以来、概してFDIに対しては開放的であり、またFDIの枠組みの改善も常に行ってきた。

独立以来、ボツワナは地理的な優位性を活用し得たことはほとんどない。人口は少なく、国民は貧しく、人口は農村部が中心で、牧畜が主な経済活動であるという状況から、国内の市場規模は小さかった。南部アフリカ関税同盟(SACU)加盟国であったことから南アフリカの巨大市場にアクセスできたが、さまざまな能力やインフラの不足から、これを地理的な利点に転換することはできなかった。外国人投資家を引き付けたのは、ダイヤモンド(および銅、ニッケル、ソーダ灰)の発見である。同時

に、賢明かつ先取の気性に富む政策、都市労働力の増大、技術とインフラの改善、そして小規模だが急成長を続ける都市市場の存在も、投資環境を向上させた。最近行われた南部アフリカ開発共同体(SADC)加盟国の投資環境に関する投資家への調査では、ボツワナは良好なガバナンス、健全な金融政策、持続的な高成長といった指標に関して「模範事例」に選ばれている。

エコノミスト・インテリジェンス・ユニット社(EIU)によると、ボツワナ政府は 2005 年から 2006 年にかけても、概して賢明な経済政策を継続する予定であるほか、財政開発計画庁では選挙後の組閣を熱心に行うと考えられる。とはいえ、歳入管理が不可欠である状況であるにもかかわらず、同国のマクロ経済のバランス維持は近年一層難しくなりつつある。民営化やコスト回復方法といった難しい経済政策の導入は引き続き遅れる可能性があるほか、選挙に初当選すると同時に内閣に指名された企業出身の有力者たちが、政策の方向性にも影響を与える可能性がある。とりわけ、投資家誘引と一般市民の経済への関心促進との間のバランスをとるという重要分野において、その可能性が高い。

第 9 次国家開発計画(NDP 9、2003 年 4 月～2009 年 3 月)では、政府による長期政策文書である「ビジョン 2016」に掲げられた目標を反映し、主要な政策目標としては熟練労働者の不足解消、および大きな目標として(1)経済の多角化、(2)雇用創出および貧困緩和、(3)マクロ経済の安定性および財政規律の維持、(4)国内の人的資源の開発(HIV/AIDS 対策を含む)を挙げている。

また、ダイヤモンド鉱業に依存する経済から多角的経済への移行も、引き続き政策目標として掲げられている。しかし EIU 社では、多くの政府機関が対内直接投資の誘致を働きかけているものの、過度の官僚主義や市場規模の小ささが、今後も制約となると述べている。遅れが続いている民営化マスタープランについては、今後数ヵ月以内に政府が承認する予定であることから、民営化に向けたタイムテーブルは近いうちに明らかになる可能性がある。政府は、国内金融市場の発展を促す試みを求められており、ベンチマーク証券となる国際証券の発行を検討する可能性もあるが、財政規律が完全に回復するまでは、実施を見送ると見られる。

2004 年 4 月から 2005 年 3 月にかけての歳入年度の予算では 7,000 万ブラ(1,500 万米ドル、GDP の約 0.2%)の小幅な黒字を見込んでいたが、2005 年 2 月の年次予算演説の時点では 14 億ブラ(3 億米ドル)の赤字であった。2005 年～2006 年の予算は 1 億 1,000 万ブラの黒字であり、ほぼ均衡予算となっている。2 月に発表された年間金融政策表明では、中央銀行であるボツワナ銀行はインフレ目標幅を 4～7%から、南アフリカと同様の 3～6%へと引き下げた。最近のインフレ率上昇は、2004 年 2 月に行われたブラの切り下げの影響によるものであることへの、同行の自信を示すものと言える。

ボツワナは、「ビジョン 2016」と題された長期ビジョンを有している。「ビジョン 2016」は、ボツワナ社

会の全セクターと協議を行ったうえで、1997年に採択された国家ビジョンであり、2016年には国のあるべき姿の全体像を示すものである。「ビジョン 2016」はさまざまな側面からなり、ボツワナ人に関する社会的、経済的、文化的、政治的、精神的な側面を扱っている。ボツワナには従来から国内で合意され、存在していた開発目標があった。すなわち(1)持続的発展、(2)急速な成長、(3)経済的自立、(4)社会正義の4点である。これらを再確認し、土台としたものが「ビジョン 2016」である。

表 1.1: 主要なマクロ経済データ

	1960s	1970s	1980s	1990s	1998	1999	2000	2001	2002	2003
Population (million)	0.6	0.8	1.1	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	1.7
Population ages 0-14 (% of total)	49.6	49.7	47.1	43.7	42.9	42.6	42.3	42.0	41.8	41.5
Population ages 15-64 (% of total)	47.5	48.0	50.8	54.0	54.8	55.2	55.5	55.7	56.0	56.2
Population ages 65 and above (% of total)	2.9	2.3	2.1	2.4	2.3	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3
GDP (constant million 2000 US\$)	181.9	707.2	2,063.3	4,127.8	4,628.5	4,877.9	5,251.1	5,526.4	5,771.4	6,083.8
GDP growth (annual %)	8.7	15.2	10.9	5.2	6.0	5.4	7.6	5.2	4.4	5.4
GDP per capita (constant 2000 US\$)	321.4	889.4	1,834.2	2,724.7	2,867.4	2,962.3	3,135.0	3,260.4	3,371.6	3,532.0
Official exchange rate (LCU per US\$, period average)	0.7	0.8	1.5	3.3	4.2	4.6	5.1	5.8	6.3	4.9
Inflation, consumer prices (annual %)	-	11.9	10.6	10.5	6.7	7.7	8.6	6.6	8.0	9.2
Money and quasi money (M2) as % of GDP	-	18.0	23.1	22.8	23.6	27.9	27.2	28.0	28.0	27.5
Real interest rate (%)	-	-1.6	0.1	5.1	9.6	8.5	7.8	7.8	7.7	12.3
Foreign direct investment, net inflows (% of GDP)	0.0	2.8	3.8	0.1	1.9	0.7	1.1	0.4	7.5	1.1
Foreign direct investment, net inflows (% of gross capital formation)	0.0	7.9	14.7	0.7	5.8	2.6	5.5	1.9	26.7	4.2
Agriculture, value added (% of GDP)	37.7	24.5	7.0	3.8	3.2	2.8	2.7	2.6	2.4	2.4
Industry, value added (% of GDP)	17.0	35.3	53.7	48.7	47.6	45.7	47.2	47.6	47.2	45.2
Manufacturing, value added (% of GDP)	8.5	6.5	5.5	4.9	5.1	5.1	4.8	4.5	4.3	4.3
Services, etc., value added (% of GDP)	45.3	40.1	39.4	47.5	49.2	51.4	50.1	49.9	50.4	52.5
General government final consumption expenditure (% of GDP)	22.6	18.9	24.6	27.9	28.9	30.4	30.4	31.9	33.3	35.5
Household final consumption expenditure, etc. (% of GDP)	80.3	57.5	38.5	32.8	31.4	30.9	28.0	27.6	28.1	26.5
Final consumption expenditure (% of GDP)	102.9	76.3	63.1	60.8	60.2	61.3	58.3	59.5	61.4	61.9
Gross capital formation (% of GDP)	21.1	43.0	29.7	27.8	33.5	28.0	20.0	23.0	28.0	27.5
Exports of goods and services (% of GDP)	30.2	55.4	62.2	52.6	51.4	54.6	61.4	54.7	46.4	44.5
Imports of goods and services (% of GDP)	54.2	74.7	55.0	41.2	45.2	43.9	39.6	37.2	35.8	33.9
Gross domestic savings (% of GDP)	-2.9	23.7	36.9	39.2	39.8	38.7	41.7	40.5	38.6	38.1

Gross capital formation (% of GDP)	21.1	43.0	29.7	27.8	33.5	28.0	20.0	23.0	28.0	27.5
Food exports (% of merchandise exports)	-	-	-	2.8	-	-	2.8	3.1	-	-
Food imports (% of merchandise imports)	-	-	-	14.2	-	-	14.2	13.9	-	-
Agricultural raw materials exports (% of merchandise exports)	-	-	-	0.3	-	-	0.3	0.5	-	-
Agricultural raw materials imports (% of merchandise imports)	-	-	-	0.9	-	-	0.9	0.8	-	-
Ores and metals exports (% of merchandise exports)	-	-	-	7.0	-	-	7.0	5.5	-	-
Ores and metals imports (% of merchandise imports)	-	-	-	2.2	-	-	2.2	2.0	-	-
Fuel exports (% of merchandise exports)	-	-	-	0.1	-	-	0.1	0.1	-	-
Fuel imports (% of merchandise imports)	-	-	-	4.7	-	-	4.7	6.5	-	-
Manufactures exports (% of merchandise exports)	-	-	-	89.6	-	-	89.6	90.6	-	-
Manufactures imports (% of merchandise imports)	-	-	-	74.6	-	-	74.6	71.8	-	-
Aid per capita (current US\$)	20.1	67.4	109.5	64.1	65.9	37.0	18.3	17.2	21.9	17.5
Total debt service (% of exports of goods and services)	-	2.1	3.6	3.3	2.6	2.2	2.0	1.7	2.0	1.3
Total reserves in months of imports	-	3.7	10.8	22.7	23.7	24.5	24.9	27.1	21.1	18.6

出所: The World Bank (2005), *World Development Indicators: 2005*

1.1.2 産業

ボツワナは、南アフリカを含む 4 カ国とともに、SACU を結成している。ボツワナ独立時には農業以外の主な産業基幹産業は存在しなかったが、主として南ア資本の民間企業による、主に鉱物資源開発に対する活発な投資が、持続的な経済発展と産業の多角化を支え、現在では南部アフリカ地域で 2 番目に所得水準の高い国となった。産業構造においてはサービス業が 52.50%と過半を占め、鉱工業が 45.28%でこれに続く。農業の相対的重要性は、域内で最も低い。

農業については、国土の半分以上が乾燥地帯であるため、耕作にはほとんど適していない。対照的に牧畜が、農業生産の総額の 80%を占めている。商業的に育成飼育されている牛は約 250 万頭、うち 95%が国内 3 ヶ所の畜肉加工工場を通じて、南アをはじめとする国外に輸出されている。もっとも水資源が限られていることから、飼料の自給率は 20%前後と低い。

鉱業はダイヤモンド生産が中心である。ボツワナ政府と南アフリカ企業による合弁企業が複数存在し、これらが鉱山の経営と生産・輸出活動にあたっている。2002 年の生産高は 2,620 万カラットと、世界有数の規模を誇る。ダイヤモンド産業は輸出の 90%を占め、その生産量や市況は国内経済に大きな影響を与えている。この他の鉱産物としてはニッケル、銅、石炭、ソーダ灰を産出し、ダイヤ

モンドと同様、南ア資本の出資が多い。またニッケルと銅についてはカナダ資本の投資も生産量拡大に寄与している。

製造業については、上記の鉱物資源の一次加工、および精肉業などの食品産業が大きな割合を占める。残りは国内向けの軽工業であり、小規模経営が多い。近年は、アフリカ成長機会法 (AGOA) の適用対象国となったのに伴い、アジア資本が繊維製品・衣料品部門に投資を始めており、今後はこれらが新たな輸出産業へと発展するかが注目される。

サービス産業については、隣国である南アの資本とインフラも活用しつつ、公益事業、商業、金融業が発展している。また金融部門については、南アや欧州系の金融機関が市場参入している。株式市場の規模は 21 億 3,000 万米ドル(2003 年の時価総額)と、南アとジンバブエに次ぐ規模である。観光業はサファリ観光が中心であり、2002 年の観光客は 1990 年の 2 倍に相当する 104 万人、観光収入は 3 億 1,000 万米ドルに達した。

1.1.3 貿易および投資

(1) 貿易

ボツワナの輸出は、総額および対 GDP 比とも、2000 年以来下降を続けている。ダイヤモンドの国際市場は好調であったが、ダイヤモンドの値付けや取引には米ドルが使用される。この対米ドル相場においてプラ高となったことから、ダイヤモンド輸出額は下落した。しかし、輸出収入に占めるダイヤモンド輸出の割合は、むしろ増加している。これは 1998 年のヒュンダイ自動車組立工場閉鎖に伴う自動車・自動車部品の輸出減、および繊維製品の価格下落などが主因である。

輸入は、南アフリカを中心とする SACU 諸国からが中心である。1998 年から 2000 年にかけて減少傾向が見られたものの、基本的には燃料・木材・食品などの生活基本品の輸入増が輸入全体を押し上げるという構造は変わらない。このため、現地通貨(プラ)の弱含みが続くとの予測、消費者支出および政府支出の増加、さらには原油価格の上昇により、輸入は増加するものと思われる。

ボツワナにとって、SACU 条約は主要な多国間貿易条約である。SACU は対外共通関税を定めているほか、関税同盟の対象国(ボツワナ、南アフリカ、ナミビア、レソト、スワジランド)を原産地とする商品については無関税で輸出入できると定めている。

非従来型(すなわち鉱物および牛肉以外の品目)の輸出については、これまで南アフリカが主な輸出先であった。しかし、貿易自由化イニシアティブにより、欧米に新たな市場が生まれることが期待されている。ボツワナは AGOA のもと、衣料品などについては米国市場に無関税で輸出可能であ

り、数量規制もない。

表 1.2: 貿易動向および主要貿易相手国

	1998	1999	2000	2001	2002
輸出 (百万 US\$)	2,537	2,743	3,220	2,845	2,667
輸入 (百万 US\$)	2,229	2,204	2,076	1,902	1,947
主要貿易相手国 (1,000P)					
輸出					
英国	4,830,026	8,130,083	9,644,333	12,283,285	3,363,40
ジンバブエ	249,892	290,968	540,563	373,766	114,553
米国	90,011	86,475	81,613	35,259	12,822
Import					
SACU	7,111,419	7,783,613	7,846,092	8,193,389	2,188,744
英国	320,512	272,481	442,262	467,793	123,481
ジンバブエ	374,644	396,600	366,635	335,232	74,148

出所: World Bank, *World Development Indicators*; Central Statistics Office of Botswana, *Statistical Bulletin*;

(2) 外国直接投資

ボツワナへの FDI 流入は、2001 年以来減少の一途をたどっていた。原因としては、ダイヤモンドの生産量が天井を打ったと見られたことから、鉱業セクターへの資金流入が減少したためである。また、国内市場の規模が小さいことも原因とされてきた。しかし 2002 年には、新たなダイヤモンド鉱山の発見に伴い、外国企業によるボツワナ経済への信頼が回復し、FDI は大幅増に転じている。

表 1.3: FDI 流入

(単位: 百万米ドル)

1998	1999	2000	2001	2002	2003
95.8	36.6	57.3	30.8	404.6	86.3

出所: UNCTAD, FDI On-line.

1.2. FDI 促進に係る諸政策

1.2.1 産業政策および開発計画

ボツワナ政府による産業政策は、輸入代替品の促進および輸出産業の多角化の 2 点を基本としている。農業については、食肉に対する安全対策の強化、ならびに穀物・乳製品の自給率向上に力点が置かれている。また鉱工業では生産性向上を通じた市場競争力強化、サービス業では発展余地の高い観光業に焦点を当てた対外 PR ならびに関連施設の拡充に、それぞれ力点が置かれている。

1.2.2 FDI 促進政策

1999年2月、ボツワナ政府はアフリカ南部で2番目となる、為替管理の完全撤廃を実施した。また汚職を含めた犯罪の撲滅、裁判制度の導入改善にも取り組み、おおむね成功している。さらに、法人税の引き下げ、ベンチャービジネス申請手続きの迅速化、マクロ経済環境の安定化、透明性向上への施策なども実施している。貿易産業省の最近の発表では、労働許可証および居住許可証の発行を簡略化、迅速化することである。また、法人登記所における法人登記の所要期間を12週間から10営業日まで短縮するとのコミットメントを発表していたが、その導入も進んでいる。

上記に加えボツワナ政府は、補助金や税金控除を含めた投資インセンティブ策を通じた投資家支援を実施している。雇用を創出する産業プロジェクト、とりわけ輸入代替品に関するものや輸出の可能性を持つものについては、投資が特に奨励されている。

投資を規定する特別な法律は存在しないものの、投資に関する細則は企業法、工場法、雇用法、財政援助政策、1995年所得税法に定められており、いずれもボツワナの投資ポジションについて明記している。インセンティブは、投資の保護と促進に関するものが中心的な要素を占めている。

とはいえ、2005年にはFDI戦略が政府の手により完成される予定である。FDI戦略では政府の描く未来像が示されるとともに、投資誘致に関する政府のコミットメントが表明される予定である。

(1) 促進対象分野

ボツワナ政府は、鉱業への依存度を下げするため、収益性および持続性が高い他の経済セクターへ投資受け入れ対象を多角化する政策を打ち出している。特に製造業、観光業および観光インフラ、「知識経済」に対する投資、また、新たに設立された国際金融サービスセンターを通じ、金融サービス業への投資を奨励している。

ボツワナ輸出振興投資局(BEDIA)では、製造業に力点を置き、輸出増をはかると同時に、広範な失業問題に対処しようとしている。BEDIAは、特に以下のセクターに関する投資家サポートに関心を寄せている。

- 繊維製品、衣料品
- 近代的な製革所の設立
- ダイヤモンドの切削および研磨
- ジュエリー製造
- ガラス製造

- 工学製品
- 印刷・出版。
- プラスチック
- セラミック
- IT・通信：セルラー電話業界の規制が撤廃されたほか、現在さらなる開放を検討中。
- データ処理。
- 観光業：エコツーリズム、ホテル・レストラン。

また、有望な分野としては、他に以下がある。

- 国際金融サービス：国際金融サービスセンター(IFSC)では、銀行業・金融業、ブローカー・トレーダー、保険会社、投資顧問会社、単位型投資信託・マネーマーケットファンド・株式ファンド・退職金ファンドといった分野
- エネルギー：モレプレ(Morepule)発電所の拡張、マンマブラ(Mmamabula)輸出用発電所の建設、太陽発電機器、天然ガス田の発見・開発
- 鉱業セクター：採掘装置・サービス、建設、コンサルティング、エンジニアリング
- 保健：保健サービス、医療・手術用機器

ボツワナ開発公社(BDC)は、以下の産業における投資を促進している。

- 国内調達可能な原料および副産物(例えば牛の副産物)を使った川下産業
- 組立業 例：電話等の電子部品
- 生鮮食料品の包装・小分け(現在は南アからの輸入食品が大半を占める)
- 製造業 例：薬品、包材、ジュエリー、皮革製品、その他

(2)国内調達政策

ボツワナ政府の国内調達政策(LPP)では、政府備品の一定割合について、ボツワナ国内に拠点を持つメーカーから供給を受けるよう定めている。LPP は、製造業・サービス産業の促進を目的としてボツワナ政府が提供するインセンティブであり、産業支援サービス庁が管理している。中央政府の購入分のうち 30%を国内メーカーのみに割り当てることで、現地企業家の育成と国際競争力の向上を目指している。なお、残る 70%については、国内企業・外国企業ともに入札できる。当プログラムへの参加資格を得るには、メーカーは現地人比率を 25%以上とする必要があるほか、以下の 2 条件を満たす必要がある。

- 10名～200名の人員を雇用すること
- 年間売上が20万ブラ(4万米ドル)～50万ブラ(10万米ドル)であること

ボツワナへの投資を希望する外国人投資家は、企業を現地化する試みの一環として、合意された期間中に技術やスキルの移転を行うことを要件とする。具体的には、各企業におけるボツワナ国民の、監督者および中上級管理職への登用を促進しなければならない(所有権移転に関する要件はない)。

1.3. FDI に対するインセンティブおよび障害

1.3.1 FDI 促進体制

(1) 投資促進機関

ボツワナ輸出振興投資局 (BEDIA)

ボツワナ輸出振興投資局 (BEDIA)は、民間投資、とりわけFDIが持続的な雇用創出、経済の多角化、貧困緩和において重要な役割を果たすとの認識が高まったことを受け、1998年に設立された独立系の機関であり、以下を目的とする。

- ボツワナへの投資を促進する。とりわけ、輸出志向型の製造業に重点を置く。
- ボツワナ国内で製造された製品の販路を特定する。
- 工場建設を請負う。

BEDIAの理事は、その大半が民間企業の会長をはじめとする代表者からなり、実質的に独立した組織である。政府関係者は貿易産業省および財政開発計画庁から各1名が参加している。

BEDIAは、国内外の投資家とボツワナ政府をつなぐ最初の窓口になることを目指している。設立以来、支援を行い、現在操業中の企業は14社にのぼる。これら14社の投資額合計は1,200万ドルであり、BEDIAによると3,600名近くの雇用が新たに創出された。BEDIAは製造業とサービス業の両方に対する投資家を対象とし、1ヵ所ですべての関税および承認手続きを済ませることができる。南アフリカおよび英国の2ヵ所に現地事務所を開設している。

ボツワナ開発公社(BDC)

ボツワナ開発公社(BDC)は、ボツワナでの主要な開発金融機関である。持続的雇用を生み、付加価値を経済にもたらすような、成長性のある事業を生み、育てる力を持つ投資家に貸付を行っており、その対象は国内外を問わない。貸付、インフラ、資本参加を通じた支援により、事業の設立と発展を支援する。投資や貸付を通じて市場からリターンを得るばかりでなく、可能な場合には新たなテクノロジーの導入や、技術移転を実現するという戦略をとっている。

BDCの投資総額は2002年には90万ブラ、2003年には対前年比17.7%増の11億ブラであった。投資の具体例は、ハボローネにおける菓子工場(菓子類の月生産量150トン)やハボローネにおける電気煮沸機製造ベンチャーの操業資金の貸付、ロバツェ(Lobatse)におけるロバツェ・クレイワークス工場の改修への融資、フランシスタウンにおける軽工業用倉庫ユニットおよび大規模養鶏プロジェクトを対象とした建設用貸付などがある。

(2)自由貿易区/自由輸出区

ボツワナにはEPZならびにFTZはない。

(3)FDI誘致のためのインセンティブ

ボツワナにはFDIを対象とするさまざまなインセンティブがあり、おそらく南部アフリカ経済の中でもFDIを行う利点が最も多いとされてきた。ボツワナ政府は輸出志向型産業については、国外投資家にも国内投資家と同様のインセンティブを与えている。またほとんどの経済部門でも、外国投資家による中～大規模プロジェクトは国内で一般的に提供される投資インセンティブを受けることができる。例えば、外国投資家も投資プロジェクトへの貸付を受けるためにボツワナ開発公社(BDC)を利用できる。

為替管理

ボツワナはSADC諸国の中で為替管理を撤廃した2番目の国である。経常勘定と資本勘定に対する管理を完全撤廃したことで、SADC地域内での投資国としての競争力が強化された。また為替管理の撤廃により、ポートフォリオ投資に新たなオプションが生まれたことで、ボツワナの金融市場はさらに発展を続けている。

兌換通貨への投資に伴う換金や振込に制限は一切なく、公定レートで行うことができる。送金も、法で認められたパラレルマーケットを通じて行うことができる。非居住者も、ボツワナ株式市場に上

場しているブラ建て債券のうち1年を超える満期のものについては取引や発行が可能である。これはポートフォリオ投資を促すと同時に国内長期金融市場を発展させ、投資手段の多様化をはかるための策である。さらに、外国人もボツワナ企業の株を所有することが可能であり、居住者は国外に投資したり、国外から貸付を受けることが可能である。旅行者の手荷物・機内預け荷物に含まれる通貨に制限はないが、1万ブラ(2100米ドル)を超える金額を持ち出すときは、出発時の空港税関に申告が必要である。経常勘定取引にあたっての外貨アクセスへの量的制限は撤廃されている。またボツワナ株式市場では重複上場も認められている。

外貨口座および本国送金

ボツワナ政府は、国内における外貨建て口座の開設を許可している。現在、商業銀行では米ドル建て、英ポンド建て、ユーロ建て、南アフリカランド建ての口座を提供している。またボツワナ法に基づいて設立または登記された企業またはその他の組織は、ボツワナ銀行から事前承認を得ずに外貨建て口座を開設できる。政府は外貨建債券の発行も許可している。非居住者が投資引き揚げ際には、収入を直ちに本国へ送金できる。収入、配当、利払い、キャピタルゲイン、知的財産収入、ロイヤルティ収入、フランチャイズ料、サービス料はすべて、無制限に本国送金が可能である。また外貨取得もスムーズに行うことができ、外貨不足が起きて銀行が取引停止に陥る可能性はきわめて低い。外貨準備高は約57億ドルであり、約2年分の輸入額に相当することから、当面は為替危機が起きることはない。ボツワナ通貨ブラは、あらゆる目的において自由に両替可能である。

(4) FDI 誘致に対する阻害要因 (海外投資家が参入不能なセクター)

ボツワナ経済は概して外国人投資家に対し開放的であるが、国内にしか門戸を開いていないセクターも一部にあり、外国人投資家が参加できない国民エンパワーメントプログラムがいくつか存在する。その多くは、従来現地人が支配的であった分野の事業にアフリカおよび南アジア出身の外国人居住者が進出していることに対し、議会が懸念を抱いたことから定められたものである。ただし同法はさかのぼって制限されることはないため、制定前に設立された企業については、引き続き非居住者の所有となっている。また多くの外国人投資家が、ガソリンスタンドなど特定の分野において、ボツワナ国民へのフランチャイズ方式で投資を続けている。

事業許可証の発行は、貿易産業省の管轄である。同省は上記の分野において外国人が事業許可を申請した場合も、事業許可の禁止が適用されるか不明瞭なときは、おおむね許可を出している。現在は、学校施設用什器の製造と溶接・れんが積み業の2業種については、外国企業の参入は法律で禁止されているほか、ガソリンスタンド、酒店、バー、スーパーマーケット(ただしチェーンストアおよびフランチャイズを除く)など、ボツワナ人企業が完全に掌握している事業については、参入が制限されている。

こうした制限にもかかわらず、貿易産業省は「チェーンストア」を「1 つより多くの店舗を持つ店」と拡大解釈することで、スーパーマーケットのみならず単一商品を扱う店や総合商店も除外対象とした。このため、外国人が所有する大型百貨店、レストラン、大手生鮮チェーンなどは、制限を受けることなく事業を行っている。外国人による投資はボツワナの対内直接投資促進という原則に沿う内容であれば、他のすべてのセクターで許可されている。事業許可証は予定事業内容を機械的にレビューしたうえで発行され、レビューは透明性が高く差別もない。

1.3.2 インフラ

(1) 基本情報

ボツワナのインフラは良好な輸送インフラを含めて妥当なレベルにあると言える。しかし、域内他国と比べると公共料金が高く、公共企業の民営化も遅れており、外国投資の妨げとなる可能性がある。開発のためのイニシアティブとしては、国内経済全体を刺激することを目的に、政府主導のインフラプロジェクトなど、数多くが進行中である。

鉄道網の総延長は 888km、道路網の総延長は 1 万 217km(うち 5,619km が舗装道路)である。港湾はないが、ガブコン、フランコン、セレビクウェの 3 つのドライポートが、ボツワナ鉄道により運営されている。国内に空港は 85 あり、うち舗装された滑走路を擁する空港は 10 ヲ所ある。

発電は主に火力発電(主に石炭)であり、農村部では小規模なディーゼル発電もみられる。需用電力の半分以上は南アフリカおよびザンビアから輸入している。ボツワナ電力公社は、国民の生活水準を向上させるために地方電化に全力を尽くす旨を表明している。しかし、南部アフリカ地域では各国の経済発展に伴い、電力供給不足に見舞われる可能性が高まっている状況を踏まえると、電力分野は、革新的で経験に富み、計画性を持つ有力な投資家であれば、電力供給事業を成功に導けるだけでなく、国と地域の福祉向上に積極的に貢献できる分野だと言える。また石油精製品は南アからの輸入に 100%近くを頼っており、備蓄タンクには常時数ヶ月分が用意されている。国内には大手多国籍石油会社が 5 社進出し、燃料や潤滑油の営業および販売を行っている。水資源に関しては、国際河川に長期供給の多くを頼っており、国際河川委員会の交渉に積極的に参加を続けている。水分野での国のマスタープランは順調に進行している。

電話システムは、携帯電話サービスの成長、ならびに地域開発への参加と歩調をあわせて拡大している。無線および電磁波によるリレーリンクの小規模システムがあるほか、ラジオ電話通信局も少数だが設置されている。セルラー電話サービスは急成長している。

(2)地域プログラム

トランス・カラハリ高速道路の建設は 1998 年に完了した。これにより、マプート(モザンビーク)からナミビアのウォルビス・ベイに至る大陸横断道が完成した。またボツワナは南部アフリカ・パワーブルー構想に参加している。

(3)民営化および官民パートナーシップ (PPP) を巡る状況

民営化に関して、ボツワナ政府は微妙な立場にある。政府は民営化を、国内への FDI とポートフォリオ投資を一層呼び込むための手段として活用したいと考えているが、反面、民営化によって雇用が奪われ、資金力のある外国勢力を潤すだけに終わってしまうのではないかと国内の懸念にも応えようとしているからだ。ボツワナ政府は 2002 年の政府報告書第 1 号において「ボツワナ民営化政策」を採用したのを受け、PEEPA(公共企業評価民営化機関)を設立し、民営化政策の導入を監督している。PEEPA では民営化プロセスにおける国外資本の参加の程度を最終的に決定すると同時に、国民の参加を促進するための方策を決定する。また 2002/03 財政年度にはほとんどの公共企業が黒字化していることから、民営化マスタープランが発表されれば、公共企業の民営化は加速すると期待される。同プラン導入に向けての準備の一環として、PEEPA では公共企業の業績に関する詳細な実態分析を行う予定である。

PEEPA は官民パートナーシップ(PPP)も担当している。PPP は通常、HIV/AIDS 被害対策や、同様の社会プロジェクトに適用されている。2004 年にハボローネで開催された、官民パートナーシップの建設業界ステークホルダー向けワークショップにおいて、英国政府はボツワナ駐在首席代表を通じ、ボツワナ政府に対しては PPP プロジェクトを拡大するように求め、民間企業に対しては特に HIV/AIDS 被害対策に対する政府への圧力を緩和するよう強く求めた。2005 年 3 月の外務国際協力相の発表によれば、政府が限られた資源の効果的な活用を促進するために PPP イニシアティブに着手したことや、包括的 PPP 実施戦略の開発にむけた予算が承認されたこと、また PEEPA による PPP 導入規制の手続き・ガイドライン開発のための予算が承認されたことが明らかになっている。計画ではこの戦略が実施プロジェクトの種類や、PPP プロジェクトのスムーズな導入と管理などの実施方法に関する政府方針の策定に寄与する。同相はまた、ボツワナは地方分権的、非官僚的、触媒的、結果志向型、エンパワーメント重視型の新しいサービスモデルの確立に向けて動き始めていると述べており、政府は将来的には一部の政府機関をパフォーマンス・ベース組織(PBO)に移行し、公的に定められた目標を達成するための説明責任と柔軟性の両方を併せ持つ組織となること、そして公共および民間のいずれの組織も、公共サービス提供のために競合するような構想を描いている。

1.3.3 通貨および金融制度

(1) 概況

ボツワナ経済が直面する最大の課題は、ダイヤモンド依存からの脱却と、経済の多角化である。外国投資を誘引するための取り組みはいくつかの政府機関が行っているが、政府の効率が悪いこと、および市場規模が小さいことが、外国資金流入の妨げになっている。国内長期金融市場の育成を目指し、ベンチマーク証券となる国際債券の発行も検討されたが、市場規律が完全に回復するまでは実現は見送られる。とはいえ、ボツワナ国債はS&PおよびムーディーズからAの格付けを受けている。

2004年のインフレ率は予想の範囲内であったため、即時に金融引き締め策をとる必要はない。中央銀行は制限的な貸付政策をとっており、また政府もインフレ目標の点でリスクが発生しないよう、支出抑制策をとっている。

ボツワナの通貨プラは、南アフリカの通貨ランドが支配する通貨バスケットに連動しており、2004年4月に切り下げが行われた。当面はさらなる切り下げの可能性はないが、南アはボツワナにとって最大の貿易相手国であることから、プラはランドへの依存度が高い。対米ドル相場については、1米ドルあたり4.92プラから5.14プラへとプラ安が進むと見られている¹。

(2) 金融セクター

金融セクターについては、IMFならびに「金融セクター改革強化イニシアティブ」(マルチドナープログラム)の協力を受けて、金融機関が設立される予定である。また反マネーロンダリングプログラムの5年計画が、現在調査段階に入っている。債券市場の資金の動きは非常に活発である。具体的な動きとしては、国内最大手のパークレーズ銀行が1億5,000万プラ(3,400万米ドル)規模の中期債券を二度、スタンピック銀行が機関および個人投資家向けマネーマーケットファンドを、そしてBotswana Building Societyが5億プラ規模の中期債券を、それぞれ発行予定である。またボツワナ通信公社債も取引されている。

銀行セクターにおける主要機関は、中央銀行(ボツワナ銀行)、商業銀行5行(パローダ銀行、パークレーズ銀行、ファースト・ナショナル銀行、スタンダード・チャータード銀行、スタンピック銀行)、投資銀行(インベステックグループ)、および金融リース会社(African Banking Corporation of Botswana)である。

¹ 2005年1月のEIUレポートの予測による。

上記に加え、開発金融機関が6行あり、うちボツワナ開発公社(BDC)と国家開発銀行(NDB)の2行は準国営企業である。BDCは過去、収益性の低いプロジェクトに貸付をおこなったため多額の不良債権を抱えていたが、近年の貸付政策の改革により状況は改善した。現在は主に製造業に対して貸付を行っており、貸付残高は1億2,737万ブラ(2,548万米ドル)にのぼる。一方NDBは、アフリカでISO 9001を取得した初の開発銀行であり、2002年には5,000万ブラ(1,060万米ドル)の純益を記録した。貸付供与にあたっては外国企業と国内企業の区別はない。短期の国外取引に対する貸付も比較的発展している。外国貿易保険はボツワナ輸出信用保険(BECI)が行っている。

ボツワナ政府は2000年6月、国際金融サービスセンター(IFSC)を設立した。IFSCは合弁企業、企業貸付、保険業務、外国企業の管理などを扱っており、金融関連の地域ハブとなることを目指している。2004年現在で9件のプロジェクトが承認された(Barclays Bank, African Alliance, Natgilt Trading Ltd, ABC Holding Co.、ABC Bank, Seed Co. International, Arup Africa, Metcash Africa (Botswana) Cyberplex Holding, Kingdom Financial Holdings, RPC Data International)。これらの企業はIFSCオペレーターとしてボツワナ銀行から許可証を発行され、税金優遇(通常25%の法人税が15%、源泉徴収免除)、二重課税条約の適用、合弁企業に対する税額免除などの特恵を受けることができる。

(3) 株式市場

ボツワナ株式市場は、商業銀行に加えてビール・飲料メーカーのSechaba社の業績が好調であったことを反映し、2004年末に向けて長期金融市場と同様、活況を呈した。2003年の売買高は7740、売買代金は4億ブラ(8,000万米ドル)であった。上場企業は国内企業が17社、外国企業が5社であった。外国企業の2003年平均株価は前年比13.5%高であった。

(4) 外国為替

為替管理は、1999年2月に完全撤廃された。経常勘定と資本勘定に対する管理が完全に撤廃されたことで、ボツワナは南部アフリカにおける投資先としての競争力を強化したことになる。また為替管理撤廃に伴い新たなポートフォリオへの投資オプションが増加し、ボツワナ金融市場の一層の発展への道が開かれつつある。

1.3.4 労務・経営管理

ボツワナには英語を話し、教育水準の高い労働者が多数存在し、失業者²の就労意欲や職業訓練

² 政府の公式文書によると、ボツワナの直面する大きな問題のひとつに失業がある。最近5年間で失業率はかろうじて減少したが、現在でも19.6%と非常に高い。この5年間で経済は10%近くも成長した反面、これほど失業率が高

に対する意欲も高い。就学児童の 90%は初等教育を受けており、教育拡大の取り組みは、現在、中等教育に焦点が当たっている。しかしながら、わずか 30 年足らずで劇的な経済成長を成し遂げた事実を踏まえ、労働者に求められる技術や経験と産業界が求める水準との間に、依然、乖離があることは否めない。過去 20 年間、職業教育に重点が置かれるようになったものの、企業関係者からは、企業が必要とする経営管理技術、職業技術、専門技術は依然として不十分な状況にあるとの声が聞かれる。

就労時間は通常で週 45～48 時間、法定最低賃金は時給 1.90 プラと低い。また労働者には年間 14 日の有給休暇が与えられている。外国人の雇用には規制があり、報酬または収入を得てボツワナ国内で就業する外国人は労働許可証の取得が義務付けられている。労働許可証については、法人が具体的な経済活動を開始するのに必要な許認可が全て下りた後にならないと発行されない。国内で適切な技術を有する人材を調達できる限り、外国人への労働許可証発行は認められないとの、政府の意向が伺える。しかし現実には、国内労働力のみからの人材確保は難しく、さらに、高い技術を持つ国内労働者の間でも AIDS の蔓延がみられることから、同等以上の技術力を持つ外国人労働力への需要は引き続き高い。ボツワナ輸出促進投資局 (BEDIA)、ボツワナ開発公社 (BDC) とともにこうした実情を認識しており、必要な外国人技術者の確保に向け投資家を支援している。なお、コンサルタント、管理者 (スーパーバイザー、ディレクター) が非居住者としてボツワナに一時滞在する場合は、労働許可証は不要である。

労使関係は、労働法の見直しが絶えず行われていることもあり、概して協調的である。最近、労働争議の公平性を期することを目的として、労働裁判所が設置された。ボツワナの労働法は比較的シンプルであり、「雇用者に有利」とまではいかないにせよ、労使間のバランスはおおむね取れていると見なされている。企業関係者からは、「隣国の南アの労働法と比べると、はるかに雇用者に有利」とのコメントも聞かれる。

労働組合は、フォーマルセクターの労働力ではごく一部にしか存在せず、その多くが鉱業部門や銀行部門に集中する。労働組合結成の自由は法律上保証されているが、国外投資家が組織的かつ大規模な労働争議に直面する事態は、過去の経緯から見限り予見しづらい。組合が設立され、労働争議にまで至った事例はごくまれである。ただし労組が自らの力を自覚するにつれ、ストライキなどの類の活動は少しずつだが増えつつある³。

いのもまた事実である。一因としては、経済成長の大半を担う鉱業が資本集約型産業に転換し、直接雇用を生みにくい点があげられる。

³ IRIN の報告によると、独立系の労働研究所である Botswana National Productivity Centre (BNPC) が、生産性低下と労使関係の悪化に対処することを目的に、政府・民間企業・労働組合員の三者フォーラムを早急に設立するよう求めている。この提案は、6 月上旬、首都ハボローネで開かれた労使関係ワークショップで行われたものである。BNPC はこの席上、頻発するストライキ行為によって国内生産が脅威にさらされているとする文書を示し、さらにこのストライキは政府、雇用者、労働運動の間の敵対関係をもたらしたものと述べた。

2004 年末に発表された「ボツワナにおける AIDS の影響に関する調査(BAIS)」によると、ボツワナ国内の HIV/AIDS 感染率は 17.3%であった。これは、一般に流布している感染率(35～40%)よりもかなり低い。35～40%という数字は、感染リスクの最も高い人口層(若年層)では当てはまるかもしれないが、17.3%という数字は、2004 年に国連が推計した国内感染率 18～21%に近い。事実、BAIS の発表した人口層別の分析結果によると、一部の層で感染率が突出して高いことが明らかとなった。同調査では匿名の HIV/AIDS テスト等による感染率の推定に加え、性行動や AIDS に対する考え方も併せて調査している。一連の調査結果に対する政府当局の反応はさまざまであったが、総体としては感染率の低さを強調する傾向が見られた。これまで高い数値が独り歩きしたことで、ボツワナの投資環境にネガティブなイメージを与えてきたことを考えれば、当然かもしれない。しかしながら、今次調査結果を受けて、国民とドナー国・機関の両方に過度の安心感が広がる危険性について、政府報道官からは懸念の声もあがっている。HIV/AIDS はボツワナの経済発展に少なからぬ影響を与えてきたし、今後も影響を与えるのは確実である。平均寿命は HIV/AIDS の影響により、過去のピークである 60 歳台から、すでに 40 歳近くにまで低下している。

ボツワナへの投資を検討する場合は予め、同国の労働市場調査を時間をかけて行うべきであろう。投資促進機関は、教育水準の高い労働力がもたらすメリットを強調するが、上記から分かるとおり、実態は必ずしもメリットばかりとは限らない。国営企業が市場から撤退する部門では、事業を引き継ぐ民間企業が必要となるため、外国投資家にとりビジネスチャンスが多いと思われる。同様に、現在の高失業率を考慮すると、米・AGOA や対外 FTA を活用した繊維など労働集約型産業部門にも新規事業立ち上げの可能性はある。しかし、それ以外の分野については、比較的規模が小さく、政策的保護のない国内市場で競争するか、またはプラ高の状況でも輸出が可能なニッチ分野を探すかのいずれかしかないことを、投資家は認識する必要がある。

2. モーリシャス

2.1. マクロ経済、産業、貿易および産業の動向

2.1.1 マクロ経済

2004 年初頭、モーリシャスのベランジェ首相は政府計画を発表した。その目的は、失業率を 5%まで抑制するとともに財政赤字を削減し、同国を漁業と熟練技術の一大拠点へと転換させ、経済回復と社会正義の実現を果たすことにある。今後 2 年間の政府の重点分野としては、選挙制度の改革、政党の助成、労働法の見直し、「ファミリードクター」保健制度の導入、老齢年金制度の見直しなどの改革が挙げられている。政府が現在進めているプログラムの 70%は、2000 年に連立政権が発足した時に導入されたものである。プラビン・ジュグノート副首相によると、上記重点分野に加えて、政府は中長期経済パラメータの改善に集中的に取り組んでおり、特にインフレ抑制を目指して金融政策の調整を行ってきたという。この点も寄与して財政赤字は 5.6%から 5.5%へと減少、インフレ率も 1999 年の 6.9%から 2003 年には 3.9%まで下落した。インフラ改善に投じられた費用は 10 億ドルを超え、国内では 3 万 2,000 名分近くの雇用が生み出された。さらに、政府の貧困緩和プログラムの一環として、この 3 年間に 545 件以上、計 500 万ドル相当のコミュニティ開発プロジェクトが実施された。同プロジェクトでは特に家屋の改修と建設が優先されている。他の貧困緩和プログラムとしては、国内の社会インフラ改善を目的とする EU 出資の Anou Diboute Ensam プロジェクト、ロドリゲス島の分離問題への対処を目的とする UNDP 出資の Leve Deboute プロジェクト等がある。

2004 年、モーリシャス政府は、世界市場と貿易規制の影響を受けやすい砂糖と繊維に依存する経済を改め、経済多角化のための取り組みを強化した。EU はこうした取り組みに満足の意向を示した。背後には、モーリシャス産製品がヨーロッパ商品市場で受けている特惠待遇を終了させたいとの思惑がある。一方、モーリシャス側は、価格保証が得られ、市場関係者全員にバランスのとれた監視が行き届くといった理由から、数量規制制度を望んでいる。

2004/05 年度予算では貧困層のエンパワーメントが目標に挙げられており、経済成長を誘発するための施策として、所得税改革、富裕層購入品に対する課税強化、富裕層向け退職者基本年金の撤廃などが掲げられた。また、小規模農場主への土地割り当てや従業員持株制度の導入、さらには効率性を高め、中途退学を防ぎ、人々に公平をもたらすことを目指した思い切った法改正や制度改革も加えられた。しかしながら、企業向け促進計画の新規導入は見当たらず、また投資や雇用を刺激するような成長誘発策は中小企業を除いてほとんど存在しない。

IMF はモーリシャスとの第 4 条協議の席上、「同国 GDP 成長率は 2003 年の 2.75%という失望的な数字から、2004 年には 4.5%まで回復すると期待される。しかし砂糖や繊維といった従来産業が保

護撤廃や競争激化に直面しているため、成長見通しを下方修正する」と語った。同時に、モーリシャス政府による財政赤字拡大が続くのであれば、公的債務を維持できなくなる可能性がある」と警告した。2004/05年度予算の方向性には同意を示したものの、同国経済が比較的好調な間に必要な調整を行うよう、政府に強く求めた。また2004年12月、中央統計局はモーリシャスの成長見通しを下方修正し、2004年の実質経済成長はそれまで予測されてきた4.7%ではなく、4.6%となるとの見通しを示した。この下方修正の主な原因は、銀行および保険業界における問題により、金融サービス業の成長が予想を下回ったことにあり、金融サービス業の成長率は2004年上半年期の予測値6%から、実際には2.6%成長にとどまると見込まれている。モーリシャス商業会議所による経済報告書(2004年版)では、2004年の事業見通しはかなり消極的とみられていたが、全体的な投資率の悪化(2003年は10%増、2004年は5.5%増)にもかかわらず、民間投資は高い伸びを示し、2003年の2.2%増から、2004年には13.2%増へと大きく伸びた。これに加え、海外各国のモーリシャスに関する認識は引き続き良好であり、ホテルやIT・コンピュータ関連プロジェクトへの海外投資は比較的高水準で推移した。2005年初頭、ペランジェ首相は民間企業に対し、同国への一層の投資を要請するとともに、国内での民主的な土地所有の推進を支援するよう要請した。最近になって、統合リゾート計画(Integrated resort Schemes:IRS)により外国人による居住用不動産の取得を認めるよう、法律が改正された。これまで海外投資家が不動産を取得するには、モーリシャス国内に事業またはその他の財務投資の形で50万ドル以上を投資することが条件であり、その上で不動産取得を申請することが必要であった。

EIUの2005年レポートによると、モーリシャス政府は西洋諸国および他の主要貿易相手国との経済関係を、引き続き促進するものと期待される。外交政策では、先進国市場への特惠アクセスを守るために適切な移行手続きの交渉を行うこと、およびFDI・財政関係の流入を開拓することが中心となる見込みである。モーリシャスの財政政策は、長期経済成長の促進と同時に、公共支出管理の徹底が中心となっている。一方で金融政策は、物価安定と国内通貨への信頼維持を主要目標にしている。通貨政策については、モーリシャス・ルピーの為替レートは市場連動型である。1994年7月の為替管理システム自由化によって、外貨取引に関する制限は完全撤廃され、主要外貨は商業銀行で自由に取引されている。

モーリシャス政府は今後も引き続き、経済の多角化に取り組むとともに、サービス志向型経済への移行を進めていくものと見られる。しかし、失業問題は今後も継続するものと思われる。失業問題対策としては、職業訓練や教育プログラムを通して、IT・コンピュータ関連産業での雇用機会(サイバースティ・プロジェクトなど)に役立つ技術を身につけさせるほか、観光業など他分野のサービス水準向上をはかる。こうした政策は当面続くと考えられる。少なくとも新政府が経済の安定を損なわずに現在の経済戦略を継続するかどうか、そのための増税を行うかどうかを判断するまでは変化はないと見られる。国内唯一の企業ロビイストである共同経済委員会(Joint Economic Council)は、対GDP投資比率を現在の22%から27%へと大幅に引き上げること、かつ民間部門の成長シェアを現

在の 63%から 75%まで拡大することがまず必要だとの立場にある。

表 2.1: 主要なマクロ経済データ

	1960s	1970s	1980s	1990s	1998	1999	2000	2001	2002	2003
Population (million)	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
Population ages 0-14 (% of total)	45.7	39.2	31.8	27.2	25.9	25.4	25.6	25.4	25.2	25.0
Population ages 15-64 (% of total)	51.8	57.7	63.4	66.9	67.9	68.4	68.2	68.4	68.5	68.6
Population ages 65 and above (% of total)	2.5	3.1	4.8	5.9	6.1	6.2	6.2	6.2	6.3	6.4
GDP (constant million 2000 US\$)	-	1,510.9	2,040.8	3,577.8	4,039.6	4,253.7	4,423.8	4,720.3	4,927.9	5,085.6
GDP growth (annual %)	-	-	5.9	5.2	6.0	5.3	4.0	6.7	4.4	3.2
GDP per capita (constant 2000 US\$)	-	1,564.0	1,993.7	3,159.4	3,483.2	3,622.0	3,726.9	3,933.5	4,072.7	4,161.1
Official exchange rate (LCU per US\$, period average)	5.0	6.1	13.1	19.9	24.0	25.2	26.3	29.1	30.0	27.9
Inflation, consumer prices (annual %)	2.7	15.0	8.3	6.7	6.8	6.9	4.2	5.4	6.4	3.9
Money and quasi money (M2) as % of GDP	-	43.1	49.7	73.5	76.4	78.3	80.5	80.1	81.7	83.6
Real interest rate (%)	-	-	4.4	12.2	13.6	15.8	15.3	16.8	15.2	14.6
Foreign direct investment, net inflows (% of GDP)	-	0.1	0.8	1.2	0.3	1.2	6.0	-0.6	0.7	1.2
Foreign direct investment, net inflows (% of gross capital formation)	-	0.4	2.9	4.6	1.1	4.5	23.0	-2.6	3.3	5.2
Agriculture, value added (% of GDP)	-	19.6	15.0	9.7	8.8	8.6	5.9	6.6	7.0	6.1
Industry, value added (% of GDP)	-	26.1	29.3	32.2	31.5	31.5	31.6	31.3	31.1	30.6
Manufacturing, value added (% of GDP)	-	15.4	20.9	23.6	23.8	24.1	24.0	23.3	22.9	22.0
Services, etc., value added (% of GDP)	-	54.3	55.7	58.1	59.8	59.9	62.5	62.1	61.9	63.3
General government final consumption expenditure (% of GDP)	-	14.9	13.3	13.0	12.9	13.0	13.2	12.9	12.8	13.0
Household final consumption expenditure, etc. (% of GDP)	-	66.8	65.7	62.7	62.2	63.2	62.6	61.0	62.0	61.7
Final consumption expenditure (% of GDP)	-	81.7	79.1	75.8	75.1	76.2	75.8	74.0	74.8	74.7
Gross capital formation (% of GDP)	-	29.1	24.0	28.0	27.6	26.0	26.1	23.3	21.4	22.9
Exports of goods and services (% of GDP)	-	46.0	54.9	61.5	64.0	65.0	63.3	65.8	60.7	59.7
Imports of goods and services (% of GDP)	-	56.8	57.9	65.3	66.7	67.3	65.3	63.1	56.9	57.3
Gross domestic savings (% of GDP)	-	18.3	20.9	24.2	24.9	23.8	24.2	26.0	25.2	25.3
Gross capital formation (% of GDP)	-	29.1	24.0	28.0	27.6	26.0	26.1	23.3	21.4	22.9

Food exports (% of merchandise exports)	98.1	85.6	49.0	27.4	25.9	23.8	17.8	24.4	26.1	24.8
Food imports (% of merchandise imports)	36.4	28.1	19.0	14.6	15.8	13.8	14.3	15.8	19.0	17.5
Agricultural raw materials exports (% of merchandise exports)	0.1	0.2	0.3	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
Agricultural raw materials imports (% of merchandise imports)	1.3	2.1	3.5	2.7	3.1	2.2	2.4	2.4	2.1	2.0
Ores and metals exports (% of merchandise exports)	0.0	0.0	0.1	0.2	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	0.3
Ores and metals imports (% of merchandise imports)	1.1	1.0	0.9	1.0	1.2	1.2	1.1	1.1	1.2	0.9
Fuel exports (% of merchandise exports)	-	0.0	0.3	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
Fuel imports (% of merchandise imports)	7.1	9.1	12.3	8.0	6.4	7.1	11.8	11.2	10.4	11.0
Manufactures exports (% of merchandise exports)	1.8	14.2	47.2	71.0	72.6	74.7	80.8	74.2	72.6	73.6
Manufactures imports (% of merchandise imports)	54.1	59.7	62.9	73.6	73.5	75.8	70.4	69.4	67.3	68.6
Aid per capita (current US\$)	6.4	25.9	51.8	30.6	35.9	35.5	17.2	18.1	19.8	-12.4
Total debt service (% of exports of goods and services)	-	4.6	16.8	9.2	9.2	7.1	18.2	6.9	8.3	7.2
Total reserves in months of imports	-	1.7	2.2	3.9	2.5	3.1	4.0	3.8	5.2	6.0

出所: 世界銀行 (2005), *World Development Indicators: 2005*

2.1.2 産業

島国モーリシャスは、サトウキビを主体とするモノカルチャー経済から、短期間のうちに工業・サービス立国へと移行した。現在の GDP は購買力平価ベースで 1 万 2,000 ドルと、周辺地域でも最も高い。

2003 年の産業構造を見ると、農水産業は対 GDP 比 6.1%にまで下落、これに対し鉱工業は 30.6%、なかでも製造業は同 22.0%と高い比率を示す。サービス業は上昇傾向にあり、同 63.3%に達している。

農水産業のうち、農業はサトウキビの生産が主体であり、耕地面積の 90%を占める。サトウキビ以外の換金作物には茶、タバコ、花卉があるものの、一部の肉類や穀物を除き、基本食糧は輸入に頼っている。水産業は、四方を海に囲まれているにもかかわらず、年間漁獲高は 1 万トン前後と少ない。このため、加工業の発展を含めた水産業に促進策導入の余地がある。

鉱工業の主力をなす製造業の多くは 1970 年代に創設された輸出加工区(EPZ)が中心で、現在 500 社が操業している。これらの企業のうち、衣料・繊維素材が輸出総額の過半を占めており、モーリシャスを世界の繊維産業の一大拠点としている。国内資本に加え、香港、中国、台湾などの東

アジア資本や欧州資本の工場も進出している。また近年、アフリカ成長機会法(AGOA)を活用して対米輸出拡大を目指す FDI が増加している。他の工業分野は比率を下げつつあるなかで、国内産の原料を使った精糖業は第2位の産業となっている。繊維業界は2004年末に多国間繊維条約が撤廃されたり、また精糖業はEUの輸入価格引き下げ策に見舞われたりと、一部の特定品目に特化した輸出産業は曲がり角を迎えつつある。

サービス業界においては、観光業と金融業が中心である。常夏の気候、インド洋、充実したインフラといった魅力に引き付けられ、観光客は1990年以来、倍増(2002年の観光客数は68万人)し、観光収入は6億1,000万ドルに達している。一方、低い税率や二重課税条約、国内金融機関の高い信頼性、さらには主要な海外市場との時差が注目されて、インドをはじめとする各国からの資金流入が拡大し、その結果として1990年代以来、同国はオフショアバンキングの中心地へと変貌を遂げた。

2.1.3 貿易および投資

(1) 貿易

モーリシャスの貿易収支はほぼ均衡し、小幅な赤字か黒字が続いているが、商品勘定は常に赤字である。輸入品目のうち最も重要なものは繊維および布地類で、EPZでのアパレル及び衣料付属品の製造に使用される。また、燃料・潤滑油ならびに関連製品、食品および家畜類も主な輸入品目である。輸入元はフランス、南アフリカ、インド、中国、ドイツが多い。

輸出については、伝統的商品である砂糖は全体の15%近くであり、衣料が40%以上を占める。主な輸出先はフランス、英国、米国であり、この3国でモーリシャスの輸出の80%近くを占める。

サービス業については、多額の観光業収入が、おおむね貿易収支の黒字化に貢献している。

モーリシャス政府は輸出先の多様化に向けて努力を続けており、とりわけアフリカ諸国への輸出拡大に取り組んでいる。2000年にはSADC域内貿易の85%を自由化する協定を交わしており、2008年までに実施される予定である。また20カ国からなるCOMESA(東南部アフリカ共同市場)では11カ国が相互にFTAを発効しており、これに参加している。

表 2.1: 貿易動向と主要貿易相手国

(単位: 百万米ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
輸出	2,653	2,716	2,801	2,978	2,749
輸入	2,767	2,808	2,888	2,854	2,577

主要貿易相手国						
輸出	英国	563.13	508.15	431.71	477.30	462.07
	フランス	332.08	313.73	326.96	308.76	425.71
	米国	284.89	279.15	301.12	302.37	274.00
輸入	南ア	229.00	244.76	310.85	275.73	299.24
	フランス	244.17	333.67	201.75	188.47	407.99
	インド	202.49	187.20	183.65	159.86	173.49

出所: 世界銀行, *World Development Indicators*; IMF, *Direction of Trade Statistics*

(2) 外国直接投資

世界投資報告書(World Investment Report)2004年版によると、モーリシャスへのFDI流入は1998年には1,200万ドルだったものが、2000年には2億7,700万ドルまで達し、2003年には7,000万ドルまで下落した。2000年の急増は、フランステレコムによるモーリシャステレコムの部分買収による。買収価格は2億6,100万ドルであった。

表 2.2: FDI 流入

(単位: 百万米ドル)

1998	1999	2000	2001	2002	2003
12.2	49.4	276.8	32.1	32.7	70.1

出所: UNCTAD, FDI On-line.

国別投資では、フランスと南アフリカからの投資が、1990年代さらには21世紀に入っても目立つ。

表 2.3: モーリシャスにおける国別外国直接投資(単位: 百万ルピー)

	1990	1995	1998	1999	2000	2001	2002
China	17	0	0	0	0	0	18
Dubai	0	0	32	156	11	0	5
France	75	17	48	25	7214	25	225
Germany	27	80	0	0	0	0	4
Hong Kong	65	10	0	0	0	0	9
India	78	157	55	1	0	0	2
Luxemburg	0	0	69	0	0	0	0
Malaysia	10	11	0	25	0	0	30
Pakistan	0	0	17	15	0	0	0
Panama	15	0	0	0	0	0	0
Reunion Island	55	0	0	0	30	0	0
Singapore	18	0	0	0	0	0	13
South Africa	2	0	0	574	1	600	325
Switzerland	45	12	3	5	5	274	0
Taiwan	91	0	0	0	0	0	0
UK	7	20	50	405	0	0	150

USA	1	0	0	0	3	3	29
Other	114	0	14	10	1	34	19
Total	620	307	288	1,216	7,265	936	829

出所: UNCTAD; モーリシャス中央銀行

表 2.4: モーリシャスにおけるセクター別外国直接投資: 1990-2004

	1990	1995	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
EPZ	270	245	27	300	8	3	41	27	246
観光	152	70	75	27	10	0	100	103	121
銀行	0	0	117	215	0	500	315	1,301	310
通信	0	0	0	0	7,204	0	0	0	35
その他	187	10	75	701	43	335	522	485	1,079
合計	609	325	294	1,243	7,265	838	978	1,916	1,791

出所: UNCTAD; モーリシャス中央銀行

表 2.5: 主要外資系多国籍企業、2002

企業	母国	業種	売上 (百万米ドル)	雇用状況
SBI International	India	Finance	157	13
Banque Nationale De Paris Intercontinentale	France	Finance	...	155
Kuoni Asian Investments	Switzerland	Finance
Zurich Financial	Switzerland	Insurance
Union Textiles	Hong Kong	Textiles	17	440
New Island Clothing	Britain	Textiles	8	700
International Fashion	Hong Kong	Textiles	5	...
Henkel Chemicals	Germany	Chemicals	2	6
Blue Track	France	Textiles	1	...
Hy Q International	Australia	Electrical and electronic equipment	1	...
Mon Tressor & Mon Desert	Britain	Agriculture	...	5,400
Medical Trading Company	Britain	Chemicals
Indian Ocean Tuna	Britain	Textiles	...	1,100
Bowman International Sports	Britain	Computer and related activities	233	200
Courts	Britain	Trade	42	...
Singapore Airlines	Singapore	Transport	3	...
Sterling Products International SARL	US	Trade	...	20
Sherwood International	US	Other business services
Parmalat Africa	Italy	Other business services
N.H. Mauritius	Italy	Other business services
Multek Technologies	Singapore	Computer and related activities
Agilent Technologies Mauritius	US	Other business services

Merville Beach Hotel	Britain	Other business services
Mon Tresor (Holiday & Leisure)	Britain	Other business services
Merville	Britain	Other business services
Mon Tresor Agricultural Diversification	Britain	Other business services
Tourism Development Co	Britain	Other business services
AJ Maurel Construction Ltee	France	Other business services

出所: UNCTAD

2.2. FDI 促進に係る諸政策

2.2.1 産業政策および開発計画

モーリシャス政府は、国際市場のニーズに柔軟に対応することで自国の経済・産業の優位性を保つべく、サトウキビ栽培から精糖、繊維、金融、観光へと重点を移している。政府は産業界・政府・労働者との間の対話と協調を通じて、こうした重点産業の移行に向けた政策作りを行っている。政府は現在、IT 産業が将来的には産業の柱になるとして注目しており、コールセンター、システム設計、およびその他の領域を重点分野とし、必要なインフラ(サイバーシティ)の開発や人的資源の育成を行っている。同時に、発展が続くアジアと東南部アフリカの物流ハブ機能の強化に向けて、自由港(Free Port)の機能強化も進んで(後述)いる。物流の集約化・効率化や優遇措置を通じたさらなるコスト削減につながると、アジアや南ア系企業にはその活用を改めて見直す機運も出ている。

2.2.2 FDI 促進政策

モーリシャス投資委員会(Mauritius Board of Investment :BOI)は、モーリシャスを最高の投資先とすべく、製造業、観光業、ICT、金融サービスをはじめとする様々な分野において FDI 誘致に適した環境を創出するための政策を打ち出している。長年にわたる民主政治の伝統と自由市場経済のおかげで、モーリシャスは安全な投資先として国際的にも認知されている。

FDI 案のスクリーニングを行う法的権原は、1975 年の外国人(財産制限)法(Non-citizens(Property Restriction) Act)に根拠があり、「不動産」またはそれを所有する企業に対する外国からの投資には承認が必要である。これは年間6ヶ月以上にわたり不動産の賃借を行う場合にも適用され、唯一の主な例外は国内上場企業の株式取得、またはユニット型投資信託の購入に関する場合に限られるが、これらは FDI よりもポートフォリオにとって重要であるためである。

同法は承認申請の判断基準については定めておらず、また優先セクターや留保セクター、投資承

認の条件に関する方針も示されていない。こうした点で同法は通常の FDI 法とは異なる。そのうえ投資家に対し、FDI としての参入方法に関する体系だった政策方針も何ら示されていない。FDI のスクリーニングを行う合理的根拠のひとつは、麻薬売買やマネーロンダリングといった活動の参入を防ぐことにあるとの理解が一般的である。

実際には、FDI が歓迎、奨励されている特定のセクターと、明らかに奨励されていない他の多くのセクターが存在する。FDI が歓迎される主なセクターは以下のとおり。

- 製造業、特に輸出志向型のもの
- ホテル開発、ホテル経営(ただし観光客サービスは除く)
- 金融サービス、ビジネスサービス、オフショアセンター、フリーポートセンターに関する活動
- 地域本社

現在は、モーリシャスを地域本社の一大拠点とするための「地域本社計画(Regional Headquarters Scheme)」など、同国を金融・ビジネスサービスの地域ハブとして発展させることに高い優先順位が与えられている。政府はこの分野が砂糖・繊維・観光に続く同国経済の第 4 の柱に育つ可能性があるとしており、従来型の農業、卸や小売を含めたさまざまなサービス業、エンジニアリング、建設といった活動では新規 FDI を奨励していない。根底には、これらの分野に対する FDI を歓迎しないとの考えがあるものとみられる。しかし、それらが FDI の対象となることが法的に禁止されているわけではないので、意欲ある海外投資家であれば出願して当局に精査を依頼し、結果を待つことができる。申請基準は依然として非公開であるが、モーリシャス政府は大規模な投資であれば好意的に扱うと考えられる。

経済の多角化の一環として、IT・コンピュータ部門では「サイバーシティ」を建設し、拡大をはかっている。「サイバーシティ」は首都ポートルイスの郊外、エベンヌ(Ebene)に位置する。モーリシャス政府は IT・コンピュータ業界の成長の波に乗るべく、サイバーシティへの大手企業誘致を目指しており、すでにヒューレット・パカード社が「サイバーシティ」プロジェクトのパートナーに決定している。このほか IBM やマイクロソフトなどが、地域本社をモーリシャスに置くことに関心を示している。同国政府は税制優遇措置を設けるほか、電力を安価で提供することにより、海外投資をさらに誘致する計画である。

「サイバーシティ」プロジェクトは同時に、インド・モーリシャス・アフリカ諸国の協力関係の強化に貢献するとみられる。インド政府は同プロジェクトに対し、1 億ドルの資金と技術支援を提供しているほか、同プロジェクトの建設作業者の大半はインドからの労働者である。「サイバーシティ」はビジネスゾーン、ホテル、マルチメディア・コンプレックス、さらには住居やレクリエーション施設からなり、2005 年完成予定である。完成すれば、衛星と海底光ファイバーによる高速通信を備えた、世界有

数の通信ネットワークが利用可能となる。

(1)投資促進法(Investment Promotion Act) 2004

2004年の投資促進法(雑則)は、すべての投資プロジェクトに関する許可証やライセンスの発行、諸手続きの一本化を目的として、最近制定された法である。これにより、いわゆる「ワンストップ・ショップ」としてのBOI(投資委員会)の役割がさらに強化されることとなった。さらに同法第5条では、許可証やライセンスの発行にかかる諸手続きについての公共機関ガイドラインを明確に定義しているほか、BOIについては、すべての投資プロジェクトの実施段階での「ファシリテーター(まとめ役)」としての役割が強調されている。

同法は、これまでの官僚的な形式主義から透明性の高い枠組みへと、投資申請に関する対応を大転換したものだと思われている。新たな枠組みでは、一律の基準が定められているほか、投資申請書類の処理に要する期間が明確に定義されている。政府が同法を通じ、モーリシャスの投資環境改善の決意を表明していることは明らかであり、同国への民間投資を拡大したいとの意欲が感じられる。

2.3. FDI に対するインセンティブおよび障害

2.3.1 FDI 促進体制

(1)投資促進機関

投資委員会(The Board of Investment : BOI)

投資委員会(BOI)は2001年3月、2000年投資促進法に基づいて設立された組織である。国内投資の促進および円滑化のために法的枠組みの整備と改善を目的として設立されており、モーリシャスへの投資窓口の役割を担っている。財務省の傘下であり、無料でサービスを提供している。

BOIのサービス内容は以下のとおり。

- 投資を検討する投資家に対する情報提供
- 投資プロジェクトの受付、査定、承認、およびプロジェクト承認後の投資認定書の発行
- 合併事業を行うための現地パートナー候補を決定するための支援

- 用地、工場建物、事務所選びの支援
- モーリシャス国内の自治体・企業・個人(economic operator)への訪問と会合の手配
- 市場情報やビジネスチャンスに関する情報提供。また国内での事業展開にかかる諸費用の情報提供
- 労働許可証・居住許可証の取得支援、ならびに必要なライセンスや諸手続きを関連当局から取得するための支援

(2)輸出加工区(EPZ)

モーリシャスの輸出加工区は他国と異なり、特定の地区に限定されていない。EPZの認定を受けた企業は、同国の任意の場所で操業できる。大手繊維会社のなかには、労働集約型の低熟練労働しか必要としない部分をマダガスカルへと移転する動きも見られた。マダガスカルの方が労働力は安価で豊富（モーリシャスの人件費の3分の1程度）なためである。その結果、モーリシャス国内で操業する大型繊維工場は過去15年間、高級市場に重点を移しており、次第に機械化を進めている。EPZにおける資本労働比は1985年から1998年にかけて2倍に増えた。EPZが製造業に占める比率は1999年以来下降しているとはいえ、その貢献度は高い。「モーリシャス商業会議所経済報告書」(Mauritius Chamber of Commerce Economic Review)2004年版によると、EPZが製造業に占める割合は、2003年は46.6%、2004年は43.8%であった。

(3)自由貿易区/自由港

モーリシャス政府は1992年、モーリシャス自由港(自由貿易区)を定めた。この目的は、アフリカ東部・南部、および環インド洋地域にとっての倉庫・配送・マーケティングの拠点として同国の振興をはかることであった。モーリシャスはCOMESA(東南部アフリカ共同市場)、SADC(南部アフリカ開発共同体)、IOC(インド洋委員会)への加盟を通じ、3億5,000万の消費者に特惠アクセスを提供している。自由港は海港と空港、計2つの自由貿易区からなる。

自由港は倉庫、小口分け、再輸出のための施設を有している。このため、モーリシャスにコンテナ輸送した貨物を安全で低コストの倉庫に保管し、小口分けし、適切な時期を見計らって効率的にアフリカや環インド洋諸国に再輸出する、といったことが可能である。またコンピュータおよび周辺機器、オーディオテープ/ビデオテープ、オートバイなどの組立てを自由港で行い、アフリカや環インド洋諸国に輸出することも可能である。

2001年5月現在、自由港での操業登録を行っている企業は813社であり、うち203社が再輸出、積替え、小加工、組立てといった事業を行っている。2000年の自由港の輸出入額は、輸出が1億8,200万ドル、輸入が1億6,000万ドルであった。主な再輸出品目は冷凍魚(41%)、繊維製品およ

び装飾品(18%)、自動車部品(8%)、機械類および電子機器(6%)、化学薬品(3%)、食品(3%)であった。

自由港で操業する企業は、法人税および配当課税が免除されるほか、倉庫保管料の優遇や港湾使用料の割引が受けられる。また、完成品、機械類、機器、素材については輸入関税や付加価値税も免除される。100%海外資本の企業でも自由港で操業できるほか、オフショア銀行も利用できる。

2004年の自由港法(Free Port Act)を受けて、BOIには自由港ユニットが設けられた。同ユニットは自由港セクターの発展を監督するとともに、自由港のデベロッパーや操業する企業を含む利害関係者の具体的なニーズに応える。2005年1月4日には、BOIがモーリシャス自由港局(MFA)を正式に統合した。

これにより自由港の企業は、BOIが新規プロジェクト向けに用意しているサービスすべてを受けることが可能となった。具体的には、BOIが提供する各種手続きの一元的窓口機能、24時間以内の承認、永住計画や地域本社計画などを含む総合的なインセンティブを受益する出願資格などがある。

(4)FDI 誘致のためのインセンティブ

BOIによると、2005年2月時点で、従来提供してきたインセンティブの数は21にのぼる。その数は国内経済の持続的成長を主目的に、新規活動の促進と新たなセクター開発を促してきたことから年々増加してきた。2004/05年の予算演説では「既存のスキームの合理化が必要である」との発言がなされ、これを受けてBOIでは計画の見直しと統合を文書にまとめた。当該文書では、行政事務の簡略化を図りつつ、政策的優先事項と投資家ニーズの反映を目指している。BOI理事会は同文書を検討後、共同経済委員会(Joint Economic Council:JEC)とモーリシャス商工会議所(MCCI)に意見を求めたうえで財務省に提出した。現在は財政政策担当大臣が議長を務める委員会で、検討が進められている。

EPZ、自由港、オフショア事業はいずれもインセンティブの付与対象となっている。直近では2000年初頭に新規FDIの誘致を目的として、永住者と地域本社設置企業に対するインセンティブを政府が導入した。

(5)免税および減税

モーリシャスの所得税制では、一般的な種類の控除に加え、損失の無制限繰越控除が認められている。資本控除はますます魅力的であるのに加え、新たな工業用地、プラント・機械類、コンピュー

タソフトについては1年目に25%の投資所得控除が適用される。特に魅力的なのは、退職金ファンド拠出金といった従業員福祉に対する控除であろう。法人税は35%だが、多くの企業は減税が適用され、実際には0~25%の法人税の賦課に留まる。配当金は居住者・非居住者とも控除対象、利子およびロイヤルティは非居住者のみ課税対象となる。租税条約を締結した国との間での利子およびロイヤルティは通常0~15%である。

EPZへのインセンティブとしては、法人税15%のほか、配当金への非課税、資本・収益・配当の本国への無制限送金、また原材料・機械類・部品類に対する関税および付加価値税免除などが打ち出されている。2000年7月には法人税15%の対象がインターネットプロバイダー、ネットワークサービスプロバイダー、ITコンピュータスクール、およびその他のサービス(マルチメディア開発、Webサイトホスティングなど)に拡充された。

オフショア部門への主なインセンティブには、利子・ロイヤルティ・配当金の源泉徴収免除、キャピタルゲイン税免除、事業に必要な輸入オフィス機器および家具に対する関税・物品税・付加価値税(VAT)の免除などがある。2003年7月1日より法人税率は一律15%となっている。

関税および税関

モーリシャスの貿易制度は比較的簡素化されているが、特異な部分も残っている。最も顕著なのは、特定国からの輸入に優遇関税が適用される「2層式システム」の存在であろう。優遇関税の対象国は米国、EU諸国、インド等である。

ここ数年、モーリシャス政府は関税制度の合理化に向け、関税改革策をいくつか導入してきた。なかでも1994年に行われた大型改革では、3種類の輸入課徴金を1つの関税に統合すると同時に、関税率が引き下げられた。大半の輸入関税の合計は、優遇関税対象国については0~80%、これに対し一般関税(非優遇関税)対象国からの輸入品のうち関税率55%のものについては、さらに10%の関税が追加徴収される。また輸入品のCIF価格には12%の付加価値税(VAT)が賦課されるほか、自動車、ガソリン、アルコール飲料、タバコについては基本の輸入関税に加え、0~360%の物品税が課される。モーリシャス政府による関税改革策の一環として、2000年7月には輸入関税の大幅引き下げが実施され、約1,500品目にわたる原材料および中間物の関税が完全免除、300品目は一部免除となった。翌2001年6月には工業用原料および製造機器用の特殊部品についても、関税が免除された。また哺乳瓶、チャイルドシート、ベビーカー、電気自転車、磁気テープ、ゴム加工布地、自動車用バッテリー、工業用包材などの品目についても、関税が引き下げられた。

食品などの生活必需品の関税は、政策上の理由から免除または低く抑えられている。またEPZで使用する原材料および機械類は無関税である。その一方で嗜好品の関税率は高い。以上からモ

ーリシャスの関税は累進制だと言える。モーリシャス国内で製造された商品および農産物については、輸出時に関税は一切適用されない。

(6) FDI 誘致における阻害要因

事業規制は概して透明性が高いが、時に厄介である。企業からのクレームは、透明性の欠如よりも、官僚的な遅れに関するものが多い。また UNCTAD によると、労働許可証発行に際して大幅な遅れや面倒な出来事が発生する場合があるほか、一部の民間投資家のなかには、モーリシャスの制度は標準以下だと断固として主張する者もいるとのことである。

2.3.2 インフラ

(1) 基本情報

モーリシャスは他のアフリカ諸国と比べ、インフラおよび制度面ではるかに勝っているが、従来からの比較優位が薄れるにつれ、それに伴う大きな構造問題に直面しつつある。政府はエネルギーの確保と、そのためのエネルギー政策の立案を目指しているが、そもそもモーリシャスは石油を産出せず、天然ガスや石炭についても産出・消費ともにしていない。一方、輸送部門は、自家用車の急増に伴う都市部での激しい交通渋滞、交通機関の劣悪な運行、貧弱な交通管理対策(駐車規制が不十分など)、不適切な幹線道路整備および維持管理の不徹底などを課題として抱えている。特に、交通渋滞は首都ポートリスでは通勤者にとって一層深刻な問題となっている。渋滞による損失を軽減すべく、政府は実効性ある交通管理対策、公共交通機関(簡易鉄道など)、およびバイパスの建設により、都市中心部への車の流入を回避させようと計画している。

道路網の総延長は 2,000km あまりで、舗装部分が 1,960km、未舗装部分が 40km。国土全域に容易にアクセスできる。サー・シーウーサゲール・ラングーラム(SSR)国際空港から島の北部に幹線道路が通じている。経済の発展に伴う需要の増加に対処するため、新たな道路の建設工事に加え、既存道路の改修工事が進められている。またポートリス港には大型船用埠頭 5 つ、漁船用埠頭 2 つ、小型船用埠頭 3 つがある。同港にはコンテナターミナルのほか、砂糖、石油、小麦、セメントの荷積みを行うためのターミナルもある。SSR 国際空港は本島南東部のプレザンスに位置し、近年改修工事がなされている。欧州、アジア、アフリカの多くの主要都市との間に定期便が就航しており、1967 年に設立された国営モーリシャス航空は 4 大陸 29 都市を結び、モーリシャス出発便を週に 80 便以上運行している。

電力と水の供給については、インフラへの大型投資により、安定供給が達成され、国土全域が電化されている。しかし、本島では最近になって停電も発生するようになってきていることから、電力事業

を担う中央電気局(Central Electricity Board:CEB)は技術的問題についてフランス電力公社(Electricite de France:EDF)と協力している。2002年の電気消費量は1兆7,070億kWh、同年の発電量は1兆8,360億kWhであった。石油備蓄設備が電力の安定供給に貢献してきた。CEBは現在、発電・送電部門の再編成、さらには民営化に向けた準備を進めている。モーリシャス開発銀行は太陽熱利用温水器の導入を推進するため、利率6%の貸付制度を設けており、サン・オーバン(Saint Aubin)では新たに火力発電所の建設が進められている。2005年10月から30メガワットの発電が予定されている。水問題については、給水用水の52%が地下水脈からの汲み上げ、残る48%は貯水池の表層水を使用している。政府は水道網改修プログラム、ならびにダムや給水用水路の維持管理・復旧プログラムを進めている。

通信業界でも自由化に向けた改革が進められている。独占的地位にあったモーリシャステレコムのサービスは満足なものではなかったために、政府は、2003年1月1日に予定を前倒してモーリシャステレコムの独占状態を終了させた。2003年7月には新しいライセンス供与の枠組が導入され、通信業界に完全自由競争が導入された。これにより、国内通信業界に新規参入が相次ぎ、国際電話、インターネットプロバイダー、IP電話などの新分野における付加価値の高いサービス提供に乗り出している。またモーリシャスは、新たに敷設された南部アフリカ・極東(SAFE)海底光ファイバケーブルにも接続を有しており、マレーシアや南アフリカ、さらにはアフリカ西部や欧州へと接続している。現在の速度は毎秒10メガビットだが、SAFEケーブル導入により国内のバンド幅は10~40ギガビットへと拡大する見込みである。本島の電話網は完全デジタル化が進んでおり、コンピュータ管理された電子交換機が導入されている。国際直通電話は全加入者が利用可能。世界の大半の地域に自動テレックスおよびファックスが送信可能である。さらに、高速データ通信としてパケット交換データ網が利用可能であるほか、携帯電話サービスや海外向け宅配便サービスも利用できる。

(2)地域プログラム

上述のとおり、モーリシャスは南部アフリカ・極東(SAFE)海底光ファイバケーブルに接続している。これにより同国はマレーシアや南アフリカ、さらにはアフリカ西部や欧州にも接続している。

(3)民営化および官民パートナーシップ(PPP)を巡る状況

国営企業は損失を生んでいるが、その民営化と改革に際しては、特に雇用喪失を伴う場合に国民から反対に合うと考えられる。しかし、財政上の懸念から、9月の選挙後、もしくは2006年には、断固とした措置をとる必要に迫られよう。国営企業が民間投資家にとって投資対象たる魅力的なものとなるには、まず国の管理下にあるサービス価格の引き上げ、そして人員削減が必要であろうが、いずれも政治的に注意を要する問題である。こうしたことから、民営化に迅速に着手できるかどうか

は、次期政府選出者の指導力にかかっている。UNCTAD(2001)によると、モーリシャスは主要公益事業の民営化に出遅れたことから、大規模 FDI の参入機会を提供できなかったとして、より広範な政策的含意をもつ戦略上の過ちとなってきたと指摘している。

しかし、現在の法律では民営企業による BOT 方式でのインフラ建設が認められていることから、エネルギーなどの公共サービス分野においても直接に民間部門がインフラ投資を行う道筋も開かれている。

2.3.3 通貨および金融制度

(1) 概況

2004年10月、中央銀行であるモーリシャス銀行(Bank of Mauritius, BoM)は、石油価格の上昇に伴うインフレを抑制するため、ベンチマークであるロンパードレートを9.75%に引き上げた。為替レートが安定しているため、この数字は概して警戒を要するレベルではない。モーリシャス銀行は政府から独立した組織としての地位を強化しようとしていることから、インフレ抑制を促進するものと考えられる。主なインフレ要因は石油、食料品価格(物価指数バスケットの30%を占める)、および物流コストだ。インフレ率は、石油価格の下落を見込み、2004年には年率4.2%、2005年には同4.7%、2006年には同4.5%で推移すると見られている⁴。

モーリシャス・ルピー(以下、ルピー)は米ドルと逆に連動する。しかし、米国は同国の繊維製品の主たる輸出先であることから、米国市場での競争力確保をめざして、モーリシャス銀行は自国通貨の切り下げに向けた準備を行ってきた。為替レートは2004年末の1ドル=28.2ルピーから、2005年には1ドル=28.34ルピー、2006年には1ドル=28.37ルピーに切り下げられる予定である⁵。

EIUおよびIMFによると、2004年末の外貨準備高は、2003年末時点の15億9,900万ドルから16億600万ドルへと上昇した。

(2) 金融セクター

金融セクター、すなわち銀行、保険会社、証券会社、オフショア銀行、その他の金融仲介業者は、現在GDPの14%を占めている。UNCTADは金融サービス部門を、モーリシャス経済の柱の一つと位置づけている。うち銀行はGDPの6%を占めており、金融セクターのなかでも最も重要な産業と言える。

⁴ 推定値については2005年2月発行のEIU Reportより引用

⁵ 前掲書

モーリシャスの銀行セクターはかなり高度化されている。商業銀行は 10 行(うち 7 行は外国資本)、金融仲介機関はモーリシャス開発銀行(The Development Bank of Mauritius)、国家投資公社(State Investment Corporation)、モーリシャス・ベンチャー・キャピタル・ファンド(The Mauritius Venture Capita Fund)など 10 機関前後、そしてリース会社 9 社が、それぞれ事業展開している。2001 年 3 月時点における商業銀行の資産総額は 40 億ドル以上であった。このほかに 11 行のオフショア銀行が存在する。これらは大手国際銀行の支店または関連会社であり、資産総額は 38 億ドルに上る。

現在、金融セクターにとって最大の市場はインドである。投資家はモーリシャス・グローバル・ビジネス裁判権を活用し、インドとの間に締結された有利な協定から利益を得ており、特にキャピタルゲインにこの傾向が顕著である。モーリシャスのオフショアファンドの大半はインドの証券や株式、さらには主要な技術・電力・通信プロジェクトに投資する仕組みになっている。

(3) 株式市場

モーリシャス証券取引所は 1989 年に設立された。2004 年は強固な銀行部門、好調な世界経済、管理された国内経済、比較的低い水準で推移した金利などの要素があいまって、全銘柄指数および SEMDEX(モーリシャス総合株価指数)とも大幅に改善した。2004 年末時点の株式時価総額のうちトップを占めるのは銀行・保険業界で合計 34%、次いでレジャー・ホテル業界(14%)、投資金融(11%)、精糖業(10%)、製造業(5%)、運輸業(4%)と続く。上場企業は 40 社で、2001 年 6 月時点の時価総額は 13 億ドルであった。株式市場の主な弱点は流動性の低さにある。上場企業は一般に、発行済み株式のうちわずか 15~25%しか市場に流通させていない。

(4) 外国為替

1998 年 7 月まで、経常勘定および資本勘定の取引については為替管理の承認が必要であった。その後、為替管理の段階的撤廃が進み、1994 年 7 月には為替管理法に基づく規制はすべて撤廃された。モーリシャスはまた、IMF 条項第 8 条を採用している。経常勘定、資本勘定とも完全に転換可能である。国内銀行ではしばしば(季節商品の輸出から生じる収入のため)外貨不足が生じ、振込遅延が発生する場合がある。

2.3.4 労務・経営管理

モーリシャスへの FDI の流入は現地人にとってはサービス業を中心に経営能力の改善と訓練機会を創出してきた。ホテル経営の分野では、各ホテルチェーンが近代的な予約システムやマーケティングのノウハウを導入、銀行業では、外国銀行の参入が専門管理職の知識集積を支援する役割を

担い、国内銀行による新規分野への参入や新商品の管理といった効果をもたらしている。一方、製造業と建設業などでは、熟練労働力への需要が高まっているが、外国人労働力への依存が大きい。国内労働力は識字率こそ高いが、労働力の質という面では必要な水準に達していない。小中学校就学率は、成長を続けるアジア経済並みに高いが、労働力の50%近くは小学校しか卒業しておらず、高校進学率は低い。また、これまでのカリキュラムでは技術科目や職業科目が軽視されてきたが、この教育システムの改正も限定的である。労働市場におけるスキルのミスマッチによって、中学校さらには高校を卒業した者にとっても失業の危険は高い。この10年間、失業率は増加傾向にあり、1992年には2.7%と最低を記録したが、2002年には9.7%、2003年には10.2%になっている。

外国人投資家は、50万ドル以上を出資すれば、永住許可の資格が得られる。外国人は労働許可証ならびに居住許可証を取得する必要があるが、投資金額の多寡によって取得可能な許可証の数は制限されない。主要な職責を担う従業員については当初1年間の労働許可証および居住許可証を交付され、期間満了後に3年間ずつ延長される。その他一般の従業員については、モーリシャスに専門技術をもたらすか、または国内で得られない労働力を提供するかの一方の条件を満たした場合に限り、外国人労働許可証および居住許可証が交付される。外国人熟練労働者は通常、最長4年間の労働許可証を与えられる。この4年間の雇用期間が終了後、1年間海外で過ごせば、さらに4年間の労働許可が与えられる。管理職、監督職、技術職として雇用された国外居住者については、5年間またはそれ以上働くことが許可される場合もある。特定の等級については、労働許可証発行日から3ヵ月以内に許可失効後を見込んで、モーリシャス人の後継者を指名し、訓練するよう求められる場合がある。かつては許可証交付に時間がかかったが、手続きの改善により最近では交付までの時間は短縮されている。

モーリシャスに拠点を置く企業の場合、外国人のフルタイム労働者の労働許可証は雇用者が申請しなければならない。労働許可証は他人に譲渡できない。また海外企業は、モーリシャスの会社法に基づく外国企業としてモーリシャス国内に設立されなければ、労働許可証を申請できない。採用代行企業も存在せず、代行事業も認められていない。外国人熟練労働者のグループ全体を雇用する場合は、雇用者は衛生要件および消火要件を満たした適切な住居(水道、電気、ガスを含む)を、無償で提供しなければならない。雇用者は労働許可証申請にあたり、国外居住者1名につき500モーリシャス・ルピーの手数料を納める。また許可証交付時には許可料を納める。

モーリシャスの労働法はFDIを誘引するために、「雇用者に有利」であることを意図している。非熟練労働者、熟練労働者、専門職など幅広い分野について最低賃金が定められている。多くの場合、主要産業における実質賃金は最低賃金の2倍以上に達している。モーリシャス政府は、最低賃金をインフレ率にあわせて毎年改定するよう定めている。法定労働時間は工業部門で週45時間である。一方、企業の経営者層は、現在の労働法を厄介で非効率的だと見なしている。例えば、雇用者が労働者を一時解雇するには面倒な手続きが必要であり、柔軟性に欠ける。一時解雇された労

働者には多額の退職手当を支給しなければならない。メーカー勤務の労働者の多くは出来高払いで働いており、週 45 時間労働である。EPZ に適用される労働法では残業および休日出勤を週 10 時間まで要求できると定めているが、この分については時給を上げなければならない。労働者には危険な状況から離れる権利があり、その際も雇用の継続は保証される。

労使関係はおおむね良好である。労働組合の加入率は労働者の 25%未満、組合員は責任ある行動をとり、業務を妨害することはめったにない。1979 年以來大きなストライキは発生しておらず、政府はストライキを回避しようと努力する傾向にある。モーリシャス憲法では、労働者が職種組合で団結する権利を明文化しており、職種別組合運動が活発だった時期もあった。現在、350 の労働組合があり、11 万 5,000 名が組合に加盟している。多くの組合は 1,000 名以下と小規模で、これを束ねる上部団体として 10 の大型労働連合ある。労働者の集団交渉権は法律で認められており、ストライキの権利も法律で認められている。しかし産業関係法(IRA)では、21 日間の冷却期間と法的拘束力を持つ仲裁制度を定めており、この点でほとんどのストライキは違法となっている。EPZ の労働者にも国内法は適用されるが、EPZ の労働者のうち組合を結成しているのは 10%にすぎない。EPZ 専用の労働法としては、通常の労働時間を超える分については週に 10 時間まで通常より高い賃金の残業代を支払うことなど、専用の法律が定められている。モーリシャスの社会的、政治的、経済的安定は、労使関係が効果的に管理されてきたことにその一因がある。

HIV/AIDS の問題は、他の南部アフリカ諸国のように深刻なレベルには達しておらず、国内発生率は 0.1%に満たない。しかし、ここ数年の発生率は上昇しており、警戒を要する。2002 年の新たな感染者数は、2000 年から 2 倍に増えた。問題の芽を早期に摘むべく、政府は国家戦略 HIV/AIDS 計画(2001 ~ 2005)を策定し、拡大を防ごうとしている。

3. コンゴ民主共和国 (DRC)

3.1. マクロ経済、産業、貿易および投資の動向

3.1.1 マクロ経済

コンゴ民主共和国(DRC)政府の政治・経済改革、国家再建、経済復興に対する公約にも拘わらず、DRC 経済は依然として非公式市場が支配的で、腐敗の横行も深刻である。米商務省によると、モブツ政権時代に制度化された政治腐敗が二重経済の原因となっている。公共・民間を問わずフォーマル・セクターに参加する個人と企業は、広範かつ予測不可能な法の施行の下でコスト高に晒されており、二重帳簿の作成や、ビジネス上の優位性確保、あるいは単にビジネス存続のためだけに腐敗した行政職員との癒着を余儀なくされてきた。「第2経済」(インフォーマル経済、またはパラレル経済)においては、経営者はすべからず税金や規制から逃れることに執心していた。

DRC 政府による 2004 年実質 GDP 成長率は推定 6.6%である。これは英・EIU 推定の同 7.5%よりも低いが、それでもなお 1970 年代前半以降の最高値である。成長寄与度の5割を占めるのが鉱業で、2003 年と比較して実質ベースで 24%の伸びを記録している。これは、ダイヤモンド産出量が飛躍的に伸びたこと、卑金属生産もまた増加したことに起因する。公式統計では、2004 年のダイヤモンド生産量は前年比 10.6%増であり、これによる収益増は、米ドルベースで 13.2%の伸び、すなわち 7 億 2750 万米ドルに達する。同年の月平均生産量は 180 万カラットであり、特に第 4 四半期は平均を上回る生産高で、同期の加工ダイヤモンドの月平均生産量は約 240 万カラットであった。認可を受けているダイヤモンド会社 15 社のうち、Congo Diam、Ashley、Millennium、Primogen および Margaux で、加工ダイヤモンドセクターの輸出収入の 8 割以上を占める。国有企業の Minières de Bakwanga(MIBA)による生産高は 2004 年、前年比 16%増であったが、収益を見ると 3.9%増どまりで、これはダイヤモンドのカラット当たりの平均単価が 2003 年の 15.1 米ドルから 2004 年には 13.5 米ドルへ下落したからに他ならない。その他の成長分野は、前年比 21.1%の実質成長を見せた建設業と、売上高で同 13.2%増を記録した運輸業である。

鉱業と投資に関する新法令が制定され、その施行をめぐる問題は続いているものの、鉱業投資には復興の兆しが見られる。この法令はやがて民間セクターの生産に大きく影響するものと思われる。短期的な経済拡大のためには、サービス部門の成長が主な要素となる。なぜなら、当該部門こそが国内需要の拡大に際し最も迅速な反応を示すからである。しかし、こうした成長も、現在と同様、その大半が公式統計に反映されない可能性が高い。政治・経済改革や紛争後の復興努力を伴うことで、ドナーからの資金流入が国内経済の力強い回復へと繋がるものと思われる。世界銀行、IMF、アフリカ開発銀行(AfDB)、その他の主要ドナーは国際社会に DRC 支援を呼びかけている。世界銀行は、2002 年 12 月および翌 03 年 12 月に開かれた 2 回の協議会など、今後の対 DRC 援

助方針を話し合う場としてドナー調整会議を開催している。また 2004 年 6 月と同年 11 月には、それぞれ首都キンシャサでフォローアップ会議が開催された。

EIU の予測では、2005 年の実質 GDP 成長率は 9%に上り(政府予測では 7%)、2006 年には若干後退するものの、8%と、依然、健全なレベルを維持するとみられる。現在、自国通貨のコンゴ・フラン安が予測より速いペースで進んでおり、政府が財政方針を真の意味で引き締めない限り、いかに金利を引き上げようとも、この傾向は続くと思われる。

EIU の予測対象期間中、輸出収益は順調に伸びると思われる。不正は依然として蔓延しているが、内政、経済、法規制環境が整うにつれ、ダイヤモンドの輸出は回復するとみる。その他の鉱物資源の輸出、特に銅とコバルトについては、同期間の終盤、鉱石加工分野への新規投資の成果が見え始めるにつれ増えると考えられる。また輸入は力強く拡大すると見られる。その理由としては、設備投資を含むドナー援助の流入により、内需主導型の成長が見込まれることが挙げられる。輸入増は貿易収支赤字を更に拡大させるものと思われる。サービス貿易の赤字幅もまた輸入の増加により拡大し、所得収支もまた、鉱業企業が自社の利益の伸びを自国へ還元することから、赤字拡大の一途をたどると思われる。経常移転収支の黒字幅は、2005 年から翌 06 年にかけて外国ドナーの援助が加速するに従い拡大すると見込まれる。結果として、経常収支赤字は 2005 年の対 GDP 比 4.3%から 2006 年同 6.7%へと拡大する見込みである。

コンゴ中央銀行(BCC)によると、2004 年第 4 四半期のインフレ率は、消費者物価が前期比で 2.9%上昇し、年末には 9.2%に達した。2005 年 1 月には同 1.9%上昇し、年率では前年比 39%高と予測される。この高インフレ率は、国際石油価格の高騰やダイヤモンドの国際市場価格の下落など外部要因に一部起因するものである。

2005 年 2 月 16 日、当初の予定より 3 ヶ月遅れで、アンドレ・フィリップ・フタ財務大臣は 2005 年度予算案を国会に提出した。政府による 2004 年の実績報告では、支出は、最終補正予算(2004 年 9 月、経済政策)をかなり下回ったが、IMF を筆頭に各ドナーはこの公式発表には懐疑的で、増加の一途を続ける支出を意図的に下方修正しているとみている。人件費は 2004 年予算割当よりも名目ベースで 32%増加しているが、2004 年の実績と比較すると(名目ベースで)わずか 3%の増加である。すなわち、実際は給与支出が減少していることを示唆しており、年内にも実施が予定される次期大統領選挙に向けて、公務員からの支持を得るのは難しくなるだろう。

12 月中旬、世界食糧計画(WFP)は、ドナーに支援増額を呼びかけた。WFP 自身も深刻な資金不足に陥っており、食糧を必要としている 65~75 万人の DRC 国民に対する援助を直ちに半減させなければならない状態とのことである。

表 3.1 主要なマクロ経済データ

	1960s	1970s	1980s	1990s	1998	1999	2000	2001	2002	2003
Population (million)	18.1	24.4	32.8	44.4	47.7	48.3	48.6	50.1	51.6	53.2
Population ages 0-14 (% of total)	44.1	45.3	46.7	47.3	47.4	47.6	47.6	47.7	47.8	47.9
Population ages 15-64 (% of total)	53.1	51.9	50.4	49.9	49.8	49.8	49.7	49.6	49.6	49.5
Population ages 65 and above (% of total)	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6
GDP (constant million 2000 US\$)	5,830.0	7,279.1	7,754.9	5,317.2	4,841.3	4,628.3	4,304.3	4,218.3	4,365.9	4,610.4
GDP growth (annual %)	3.3	0.5	0.9	-5.5	-1.6	-4.4	-7.0	-2.0	3.5	5.6
GDP per capita (constant 2000 US\$)	321.4	301.5	237.3	121.7	101.5	95.9	88.6	84.3	84.6	86.7
Official exchange rate (LCU per US\$, period average)	0.0	0.0	0.0	2.9	1.6	4.0	21.8	206.6	346.5	405.3
Inflation, consumer prices (annual %)	21.8	44.1	60.4	3,413.1	29.1	284.9	513.9	359.9	31.5	-
Money and quasi money (M2) as % of GDP	8.4	8.7	11.9	5.8	-	-	-	-	4.2	4.8
Real interest rate (%)	-	-	-	-45.1	1.6	-58.6	-57.0	-46.7	31.5	-
Foreign direct investment, net inflows (% of GDP)	0.1	0.6	-0.2	0.1	1.0	0.2	0.5	1.7	2.1	2.8
Foreign direct investment, net inflows (% of gross capital formation)	0.9	4.5	-1.7	5.2	54.8	7.8	15.6	31.1	29.0	20.4
Agriculture, value added (% of GDP)	19.6	19.7	29.5	49.7	46.5	52.4	62.6	59.8	57.9	-
Industry, value added (% of GDP)	34.5	32.4	28.2	19.6	20.4	18.7	20.1	19.9	19.3	-
Manufacturing, value added (% of GDP)	-	14.3	11.4	6.2	5.9	5.0	4.8	4.1	4.0	-
Services, etc., value added (% of GDP)	45.8	47.9	42.2	30.7	33.1	28.9	17.4	20.2	22.8	-
General government final consumption expenditure (% of GDP)	10.9	10.5	9.3	9.5	8.1	6.0	7.5	5.0	3.8	-
Household final consumption expenditure, etc. (% of GDP)	78.4	76.9	79.8	82.2	93.2	84.9	87.7	88.5	92.1	-
Final consumption expenditure (% of GDP)	89.3	87.3	89.1	91.7	101.3	90.9	95.2	93.4	95.9	-
Gross capital formation (% of GDP)	12.4	15.9	11.6	7.0	1.8	3.1	3.5	5.4	7.3	13.7
Exports of goods and services (% of GDP)	19.9	12.7	22.7	22.4	29.8	23.5	22.4	18.9	18.9	-
Imports of goods and services (% of GDP)	21.5	15.9	23.5	21.1	32.9	17.6	21.0	17.8	22.1	-
Gross domestic savings (% of GDP)	10.7	12.7	10.9	8.3	-1.3	9.1	4.8	6.6	4.1	-
Gross capital formation (% of GDP)	12.4	15.9	11.6	7.0	1.8	3.1	3.5	5.4	7.3	13.7
Food exports (% of merchandise exports)	25.6	19.8	-	-	-	-	-	-	-	-
Food imports (% of merchandise imports)	20.2	18.7	20.6	-	-	-	-	-	-	-
Agricultural raw materials exports (% of merchandise exports)	11.1	4.2	-	-	-	-	-	-	-	-

Agricultural raw materials imports (% of merchandise imports)	2.0	1.4	1.8	-	-	-	-	-	-	-
Ores and metals exports (% of merchandise exports)	55.0	67.2	-	-	-	-	-	-	-	15.6
Ores and metals imports (% of merchandise imports)	1.2	1.3	1.2	-	-	-	-	-	-	1.3
Fuel exports (% of merchandise exports)	0.2	2.6	-	-	-	-	-	-	-	-
Fuel imports (% of merchandise imports)	7.3	8.4	13.4	-	-	-	-	-	-	-
Manufactures exports (% of merchandise exports)	8.2	5.3	-	-	-	-	-	-	-	9.6
Manufactures imports (% of merchandise imports)	69.0	69.3	62.2	-	-	-	-	-	-	62.7
Aid per capita (current US\$)	5.4	9.4	14.7	5.0	2.6	2.7	3.8	5.2	22.7	101.2
Total debt service (% of exports of goods and services)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Total reserves in months of imports	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出所: The World Bank (2005), *World Development Indicators: 2005*

3.1.2 産業

DRCは豊かな鉱産資源に恵まれ、アフリカで最大の人口、国土を誇り、また水資源にも恵まれている。1960年代の独立以降は、主産業である産銅部門を中心に順調な経済成長を遂げた。しかし、70年代半ばになると、大統領への権力と利益の集中、鉱業以外の産業の育成や多様化に対する無策、長期化する銅市場の不振により、同国は経済不況に陥った。90年代以降は、政治の混迷が内紛へと展開し、経済構造も国内産業も壊滅的な状態へと陥った。包括的和平合意であるプレトリア合意が2002年に締結されて以降は、経済状態も徐々に改善の兆しを見せた。産業全体を支えている官民両セクターの企業活動も徐々に改善、市場も国内外の民間投資へ開放された。外国投資家の目は、戦後市場の開拓、社会基盤開発事業、資源開発などに注がれている。一方で、国民の多くは未だくすぶる内紛の再燃を恐れており、全国各地でインフォーマルセクターでの農業・経済活動への従事が目立つ。

主要産業のGDP成長率をみると、国内生産基盤が崩壊していることが数値的にも裏付けられている。農業は1990年の30%から2002年56%に成長している一方、鉱業、製造業は、28%から19%へと大幅に下降している(うち、製造業は11%から4%)。サービス業については42%から25%へと大幅な後退をみている。セクター別GDP成長率を見ると(1990年代以降)、農業だけがゼロ成長を示しており、それ以外のセクターはすべてマイナス成長である。

農水産業に関し、農業の大半は、自給のための食糧生産に集約され、このうちキャッサバの占める割合が最大である。他には、バナナ、ピーナツ、そして米と続く。コーヒー(生豆)は、カカオ、ゴム、紅茶などの輸出用穀物の中でも大きな割合を占めている。2003年の生産量を1990年と比較する

と、食糧用作物は 20%減、輸出用は 50%減といずれも大きく落ち込んでいる。人口増が続き、国内商品流通網も未整備な中、食糧支援は同国にとり喫緊の課題である。漁業は海岸線が短いことから主に内水面漁業に依存している。大地溝帯沿いの湖や河川では、テラピアをはじめとする淡水魚が年間約 17 万トン漁獲され、すべて国内で消費されている。他には、林業で、主に燃料用や農地確保のための伐採が行われている。一部の木材は加工されないまま輸出されている。

DRC の主産業である鉱業・製造業については、最大の鉱業の大半で国家独占が続いている。2002 年の生産レベルは、銅 3 万トン、ダイヤモンド 16 万カラット、コバルト 3,600 トンで、過去 5 年間で 3 割ほど減少している。DRC はまた産油国でもある。2000 年の石油産出高は 1 日 2 万 5,000 バレルであり、90 年代前半から比較すると 2 割の減少である。このうちの約 3 割は、国内の製油所へ出荷され、残りが原油として輸出される。ガス生産は随伴ガスが主流で、まだ商業化されていない。原油生産は、米国、日本の資本と共同で、国有石油会社が行っている。こうした鉱物製造業者が DRC の輸出の大半を占める。製造業は、セメントなど建設資材の生産、食料品、金属加工など、国内市場向けが中心。

サービス業においては、いまだ国有企業が公益事業を占有しているが、一部、段階的に民営化・自由化されている。金融セクターについては、国公営事業体と外資の民間金融機関とが並存しているが、長期にわたる政治的・経済的混乱から、相当額の国内資本が金融機関という枠組みの外で動いているようだ。商業については、インフォーマルセクターの割合が高いとみられ、フォーマルセクターではレバノン系企業などが卸・小売業に従事している。

3.1.3 貿易および投資

(1) 貿易

DRC の輸出品目は、ダイヤモンド、銅、コバルト、原油、コーヒーなどである。DRC の長年の輸出相手国はベルギー、フィンランド、フランスなどの欧州諸国と、ケニヤ、ナイジェリア、南アフリカ共和国（以下、南ア）などのアフリカ諸国、そして米国である。しかし、近年、韓国、中国も重要な輸出先国となってきている。輸入については、食料品、鉱山機械等の機械類、輸送設備、燃料等である。これらの製品は主にフランス、イタリア、米国から輸入されている。

表 3.2 貿易動向と主要貿易相手国

(百万米ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
輸出	1,487	1,702	2,586	2,232	2,434
輸入	1,416	1,391	1,404	1,490	1,629
主要貿易相手国					
輸出 韓国	288.00	261.82	491.68	353.58	462.49
米国	305.82	390.64	437.27	479.36	191.36
中国	38.00	54.48	294.29	165.23	211.28
輸入 フランス	255.33	166.61	178.04	213.53	245.80
イタリア	60.74	56.14	64.54	112.95	95.18
米国	101.42	54.34	85.03	99.33	57.53

出所: World Bank, *World Development Indicators*; IMF, *Direction of Trade Statistics*

(2) 外国直接投資

2003年から2004年にかけて総額24億米ドルの新規投資が承認された。対象となったセクターは、サービス業、食品産業、建設業、資源開発である。最大規模の案件は南アの Vodacom 社による携帯電話事業(投資額は9400万米ドル)およびDRC・韓国合弁の通信インフラ整備事業(16億米ドル)である。しかし、実際の投資額はこれを大きく下回るものであった。

これら事業の実施率についての正確なデータはない。ここで記すべきことは、巨額の投資が、投資回収が比較的早い“現金”ビジネス(携帯電話事業等)に流れたことである。

表 3.3 FDI 流入

(百万米ドル)

1998	1999	2000	2001	2002	2003
61.3	11.3	23.1	82.0	117.0	158.0

出所: UNCTAD, FDI On-line.

2003年1~12月、ANAPI(Agence Nationale de Promotion des Investissements)は、今後3~5年の間に実施される事業として、総額24億6,100万米ドル、全112件の投資を承認した。このうち、65%は設備・施設整備関連、35%が地方事業関連で、重要度の高い案件は既に開始している。2002年には、総額1,000万米ドルの投資事業4件が承認された。

企業

英・Vodafoneと韓・Congo Korea Telecomは通信インフラ整備のために、それぞれ9400万米ドル、6億米ドルを投資している。Chevron-Texaco率いるコンソーシアムは沖合石油生産を強化するための3ヵ年計画を打ち出した。2004年、Chevron⁶の子会社であるChevron Overseas Congo Ltd.はアンゴラとDRCの国境にまたがる海域で、Lianzi-1調査井の油田発見を発表した。この油井から2つの油層が発見され、その試井(インタバル)のうちのひとつでドリルステムテストを行ったところ、日量5,000バレル以上との結果が得られた。

2002年から2003年にかけては、ビールの生産は12%、炭酸飲料は26.8%増加し、(Heineken所有の)BralimaとBracongoを潤した。政府が4割の株式を持つCompagnie Sucrière de Kwilu-Ngongoにおける製糖は、2003年16%増であった。DRCのセメント製造の77%を担うCimenterie de Lukalaは、事業の27%が輸出向けで、2003年は16%の売上増であった。

鉱業はFDIを牽引している重要産業のひとつである。具体的には、2002年以降、鉱業大手各社の業績は緩やかながらも回復を見せており、また既存の企業が業務拡大の計画を打ち出している。これは、2002年に新鉱業法が採択され経済回復を目的に各種政策が実行された結果である。DRCは、鉱物産出量実績と産出可能量との差が世界で最も大きな国である。1990年以前は、DRCは年間50万トンの銅を産出し、世界第5位の銅産出国であった。また、コバルトとダイヤモンドの産出量では世界第1位を誇っていた。金産出の可能性については未だ手付かずのままである。豊かな資源に恵まれているため、今後は国際鉱業・資源探査企業の積極的進出が予想される。

3.2. FDI促進に係る諸政策

3.2.1 産業政策および開発計画

困窮を極める国内産業の復興は、険しい道のりとなるだろう。政府は、各ドナー国や国際機関と同様、基礎インフラの整備を最重要視している。殊に、運輸、電力、通信の分野において、国際援助、民間投資、政府予算を連携させ、短～中期の大型事業が展開されることが期待される。発電分野においては、南ア資本によるインガ・ダムを利用した発電容量の回復および増強計画が進行中だ。これを地域の配電網に組み込みこむことにより、広域にわたり安価で安定した電力供給が可能になるばかりでなく、電力販売の収入が増えれば、家電市場拡大にも繋がると期待されている。通信セクターにおいては、携帯電話サービス加入者の急激な増加に対応するためのネットワーク整備

⁶ Chevron(2005年Chevron Corporationに改名)は世界第5位の総合エネルギー会社で、カリフォルニア州San Ramonに本社を置く。世界約180カ国で、石油・ガス田探査、生産、精製、マーケティング、輸送、化学品製造・販売、発電など、石油・天然ガス産業のあらゆる分野で事業を行っている。

が、海外投資家の関心を集めている。

各産業を個別に見ると、新規 FDI の増加が見込まれるのは鉱業である。南アと北米の資本が、鉱物資源開発権の取得や国営企業への株式参加などを通じて既に市場に参入し始めており、主要製品の生産が立ち直りを見せ始めている。政府は、該当セクターを民間開放するとともに、法制度や優遇措置を整備したりすることで外国資本誘致政策を一層強化している。

3.2.2 FDI 促進政策

2002年2月、FIASの技術支援を受け、新投資法が制定された。この新法は、法の適用範囲、政府と投資家の義務、国内・外国投資家間の処遇の平等性、紛争仲介制度の利用法などの重要項目について国際的なベストプラクティスを反映している。新法はまた、現在の財政制度や1986年4月に制定された現資本法で定義される国内投資権取得のための承認システムについても簡素化を図っている。

資本法において事業立ち上げに最も必要とされているのは以下の要件である。

- 外国企業は DRC 国内に支社を設立しなければならない
- ANAPI に許可申請を行う
- 投資額は、大企業で 20 万米ドル、中小企業で 1 万米ドル
- EIA の提出
- 自国民従業員の特殊技術訓練、監督、責任に対する確約
- 35%以上の付加価値額成長率を保証

各種優遇措置を伴う許認可は企業の設立地区に応じて付与される。

- ゾーン A(キンシャサ)に設立した場合 3 年間
- ゾーン B(下コンゴルブンバシ、リカシ、コルウェジ)に設立した場合 4 年間
- ゾーン C(バンドゥンドゥ、エカトゥール、西カサイ、東カサイ、マニエマ、北キブ、南キブ、東部州、カタンガ)に設立した場合 5 年間

紛争中にもかかわらず、DRC は海外投資家に対し多くの機会を提供している。政府は、国内外の投資を喚起することにより、国内経済を刺激し、社会環境を向上させることを公約している。投資機会は以下のような分野である。

- 食品、食品関連製品
- 繊維、洋服、履物
- 木材、その他関連製品
- 化学物質、化学製品
- 機材

- 卑金属、金属製品
- 鉱物
- 観光

(1)環境問題

新森林法は 1949 年に制定された現法律に取って代わるものである。この法律は、国土の 15%を保護区域に指定すること、森林管理計画実行の義務化、森林利権の公開競売とこれにより得た収益の 4 割を地方事業体に分配すること、国家・地域レベルでの森林協議会の設営、など、大幅な改革を取り入れている。具体的な規定については今後取り決められる。同法は、すべての商業化対象林の管理計画の実施や地域共同体開発への貢献、そしてすべての商業化対象林に対する地元住民の慣習的利用権の保護を義務付けている。

新森林法では、地元住民が林業活動の便益を享受できるよう、合法的な伐採・搬出に対する税金の 40%は直接地方当局に支払われることが規定されている。また、森林を保有するコミュニティは、中央政府や林業企業と契約を結ぶことにより、診療所、学校、支線道路など更なる便益を得られることが期待される。

更に、林業企業とのいかなる利権契約の枠組みにおいても、地域共同体の慣習上の権利の保護が規定されており、また森林地域の指定にあたってはその手順の中に地域共同体との協議を必ず設けるよう義務付けている。

猶予期間中に開発企業に譲渡された 6 百万ヘクタール分の利権については、現存するその他の利権の正当性と共に再検討されることになる。

3.3. FDI に対するインセンティブおよび障害

3.3.1 FDI 促進体制

(1)投資促進機関

ANAPI (Agence Nationale de Promotion des Investissements)

ANAPI は 2002 年 2 月に新投資法 (2002 年 2 月 21 日第 004/2002 法) に基づき設立され、投資家に対し行政手続き上の便宜や承認事業の財務・通関上の優遇措置を図ることを目的としている。現在 30 名の職員をかかえ、ルブンバシとカナガ(カサイ州)に事務所を設置している。

世界銀行の DRC 民間セクター開発・競争力プロジェクトにおいて、ANAPI は、投資家へのサービスと投資環境整備を主体とした制度・戦略開発と投資促進数年計画の実施を支援するため、世界銀行から 250 万米ドルの支援を受けることになっている。

ANAPI は設立後間もない組織であるため、海外投資家を効果的に支援する経験は浅い。ANAPI は以下のセクターにおいて許認可の承認を行っている。

- 農業、アグロインダストリー、牧畜・養鶏、漁業、工場、ホテル・レストラン、建築、公共事業、公営住宅、森林・伐採事業、航空・海上・陸上輸送、通信、情報技術、エネルギー、繊維、その他サービス業

ANAPI の任務は以下のとおりである。

- 国内外における投資の調査と促進
- 投資の承認
- 投資家に対する事業立ち上げと行政手続き簡素化の支援
- メディア、会議を通じての情報キャンペーン
- 国内外の事業者との会合
- ウェブサイトの立ち上げ www.anapi.org
- プロモーション用資料の作成と配布
- 国内外における投資を刺激し促進するための各種活動(2002 年以降、既に 30 案件を超える海外投資家を受け入れている)
- DRC における投資環境改善に関するワークショップの開催

ANAPI は投資家に対し、DRC 国内における事務所設立への協力や、関連書類の迅速な(4 日以内)取得、投資家と政府間の折衝の円滑化、行政的障害や妨害の撤廃といった支援を提供する。

(2)輸出加工区 / 自由貿易区

現在DRCにはいかなる輸出加工区も自由貿易区もない。

(3)FDI 促進政策

新投資法(2002 年 2 月第 004/2002 法)では、一般規定の他以下の 11 項目が取り扱われている。行政手続き、制度、投資家の保証と安全、義務、認定企業、機構、フォローアップと評価、認定投資、制裁措置、訴訟調停、および暫定規定・最終規定。第 42 条は、投資法に関する法令第 02/04/1986 の第 028 号と、産業区を規定した法令第 02/04/1986 の第 010 号を無効にしており、かつ、現行の法律に準拠した合法的な条文ある。

具体的な投資インセンティブは以下のとおりである。

- 国内投資家、海外投資家に対する公平な対応の確保
- すべての投資に対する単一制度の適用
- 許認可取得手続きの簡易化と迅速化
- 国内・海外問わず全投資家に対し同一条件を適用
- 事業開始後 3～5 年間の必要資材輸入権、並びに輸入された機械、設備、部品に対する税の免除
- 輸出権、すべてあるいは一部の完成品に課される税の免除
- 事業開始後 3～5 年間の、総合課税局による主要な税の免除
- 株主企業の出資構成比もしくは増資の際の出資比率 (proportional right) に応じた税控除
- 新機材用予備部品の初回輸入時に CIF10%を超えない関税を免除。ただし、新機材輸入に際する 5%の行政手数料はこの限りでない。
- 完成品輸出時の関税および税の免除
- 承認投資案件からの収入に対する職業負担金 (Professional Contributions) の全面免除
- 有限責任会社を除く承認企業に対する固定権利 (Fixed rights) の免除
- 承認案件に関する不動産税の免除
- 有限責任会社の出資あるいは増資の際の調整権の免除
- 現地生産された製品に対する国内での売上げ、あるいは現地生産者から機材を購入している承認企業に対する不動産向け引当金に対する免税
- 中小企業・産業に関する特定条項: 材料、新規もしくは中古機材の輸入に対する諸税の免税 (除: 行政税)

(4) 免税/タックスホリデー

政府は、投資家の信頼向上をねらい、関税・租税行政の効率を上げ、擬似課税をなくし、税制度の透明性をより高くすることを計画中である。

国家歳入を確保しつつ公式な民間セクターへの規制・税的負担を軽減させるため、現行の税制度に数々の改変を加えている。とくに、以下の税制改革に関しては、各州の行政能力がその重要性を増している。

- サービスに対する売上税 18%の導入
- 2006 年の VAT 導入

2003 年 3 月の租税・関税改革と関連法令の実施(砂糖、セメント、マッチに対する物品税の撤廃、売上税 (ICA) の控除に関する比例原則の撤廃し大企業への限定、および輸出に対する ICA の撤廃)は、2003 年 11 月に政府が、また 2004 年 1 月には議会が承認した。不当な租税・関税の免除を容認する合意(協定)も相次いで改訂されている。同時に、関税・物品税局 (OFIDA) は、IMF の技術協力を得て、近代化計画を実施している。これは、Bas-Congo 州行政府担当部局の再組織、およびマタディのワンストップ窓口設立に焦点を置いている。

関税および税関

2001年の貿易自由化により関税は低減した。DRCは、中部アフリカ諸国経済共同体(ECCAS)、東南部アフリカ共通市場(COMESA)、南部アフリカ開発共同体(SADC)など地域経済協力組織の貿易自由化イニシアチブに参加している。また、米アフリカ成長機会法(AGOA)の下、米国との貿易取引において、また「Everything But Arms」イニシアチブの下、EUとの取引においても、それぞれ特恵的条件を享受している。更に、政府は通関サービスの改革に乗り出しており、通関手続きの合理化と国家歳入のよりよい管理を目的として、Matadi港にワンストップ窓口を設立している。

2003年6月18日の省令により国家仲裁センターが設立され、事務局が各地に開設され、約30名の仲裁者登録がなされた。マタディの総合通関窓口は2003年6月より業務を開始している。

(5) FDI 誘致における阻害要因

DRCでの事業展開はいまだリスクを伴う。2001年以来、投資環境整備に向けた新たな法律が相次いで議会を通過しているが、実務面での投資環境はいまだ明確な改善を見ていない。内紛に続く数年はインフォーマルセクターの生産・投資活動が主流で、FDI統計の正確性は疑わしい。DRCの混迷した国内情勢と民主的選挙を通じた統一新政権の実現の遅延を考慮すると、DRCは未だ投資リスクの高い国である。将来の政府は、紛争中あるいはそれ以前に与えられた投資許認可や利権を尊重するであろうと政府関係者はあらゆる機会に語っているが、その決定的保証を得るには至っていない。

3.3.2 インフラ

(1) 基本情報

DRCの劣悪なインフラは、これまで経済成長の主たる足かせとなってきた。国際ドナーとDRC政府は、今後の経済成長は、インフラ整備の進捗に依拠する点が大きいと認識している。インフラ整備の中でも、ことに運輸部門は最優先課題となっている。

陸上輸送システムは、鉄道、道路、内陸河川・湖からなるネットワークで、製品の輸送には通常複数の輸送手段を必要とする。このうち、河川・湖は国内の重要都市や国外の戦略的都市をつなぐ。DRCの道路は全長15万7,000kmにわたるが、このうち舗装されているのは2,800kmあまりに過ぎず、道路網のほとんどが、維持管理の欠如から劣悪な状態にある。最も重要な商業道路はキンシャサからマタディ⁷を結ぶ。航空輸送については、国内に約230の国内線空港があり、このうち舗装

⁷ 近年 EU 出資による道路工事が行われており、現在キンシャサ-ムバンザ ヌグング間の道路が改修されている。ま

されているのは24ヵ所である。また、最近新たな国内航空会社(Hewa Bora Airways)が業務を開始している。鉄道は限定的なサービスに留まっており、鉱物輸出のためカタンガに集中している。したがって、悪条件下でも道路利用が鉄道よりも好まれる。港湾施設も不十分である。完全な内陸部である東南地域では、海上輸送は、タンザニアのダルエスサラーム港、アンゴラのロビト港を利用する。国内経済にとって重要な役割を果たす主要港、マタディは大規模な改修が必要である。

アマゾン川に続き世界第2位の水量を誇るコンゴ川は、全長約4,300km。発電および給水のためには未だ十分に活用の余地がある。潜在的な発電能力は、15万メガワットあり、これは現在のアフリカ全土の消費量の約3倍に匹敵する。それにも関わらず、今のところDRCの国内電化率は7%ほどに留まっている。コンゴ川のインガ発電プロジェクトでは発電能力を2010年までに4万4,000メガワットに引き上げるべく計画が進行中である。電力以外の水に関する問題では、地方の上下水(DWSS)が課題となっている。飲料水へのアクセス率は財政、資源、維持管理の欠如が響き、1991年の19%から2002年には16%へ低下している。下水の利用率はわずか5%である。地方住民の多くは衛生上、安全だとはいえない水源、河川、湖、浅い井戸を飲料水として用いている。豊富な水資源のほかには、1,048億立方メートル天然ガスの埋蔵が確認されており、未開拓ガス田も一ヵ所ある。

通信システムに関しては、域内では最も開発が遅れており、サービスの信頼性も低い。国内電話システムもまた貧弱で、かろうじて使える電線と、マイクロ波無線中継サービスが都市部内、都市部間をつないでいる。行政機関にはほとんど電話線が引かれておらず、電話線があったとしても、修理が必要か、全く機能していない。しかし、携帯電話については広く利用されている。

(2)地域プログラム

2004年10月下旬には、DRC、アンゴラ、ナミビア、ボツワナそして南アが共同で、西部電力・通信回廊(Westcor)プロジェクトの発足合意書に署名している。第4段階まで計画されているグランド・インガ発電計画の第3段階にあたる同事業には、各国の電力会社5社⁸が参加し、総事業投資額の3分の2以上、約47億ドルがDRCに投じられる予定である。コンゴ川流域、マタディの北に建設するインガ第3発電所では、2,000メガワットの発電量を見込んでいる。既に予備調査は終了済みである。

た今後マタディまで改修する予定である。

⁸ 現在、南アフリカの Eskom、DRC の Société Nationale d'électricité、アンゴラの Empresa Nacional de Electricidade、ナミビアの Nampower およびボツワナの Power Corporation は、ボツワナの首都カガボローネに Westcor の本社を設立しようとしている。

(3) 民営化および官民パートナーシップ (PPP) を巡る状況

Westcor にも参加する南ア・エスコムは、グランド・インガ発電計画の第 4 段階にも関与を予定しており、2005 年 2 月には 500 億ドルをかけて、計画の完成を目指す旨、発表している。エスコムとの協定を結んだ DRC 政府も、インガ-コルウェジとインガ-南ア間の電力網の相互接続を強化すると共に、キンシャサへ電力を供給する第二送電線を建設する方針を固めている⁹。エスコムはこの事業のためにアフリカ南部各国政府や世界銀行、国際金融公社といった多国籍組織からの資金援助を模索している。いったん建設されれば、この発電所は、SADC の全 14 加盟国に電力を供給できる。その他のアフリカ諸国についても送電線の相互接続を通じて徐々に電力供給先を拡大させ、最終的には南ヨーロッパへの電力輸出も可能になる。エスコムでは、現在の DRC の不安定な国内情勢を鑑み、この事業には少なくとも 10 年はかかると思われる。

3.3.3 通貨および金融制度

(1) 概況

DRC は政情不安にもかかわらず、その経済は、IMF および世界銀行の支援を受けた同国政府がマクロ経済安定に取り組む姿勢を表明していることから、成長軌道に乗りつつある。財政政策の目標は、国内歳入の増加、および政府予算を医療保健や教育など公共部門へ振り分けることによる公共インフラの改善であり、これら諸政策を通じて貧困削減を目指している。年間 10 億米ドル以上の外国資金がドナー国から流入しているものの、DRC 政府自身は巨額の財政赤字を抱えている。金融セクターには、実質上、財務調整機能がない。

コンゴ中央銀行(Banque Centrale du Congo (BCC))は財政政策を担う独立した中央銀行であり、2001 年に変動相場制が導入されて以来、価格安定化政策を取っている。通貨コンゴ・フランは今後、1 米ドル=FC440 から FC460¹⁰へと若干値を下げると思われる。2004 年のインフレ率は約 9.3%であったが、背景には石油価格高騰と、それに伴う都市部における食料品の値上げがあった。金融当局は昨年、このインフレ圧力を管理するため、公定歩合を 6%から 9%へと、そしてさらに 14%へと段階的に引き上げた。

国際収支は均衡を保っている(中央銀行の公式発表は貿易黒字を示しているが、粉飾統計の可能性が高い)。

IMF の国際財務統計には 1996 年以降 DRC の外貨準備高のデータが記載されていない。しかし、

⁹ エスコムはキンシャサでの配電も担う。

¹⁰ 2004 年 12 月発行の EIU レポートより

BCCによると、2004年12月末時点のDRCの保有高は輸入5.1週間分に相当する2,446万米ドルであり、2003年12月末の2.5週間相当から急増している。

中央銀行はDRCの公的対外債務について、元本、支払い遅延利子を含めた未払い累積額を140億米ドルと推計しており、そのうち100億米ドルがパリクラブの債権国に対するもので、30億米ドルは国際機関に対するものである。

(2) 銀行セクター

金融制度は壊滅状態にあり、営業を続ける銀行も、金融政策の度重なる変更と自らが抱える回収不能債権により、その営業活動は順調から程遠い。英・EIUによると、「金融セクターは、ハイパーインフレ、通貨の歪み、紛争・政情不安、度重なる政策変更、および適切に監査を受けた勘定または担保を有する企業の不在など、混迷極める政局、財務状態に翻弄されている。こうした情勢を反映して銀行の多くが、回収不能な累積負債を抱えることになっている。こうした危険な状態ゆえ、貿易関連の短期融資を除けば信用融資はもはや完全になくなってしまった。」

銀行セクターの活動は、融資取引と為替取引に限られている。2003年、信用残高の対GDP比は1%にも満たなかった。融資は通常ドル建てにより、6ヵ月未満の案件に対して行われる。BCCは2002年後半以降、中期国債を発行しているものの、銀行間市場で取引されることはほとんどない。銀行業界では現在、大規模な再建計画、資本増強および清算計画が実行されており、2004年には、公共セクター3行を含む銀行9行が清算され、また7行が再建計画を進めている。

(3) 為替管理

IMFの報告によると、国際取引における対外送金、対内送金取引先、居住者、非居住者の区別なく、制約はない。

3.3.4 労務・経営管理

DRCでは熟練産業労働力が不足しており、企業単位でのOJTが必要である。国民の多くは零細農業あるいは正規部門以外の商業活動に従事している。賃金の平均値を見ると、労働者とその家族を養うに十分な生活水準を満たすには及ばず、多くの労働者は生き残るために家族・一族内で労働分担や収入配分を図るとともに、不正規経済活動に従事している。政府の行政がほぼ及ばない地域では、ほとんどの国民が不正規な経済活動、人道支援、あるいは森林開発により辛うじて生計を立てている。キブ、マニエマ、北カタンガやイトゥリでは、大規模な略奪や、武装グループによ

る強奪、および政情不安により住民は家屋や食糧を失い、政府の規制が及ぶ地域に比べて深刻な貧困と経済的苦難にあえいでいる。また警察、兵士をはじめとする公務員に対する賃金支払いが遅れているため、一般市民に対する強奪や盗難も頻発している。

現地人の雇用比率規定にはいかなる制限も課されていない、また外国人労働者に関する制約もない。最低賃金に関する法律は保留となったままである。公務員の月給は 4～20 米ドルと依然低く、また支払い遅延も問題となっている。しかし、警官、兵士をはじめとする公務員はその立場を利用し、収賄やその他の汚職を通じて自らの収入を補ってきた。合法的な労働時間は(サービス残業を除く)最高週 48 時間、7 日ごとに 24 時間の休業が規定されている。労働法には解雇されることなく不利な業務環境を労働者が回避できる規定は含まれていない。

HIV/AIDS の蔓延により、DRC は医療保険の増額、欠勤、病気・死亡による労働力不足、代替要員の育成などが、国家財政や企業経営にとり重い負担となっている。

4. ナミビア

4.1. マクロ経済、産業、貿易及び投資の動向

4.1.1 マクロ経済

2005年5月にナミビアの Saara Kuugongelwa-Amadhila 財務大臣が行った 2005年/2006年度予算演説では緊縮財政が前面に押し出されたが、GDP 成長目標と赤字予算の削減を達成できるかどうかは疑問であると多くのアナリストが指摘している。財務大臣は昨年、2005/06年度の予算赤字の見通しを、対 GDP 比 1.6%としていたが、今年に入って対 GDP 比 2.4%へと上方修正させた。ポハンバ大統領率いる現政権は土地改革を優先すると述べており、土地再定住省の前大臣送別行事の席においても、「土地の収用は没収ではなく憲法に規定された公正価格で政府に土地を売却するものだ」と強調した。それにもかかわらず、現在の SWAPO(南西アフリカ人民機構)政権は土地の再分配が前進しなければ「革命」が起きる恐れがあると驚くべき主張をしている。この主張は、許容価格で国家に土地を売却するように白人農家に更に圧力をかけているのだと受け取ることもできる。土地改革によって総計 36 百万ヘクタールある商業農地のうちこれまでに約 3 百万ヘクタールが再分配されている。

2005年6月9日にポハンバ大統領は、議会で初の施政方針演説を行った。施政方針演説の中でポハンバ大統領は、経済政策改革では引き続き失業及び貧困への取り組みに重点を置くことと述べ、必要な改革としてスキルの強化、雇用吸収力のある輸出部門の促進、融資利用者の拡大、金融部門におけるナミビアのオーナーシップ拡大やベンチャーキャピタルなど、資金調達の新手法の確立などを挙げている。また、大統領は政府に対し、養殖業、グリーン計画、その他の農業プロジェクトなど、ナミビアで雇用を創出する可能性がある本格プロジェクトを進めるよう指示している。大統領によると、政府は原材料審査部の製造輸出への依存度が高い経済から工業化と製造業中心の経済への変革を目指しており、あわせてナミビアの生産基盤の拡大、雇用創出、技術やノウハウの移転を行うとしている。さらに大統領は演説の中で民間セクターや労働組合と密接に協力してアフリカにおけるナミビアの競争力順位を上昇させるとも誓っていた。

IMF は 2005年1月末、第 1条項に関するナミビア政府との会合を終了し、2004年/2005年の予算赤字は対 GDP 比 2%になる見通しであると述べた。この 2%という数値は「優先順位の低い支出の削減」、「税務問題への対処」という目標を政府が達成すること及び SACU(南部アフリカ関税同盟)による収入の急増によって全体歳入が増加することを前提としている。IMF の説明ではこの急増は 1 回限りの予想外のものであり、今後も同水準で推移するとは考えにくいとしている。他方、EIU 社は IMF の推定値が誤りである可能性もあると述べており、その根拠としてナミビア銀行(中央銀行)発表の分析結果として SACU の新しい関税配分方法の同国への影響として 2005年/2006年の配

分額はさらに増加すると示唆されていることを挙げている。

ナミビア銀行が発表した暫定値によると 2004 年の実質 GDP 成長率は 5.7%であった。今後はダイヤモンドとウランの生産量が減少するため、2005 年の成長率は 5%、2006 年は同 4.6%に低下すると予想されている。2004 年、ナムデブ・ダイヤモンド社(政府とデピアス社が 50:50 で出資する合弁企業)のダイヤモンド産出量は 28%増、ウラン産出量は 50%近く増加した。2005 年/2006 年の成長率は国外でのダイヤモンド生産が引き続き拡大していること、スコープオン亜鉛採掘精錬所がフル操業する初めての年度にあたるのが牽引要素となる。また、同国消費者物価指数から算出したインフレ率(前年同月比)は、2005 年 1 月は 2.5%へと急落し、2005 年 2 月には微増した。全体的なインフレ率の低下は、住宅、公益事業、燃料に関するインフレ率の大幅抑制、これと比べ低下率は小さいが食品価格インフレ率の抑制が主因であった。2005 年の穀物の収穫は良好と予想されることから食品価格のインフレ率は更に抑制されるはずである。さらに石油については原油国際価格がすでにピークに達していることから依然として強いナミビア・ドルのもとで短期的には輸入価格は抑制されるとしている。

Heritage 財団による経済自由指標(2005 年)では、世界 161 カ国を 50 種類の変数で分析し、その結果をもとに、経済自由度の 10 のカテゴリーについて各国の 5 段階評価(5 が最高)を行っている。これによると、ナミビアの順位は 161 カ国中 81 位で、総合得点は 3.10(全般的に不自由)であった。

表 4.1:主要なマクロ経済データ

	1960s	1970s	1980s	1990s	1998	1999	2000	2001	2002	2003
Population (million)	0.7	0.9	1.2	1.7	1.8	1.8	1.9	1.9	2.0	2.0
Population ages 0-14 (% of total)	42.0	42.8	43.0	42.1	41.9	41.8	41.6	41.7	41.8	41.9
Population ages 15-64 (% of total)	54.6	53.8	53.4	54.1	54.4	54.5	54.6	54.5	54.4	54.3
Population ages 65 and above (% of total)	3.4	3.5	3.6	3.7	3.7	3.7	3.8	3.8	3.8	3.8
GDP (constant million 2000 US\$)	-	2,002.2	2,082.8	2,923.0	3,191.0	3,298.6	3,413.6	3,495.5	3,583.0	3,716.8
GDP growth (annual %)	-	-	1.2	4.2	3.3	3.4	3.5	2.4	2.5	3.7
GDP per capita (constant 2000 US\$)	-	1,966.8	1,762.2	1,743.1	1,792.1	1,797.9	1,802.3	1,797.8	1,805.3	1,845.0
Official exchange rate (LCU per US\$, period average)	0.7	0.8	1.9	4.4	5.5	6.1	6.9	8.6	10.5	7.6
Inflation, consumer prices (annual %)	-	-	12.9	10.0	6.2	8.6	9.0	9.5	11.3	7.2
Money and quasi money (M2) as % of GDP	-	-	-	32.8	36.2	37.8	38.1	35.4	32.8	36.5
Real interest rate (%)	-	-	-	8.4	11.2	11.3	4.2	0.4	2.4	16.2
Foreign direct investment, net inflows (% of GDP)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

Foreign direct investment, net inflows (% of gross capital formation)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Agriculture, value added (% of GDP)	-	11.2	11.2	11.2	11.0	11.4	11.0	10.4	10.7	10.8
Industry, value added (% of GDP)	-	55.8	42.5	29.7	29.0	27.7	28.4	30.8	30.4	25.6
Manufacturing, value added (% of GDP)	-	9.2	12.0	12.3	12.2	11.4	11.1	10.5	11.3	12.3
Services, etc., value added (% of GDP)	-	33.0	46.3	59.1	60.0	61.0	60.7	58.8	58.9	63.6
General government final consumption expenditure (% of GDP)	-	17.4	29.2	30.8	29.6	30.3	28.8	28.4	27.4	28.8
Household final consumption expenditure, etc. (% of GDP)	-	44.2	62.0	56.9	56.7	57.2	57.1	54.6	59.1	55.8
Final consumption expenditure (% of GDP)	-	61.6	91.2	87.7	86.3	87.5	86.0	83.0	86.5	84.6
Gross capital formation (% of GDP)	-	30.6	18.7	21.2	25.8	23.3	19.5	23.4	17.2	22.7
Exports of goods and services (% of GDP)	-	78.9	58.5	49.1	46.0	46.2	45.6	45.0	46.5	39.4
Imports of goods and services (% of GDP)	-	71.1	68.4	58.1	58.0	56.9	51.2	51.4	50.1	46.7
Gross domestic savings (% of GDP)	-	38.4	8.8	12.3	13.7	12.5	14.0	17.0	13.5	15.4
Gross capital formation (% of GDP)	-	30.6	18.7	21.2	25.8	23.3	19.5	23.4	17.2	22.7
Food exports (% of merchandise exports)	-	-	-	29.1	-	-	29.1	36.3	37.5	48.3
Food imports (% of merchandise imports)	-	-	-	16.8	-	-	16.8	13.1	12.5	14.9
Agricultural raw materials exports (% of merchandise exports)	-	-	-	1.0	-	-	1.0	0.9	1.0	1.3
Agricultural raw materials imports (% of merchandise imports)	-	-	-	0.7	-	-	0.7	0.6	1.3	0.7
Ores and metals exports (% of merchandise exports)	-	-	-	11.1	-	-	11.1	9.4	10.9	7.3
Ores and metals imports (% of merchandise imports)	-	-	-	0.9	-	-	0.9	1.8	2.3	3.6
Fuel exports (% of merchandise exports)	-	-	-	2.1	-	-	2.1	0.7	0.7	1.0
Fuel imports (% of merchandise imports)	-	-	-	3.1	-	-	3.1	10.3	12.1	10.4
Manufactures exports (% of merchandise exports)	-	-	-	55.8	-	-	55.8	51.7	49.2	40.9
Manufactures imports (% of merchandise imports)	-	-	-	78.0	-	-	78.0	73.8	71.4	69.4
Aid per capita (current US\$)	-	0.1	25.6	100.6	101.8	97.5	80.6	56.6	68.1	72.5
Total debt service (% of exports of goods and services)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Total reserves in months of imports	-	-	-	1.2	1.5	1.9	1.7	1.5	2.4	1.9

出所: World Bank (2005), *World Development Indicators: 2005*

4.1.2 産業

ナミビアは、南アフリカ共和国が中核となっている南部アフリカ関税同盟 (SACU) の加盟国である。1914年から1990年3月に独立するまで、南アがナミビアを実効支配しており、ナミビアの国内産業は、南ア経済圏に統合されていた。主な国内産業の構成(2002年)は、農業と漁業が11%、鉱工業と製造業が31%(うち製造業が11%を占める)、サービス産業が58%である。

同国家は、広大な乾燥地域で覆われ、農耕可能地は限られている。北部は灌漑が比較的進んでおり、果物(食用ブドウなど)、ナツメヤシ、綿、タバコといった換金作物が、主に南アフリカ及び欧州から移住してきた白人農家が栽培している。更に、ダチョウ、山羊、羊などの畜産業も最近伸びており、肉、革、原毛については、輸出が増えている。漁業もまた、沿岸の有利な漁場によって、繁栄しつつある。サバ、メルルーサ、イワシ、アンコウ、カニの年間漁獲量は、50万トンに達した。

鉱業及び製造業のうち鉱業部門では、南ア企業の資本と技術を活用しつつ各種の鉱物資源を開発・採掘中で、その範囲は海底から採掘したダイヤモンドから、金、ウラン、亜鉛、砒素、岩塩、宝石用原石など多様である。製造業は、首都ウィントフック地域で輸出加工地帯(EPZ)があるウォルビス・ベイに集中しており、主に国内市場向けに生産を行っている。食品加工、農産物、水産物が、総生産高の80%以上を占め、残りは金属加工、繊維、衣料品、化学・薬品、その他の製品である。

サービス産業では南アフリカの影響で比較的高度な金融部門があり、株式市場(2003年の時価総額は3億ドル)には13社が上場されている。この13社のほとんどは南アフリカ系企業である。観光部門では、主に南アフリカや欧州から毎年67万人が同国を訪れている。2002年の観光収入は4億ドルに増え、GDPの10%を占めるに至っている。主な観光資源は、サファリ、ナミブ砂漠、内陸部の峡谷である。

4.1.3 貿易及び投資

(1) 貿易

ナミビアの輸出は、従来、ほとんど未加工の一次産品によってその80%を占められてきた。このため、国際商品価格の変動及びブランド価値の変動に収益が著しく左右されている。ナミビアの主な貿易相手国は、EU、日本、米国、スイス、ジンバブエ、SADC及びSACUの加盟国である。

ナミビアの輸出品は、同地域や国際市場への輸出の際に、特恵アクセスを受けられる。また、南アフリカ、ボツワナ、レソト、スワジランドには、SACUを通じて、非課税で輸出できる。EU市場にはコトナー協定によって、米国にはアフリカ成長機会法(AGOA)及びGSPによって、特恵アクセスで輸出

することができる。

表 4.2:貿易動向及び主要貿易相手国

	1998	1999	2000	2001	2002
輸出(百万 US\$)	1,562	1,563	1,558	1,403	1,403
輸入(百万 US\$)	1,972	1,927	1,746	1,717	1,421
主要貿易相手国(1,000\$)					
輸出					
英国	n.a.	2,298,661	2,995,084	n.a.	n.a.
南ア	n.a.	2,318,107	2,304,365	n.a.	n.a.
スペイン	n.a.	1,033,996	908,742	n.a.	n.a.
輸入					
南ア	n.a.	7,669,274	8,423,569	n.a.	n.a.
ドイツ	n.a.	177,880	191,254	n.a.	n.a.
米国	n.a.	255,489	124,147	n.a.	n.a.

出所: World Bank, *World Development Indicators*; Central Statistical Office of Namibia.

(2)外国直接投資

ナミビアへの FDI 流入は、1999 年から 2001 年にかけて急増し、その後 2003 年まで減少した。Skorpion Zinc Mine and Refinery (Anglo American 社が投資) が、ナミビアの GDP に対して、毎年 1 億 1,800 万米ドル貢献していると推定されている。Skorpion の鉱山と精錬所は、業務上、毎年ナミビア経済から平均して約 1 億 9,000 万ナミビア・ドルの財とサービスを調達する。Skorpion の事業期間に渡って、賃金、財、サービスの形で、約 7 億 2,000 万ナミビア・ドルがナミビア経済に支払われると推定されている。

更に、この Skorpion プロジェクトのために、重要な地域インフラが建設中である。Skorpion のために建設した 400KV の電力線が、同地域で 2 次的な電力を供給する可能性がある。水需要が増している Rosh Pinah と Skorpion の拠点に水を供給するために、40 km のパイプラインを建設中である。

表 4.3:FDI 流入

(百万米ドル)

1998	1999	2000	2001	2002	2003
77.3	19.6	186.4	365.2	181.4	83.5

出所: UNCTAD, FDI On-line.

ナミビアへの 5 大投資国は、南アフリカ、ドイツ、英国、米国、マレーシアである。特に EPZ に投資している国は、ドイツ、米国、中国、南アフリカ、英国及びサウジアラビアである。

ナミビア投資センター (NIC) は、繊維、漁業、農業、観光業などの部門の宣伝のために、インド、中国、インドネシア、韓国、マレーシアといった諸国に、投資ミッションを送り込んでいる。

産業セクター

今までのところ、NIC は鉱山部門に付加価値のある投資を惹きつけることに専念している。たとえば、Skorpion Zinc Mine and Refinery は、Anglo American 社による投資(4 億 5400 万ドル)である。このプロジェクトでは、鉱山ではなく精錬所で付加価値がある業務が提供されているため、EPZ 待遇を受けている。精錬所スタッフ用に訓練工場が建設され、主要スタッフは欧州で研修を受けている。

企業

ここ数年間にナミビアに投資した企業としては、Pescanova (スペイン。独立以来、1 社で最大の投資家)、Schweppes (Windhoek に濃縮ソフトドリンク工場を設置。同工場は、世界に 3 箇所ある工場のうちの 1 つである)、Ocean Diamond Mining、Anglo American、Barden International、Tata of India、Prima Foods などがある。

輸出志向の製造業への外国投資を促進する政府の戦略にとっての深刻な打撃の一つとして、Rhino 衣料品工場(マレーシア企業である Ramatex Textiles の子会社)の撤退があげられる。同社は、労働者が勤務条件について抗議した後、3 月に工場を閉鎖した。ナミビア食品連合労働者組合(NAFAU)との交渉後、2005 年に 1,600 人の労働者の退職手当を支払うことが最終決定された。

Ramatex は米国アフリカ成長機会法(AGOA、アフリカ諸国から米国市場に特惠待遇でアパレルを輸出できる)を活用するために、2002 年に約 1 億 5000 万ドルを投資してナミビアに店舗を開設した。事業に。しかし、低賃金、不公正な労働条件、主要工場で 6,000 人の労働者を解雇したという申立や、工場が環境に与える影響についての懸念が、最初から同社に付きまとっていたのである。

FDI による雇用創出

特に輸出加工区(EPZ)に対する FDI によっていかに雇用を創出するかが、ナミビアにおける議論の主要な議題になっている。しかし、これに関する統計は矛盾しており、古いデータがほとんどである。独立したデータを入手することはできない。

労働資源調査研究所(LaRRI)の調査(2000 年)により、ナミビアの製造業を一気に浮上させるために必要な技術移転実現するためには、現行の EPZ ではまったく不十分であることが判明した。25,000 の雇用を創出するという政府目標に反して、わずか 400 の雇用が創出されたにすぎない。同調査は、低劣な労働条件だけでなく、賃金、保健、安全性の基準、そして専ら批判の対象になっている労使関係にも焦点を当てている。

しかしながら、1999年のナミビア政府の数値によると、EPZ体制のもとで32社がフル稼働していたとしている。55億ナミビア・ドル以上が投資され、1万人以上の直接雇用の機会が創出されていたとされている。

ナミビア経済政策調査ユニット(Nepru)も政府が労働集約的な製造業部門に投資家をひきつけるために実施しているいくつかのインセンティブが失業を削減していないことを示唆している。

4.2. FDI 促進に係る諸政策

4.2.1 産業政策及び開発計画

政府は国内で生産される農産物や水産物の加工度の向上及び多様化を重視している。通商政策面では、隣国の南アやアンゴラ市場だけでなく、アフリカ成長機会法(AGOA)を施行した米国への輸出の強化を目指す。その他、国内の鉱物資源の開発促進や(収益性を向上を通じた)観光サービスの振興も政府にとり重要な課題である。製造業については、EPZが外国資本の受け皿1995年に設立され、港湾に近い地の利を活かして、2003年末までに既に22社が新しい事業拠点を設立している。

4.2.2 FDI 促進政策

独立以来、経済成長と開発という広範な目的のために、以下のように多数の政策や法律が実施されている。

- 外国投資保護法(1990年 No.27):外国投資家に対して資産を収用しないこと、利益及び配当を本国に送金する権利を保証している。
- 工業開発白書(1992年):1993年に製造業に対する特別奨励対策を導入した際の基礎となった。
- 輸出加工区(EPZ)法(1995年 No.9):ナミビアのEPZ体制を確立し、技術移転、投資、技能開発及び雇用創出と引き換えに、輸出志向のメーカーにタックスヘイブンを提供している。
- 中小企業の育成に関する政策とプログラムは、1997年に内閣が承認し、雇用と富の創出のカギとして、この部門を育成するという政策の基本制度となっている。

貿易産業省が、経済成長及び開発の促進を担当している。これらの目的を達成するために、原材

料の生産と輸出に依存している現在のナミビア経済を製造業主体の経済に変革すべく、同省は種々のプログラムと活動を実施している。

同省はここ9年間に4つの活動、すなわち、1)投資促進、2)製造活動の促進、3)中小企業の成長と育成の促進及び4)輸出の成長と多様化に注力してきた。

ナミビア開発公団(NDC)は、ナミビアで多数の農業開発プロジェクトの実施・調整を行っている。このプロジェクトには、たとえば、エチュンダ(Etunda)灌漑計画、カラス(Karas)地域のノート・ダム(Naute Dam)やエロンゴ(Erongo)地域イースピギン(Eersbegin)での販売用ナツメヤシの栽培の確立などがある。NDCはまた、政府省庁の代理機関として、各種の融資プログラムも管理している。これらには、鉱山エネルギー省の農村電力化のための資金調達プログラム、農業省(水道と農村の開発)のトラクター、再定住、農業経営・共同運営形態の農家に対する特別ローン、貿易産業省の貿易者援助基金などがある。

同公団は、事業を拡充中の既存の企業家には、金融市場と同様の各種融資を提供している。これらには、アドバイザー、融資モニタリング、アフターケア等のサービス、事業計画やフィージビリティの調査による支援、キャパシティビルディングによる研修や支援、実地訪問、調達や連携プログラムなど、追加的な支援が併せて提供されている。融資形態には、農業の支援計画、事業支援開発計画、フランチャイズ資金調達、法人向け融資、リース融資などがある。

ナミビアは近隣諸国との協力により実施される空間開発構想(Spatial Development Initiative: SDI)に参加している。SDIの主要目的は、革新的な投資促進手法を用いて雇用を創出することである。国際競争に伍して成長する可能性のある地域が対象とされており、それらは通常湾岸につながっており、貿易が容易である。ナミビア政府は、同地域の玄関口としてウォルビス・ベイ(Walvis Bay)を、輸送ルートとしてカラハリ(Kalahari)横断ハイウェイを宣伝しているが、これらは特に南アフリカから興味を持って注目されている。当該地域については鉱業や鉱物資源、観光、その他の労働集約的な業界について精査されており、一連の本格的なフィージビリティ調査の基礎として用いられている。

国営企業の民営化についてはこれまでかなり討議されてきたが、民営化した場合雇用損失点から経済に悪影響があるとしてナミビアが完全に民営化するには時期尚早であるとの発表が2005年4月にナミビア政府によって再度行われた。

50社以上の国営企業(SOE)に関する法案が、2005年5月10日に始まった当国会開催中に議会に提示され、可決された。議会が法案を可決してPohamba大統領が署名すると、この法案は政府が国営企業の能力と効率性を判断する際に参照する法的枠組みを提供することとなり、この法案

によって中央統治委員会 (CGC) の義務と職務が決定される。半官半民企業は、国営企業の基準及び適格性に関して契約にその概要をまとめ、実績主義の契約を結ぶものと予想されている。

新規の外国投資家にとって、ナミビアの BEE 企業や信託機関とパートナーシップを形成することが (法的には要求されないが) ますます必要になることが予想される。2005 年 7 月 1 日の Diamdel Namibia (De Beers グループの 100% 子会社) の事務所開設パーティにおいて、大統領は BEE の方向性に関する考えを明確に示した。大統領は、黒人のナミビア人を上層部に任命するだけでは不十分であり、ナミビアに付加価値を与えることこそが、富と雇用機会を創出すると述べるとともに、ダイヤモンド業界に言及し、なぜ世界最高の価値のダイヤモンドを生産するナミビアが地元で付加価値をもたらすことができず、高い失業率に喘がなければならないのだろうかと問いかけた。

4.3. FDI に対するインセンティブ及び障害

4.3.1 FDI 促進体制

(1) 投資促進機関

ナミビア投資センター

外国投資法 (1990 年) のもとで設立されたナミビア投資センター (NIC) は、同国の正式な投資促進機関として、貿易産業省の配下に置かれている。

国内外の民間部門からの投資を増加させるという政府ビジョンを更に実行するために、1997 年に同センターは省に格上げされた。同センター内には 4 部署があり、各々以下の業務を行っている。

- 投資促進部: 外国投資家を対象とした戦略の考案、海外ミッションの派遣による投資促進、刊行物による広告、マスコミへの対応とプレスリリースの作成、投資機会に対する問い合わせ対応ビデオの配布と助言。
- 投資家サービス: 投資家のサポート・助成・トラブル解決、入国サービス、関税サービス、手続きの簡素化、外国ミッション受入の手配と委員会。
- プロジェクト・評価部: プロジェクトとアイデアの仲介、合併事業に対するインセンティブ評価、資金調達における投資状況の把握 (フィージビリティ調査も含む)、経済調査、部門調査、EPZ インセンティブの促進、工業団地の促進。
- 情報サービス部: 情報の収集及び配布に関する情報管理システム (IMS) (データベース、投資家追跡調査システム、インターネット接続)、社外オフィスのためのバック・ストップ。

NIC は政府と民間部門の連絡を円滑化し、官僚的な障害を最小限に抑えることにより投資家を支援する。NIC はまた、重要な生産部門の省庁だけでなく、サービスや規制当局とも密接に協力している。NIC は国内外の投資家に一般的な宣とファシリテーション・サービスを提供することに加えて、(外国投資家のための)投資状況証明書と投資インセンティブのパッケージを管理する。さらに、NIC はナミビアにおける EPZ 体制を立ち上げるための中心的な役割を担ってきた。現在 EPZ 体制を推進し、ナミビア経済の全般的な輸出主導による工業化を促進するために、海外開発会社(ODC)と密接に協力を行っている。NIC はワンストップ・ショップとしての業務も行っている。

NIC はウイントフック・オフィスに一箇所だけオフィスを有しており、20 名のが勤務している。NIC 予算は貿易産業省の予算の一部であるが、これに関する情報は極秘とされている。

海外開発会社(ODC)

ODC は、輸出加工区(EPZ)法(1995 年)により、政府が少数株式を保有する官民合弁企業であると規定されている。ODC もまた EPZ に関するワンストップ・センターであり、貿易産業省の配下に置かれている。

ODC に課されている主な業務は、ナミビアの EPZ 体制のモニタリング、規制及び促進である。EPZ 事務局を運営し、EPZ 待遇を求める投資家の申請書を取り扱っている。投資申請書の評価は、貿易産業大臣が議長を務める EPZ 委員会により、財務大臣とナミビア銀行総裁の支援を得て行われている。

政府は ODC に対して、EPZ の管理に加えて、2 種類の融資(総額約 6,600 万ナミビア・ドル)を管理する業務課している。その一つは、中国輸出入銀行から北部製革プロジェクト(Northern Tannery Project)への融資(オン・レンディング)目的で提供される約 3,600 万ナミビア・ドルである。

(2)輸出加工区

ナミビア政府は、輸出加工区(EPZ)法を可決することにより、EPZ 体制を確立するための政策を採用した。製造、組立、再パッケージ化、小口化業務を行い、生産活動の全でないしほとんどを輸出に充てて外貨を稼ぎ、ナミビア人を雇用している企業は、各種の魅力的な税制・非税制上のメリットがある EPZ 待遇を享受することができる。

EPZ 企業に対するインセンティブは以下のとおりである。

- 法人税、輸入税、売上税、印紙税、EPZ 活動に必要な財・サービスに係る譲渡税の免除。
- EPZ 企業は、ナミビアの地場銀行に外貨建て口座の保有を許可されている。
- EPZ 会社は、ナミビアのどこでも自由に操業場所を定めることができる。
- 海外開発会社(ODC)を通じて、EPZ 企業は割安なレートで工場施設を借用することができる。

ODCによれば、ウォルビス・ベイのNAMTEXとGlobal Manufacturers、トゥメブ(Tsumeb)のCharex、オシカンゴ(Oshikango)のOshikango Foam & Mattress 等、計 21 の EPZ 企業が、資格取得後数ヵ月後にこれを返上して EPZ から撤退している。これらのうち数社や、EPZ 管理会社が指摘するところによれば、その理由は、計画の杜撰さや投資家に真剣さが欠けていたこと、労働問題や EPZ 企業の地元での販売に伴う条件の問題等、多岐に渡っている。

(3)FDI 誘致のためのインセンティブ

外国投資法では、以下を定めている。

- 自由な外国投資条件
- 国内投資家と外国投資家とに対する平等な取扱い
- 経済の全部門への外国投資の開放
- 現地資本参加の不要求
- 投資の完全保護
- 投資状況証明書(CSI)の付与

製造業者及び輸出業者に対する特別なインセンティブは以下のとおり。

- 機械設備の購入及び輸入に対する付加価値税の免除
- 初年度における工場建設の 20%の償却及び残存価格 8%での 10 年間の償却
- 輸出促進手当の 25%課税所得控除
- 研修及び生産賃金のためのインセンティブの追加的控除(25%から 75%)
- 輸出促進活動と認められた業務の直接経費についての現金による補助金の 50%控除
- 5 年間 50%の法人税減税、以降 10 年間に、減税を段階的に廃止

輸出業者のためのインセンティブパッケージもあり、製品輸出から得た利益の 80%が非課税となる。ただし、当該製品がナミビア内で生産されたかどうかにかかわらず、水産物及び食肉品は除く。部品ではなく、1 個の完成品がナミビアから輸出される場合、7%の実効税率が課される。

CSI は、対外債務やロイヤルティの支払、支店利益及び配当ならびに企業の売却収益送金のために、外貨に対する特権アクセスを提供している。また、輸出から得た外貨収益の全額を、海外で留保する権利が与えられる。さらに、政府と係争した場合、国際的な仲裁を受ける権利や、自由に交換できる通貨で、不当な遅滞なく正当な補償金の支払を受ける権利も付与される。

2002年に課税制度が包括的に検討され、内閣によって承認された。その結果、2003年/2004年に、課税制度に対して以下の変更が行われた。

- 課税基準の2万ナミビア・ドルから2万4000ナミビアドルへの引き上げ
- 20万ナミビア・ドルを超える所得税に最大35%の税率を適用、それ以下の所得については各所得層に逓減税率を適用
- 税金逃れに対する反回避ルールの導入
- 譲渡税率の削減及び簡素化
- 「より低価値」の課税事例に対処する税務審判所の導入

製造業の課税所得が、製造業者としての登録から5年間は、製造活動から得た所得の50%に削減される場合がある。削減率は6年目には45%に、次の8年間は40%となる。評価損は計上できない。

ナミビアには、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税または贈与税がない。パートナーシップは、別の課税対象として取り扱われ、パートナー（共同経営者）は、パートナーシップの純所得のうち、自分の取り分に対して課税される。

SACUの加盟国として、ナミビアの関税当局は、品物の輸入、輸出、通過に関して、他の加盟国において適用されるものと同じ法律、規制、関税、手続きを使用する義務がある。SACU外からの輸入の大部分については、高い輸入関税が課されることとなる。これらの関税は、基本関税及び追加税（高級品の場合）で構成されている。

研修手当には、以下が含まれる。

- 製造業務に直接従事している社員に関して、報酬、年金や給付の拠出金の25%
- 製造業務に直接従事している社員に関して、研修内容が承認された場合、研修費の25%

(4)FDI誘致における阻害要因

既述の通り、SACU諸国以外からの輸入の大部分については、高い輸入関税（基本関税及び追加税）が課される。

ナミビアは積極的に外国投資を誘致する一方で、セクターによっては既存投資の徹底的な「ナミビア化」を実施している。特に、ナミビアに漁業権がある外国企業の中には、漁業権を更新する際に、政府が選んだ地元の個人や企業とのパートナーシップを強制されたと主張する企業もある。

非居住者は、EPZ で事業を行う場合に限り、外貨口座を保有できる。取引、譲渡、支払には、各種の規制、承認、数量制限が課されている。

4.3.2 インフラ

(1) 基本情報

ナミビアの道路網は、4万5,000 kmの基幹道路、主要道路、地域道路、農場道路で構成され、そのうち5,477 km (12%)がアスファルト舗装されている。ほとんどは砂利道だが、基幹道路網の大半は、近隣諸国への輸送経路としての役割も果たしている。道路の建設や維持に関しては、政府は入札や随意契約を通じて民間部門での専門技術者の育成を長期目標としている。空港については、ホセア・クタコ国際空港(元ウイントフック空港)には、近隣諸国を含めた国際便も国内便も就航している。また、主な国内観光地のほとんどが空港へのアクセスを有している。国内には300以上の飛行場があるものの、認可されている飛行場はわずか17に留まる。鉄道については、ナミビア鉄道網のうち、主要線は南アフリカの国境から、キートマンシュープを経由して、ウイントフック、オカハンジャ、スワコブムランド、ウォルビス・ベイに走っている。北部では、オマルル、オトジワロンゴ、オタヴィ、ツメブ、グルートフォンタインにつながっている。ウォルビス・ベイ回廊は、大陸西側にある南部アフリカ内陸国に到達する最短ルートである。港湾は、ウォルビス・ベイとリューデリッツ2港ある。ウォルビス・ベイは同国唯一の深水湾であり、貿易には安全かつ、経済的な港湾である。

ナミビアでは、6億310万KWh(2001年)の電気を消費するが、その多くは南アフリカ共和国からの輸入に頼っている¹¹。Nam-Powerが国内電力網を管理しており、火力、水力、ディーゼルが主な電力源である。現在、発電能力強化のためにクネーネ川下流での水力発電計画に注力している。水道に関しては、水資源管理が、しばしば議論される課題となっている。政府は規制当局の役割だけを果たすべきであり、実際の水供給は民間部門に任せるべきであるというのが、政府の見解である。1998年4月の設立以来、政府を唯一の株主に持つナミビア水道公団(Namwater)が国内の水道供給については独占的な地位を保っている。しかし、値上げした水道料金を払えずに供給を停止されたり、立ち退かされたりする事例も生じており、全国的な衛生維持を脅かす危険性も発生している。水道料金の未払いによって、2003年7月までに既にいくつかの町では、水道供給が大幅に減少している。ガスについては、クドゥ沖合ガス田を採掘に向けた準備中である。開発が進めば

¹¹ 自国での発電は2,695万KWhのみ。

国内での高まる電力需要に応えるばかりか、近隣諸国への余剰電力の輸出にも活用できるようになる。

国内の電話制度は全般的に良好で、100人当たり約6台の電話がある。都市部のサービスは良く、農村部のサービスも十分である。極超短波による無線中継によって、主要な町を接続している。南アフリカに連結している光ファイバー・ケーブル、ボツワナへの極超短波による無線中継、回線はその他の近隣諸国に直接接続されている。テレコム・ナミビアは、1992年に郵政通信分野が商業化された後、設立された公営株式会社で、それまでの旧型・不十分な通信インフラを、最新技術をもちいて、ネットワーク設計、24時間管理と現場サポートへと転換した結果、光ファイバーとデジタル式交換機が、大きな国土に比して人口密度の小さいナミビア国内に、縦横無尽に張り巡らされている。光ファイバーを活用したマルチメディア通信の商業的な活用が待たれるところである。この他 ISDN、フリーダイヤル・サービス、電話転送サービス、電話会議や3者間通話などの付加価値の高いサービスを提供している。テレメール・サービスやボイスメール・サービスも、ほぼ国内全域で無料オプションとして導入されている。間もなく導入されるサービスとしては、バーチャル電話、プリペイド電話、ファックス・メール、全世界への情報送信サービス、モーニング・コールやアラーム電話などがある。携帯電話も十分なサービスを確立している。

(2) 地域プログラム

現在ツメブからアンゴラ国境沿いのオシカンゴまで、ナミビア鉄道網を延長する工事が実施されている。電力については、ザンビアに接続するカブリヴィ・リンクを重視し、DRC で第3インガ・ダム建設・発電を行う、Wescor にも参加している¹²。

(3) 民営化及び官民パートナーシップ (PPP) を巡る状況

サービスの提供における政府の責任は、民営化に向けた法律的、機関的な制度を確立することである。基本サービスの提供は民間企業に外注しており、基本サービス提供に関する決定責任は、ナミビアや地域の政府当局に権限委譲されている。これらの機関には、地方のインフラ及びサービス業務を民間企業に任せるかどうかを決定するという任務がある。しかしながら、地方政府、特に資金力に乏しい地方政府では過去数年間の資金不足、負債、政府補助金の廃止によって、大幅に任務遂行能力が低下している。民営化プロセスは同時に汚職・賄賂・窃盗の機会も多数生じさせた。たとえば、水道サービスの民営化契約のほとんどは、透明性のある方法で処理されておらず、実際、諸条件は秘密にされることが多く、一般大衆は意思決定プロセスや検討から除外されている。審査者や管理者が、株式やリベートを通じて外注契約で利益を得ることが頻繁に発生している。

¹² Wescor については、DRC の章を参照のこと。

IMFが推奨する国営企業の民営化プログラムは、政府が商業化と管理の向上によって、国営企業の業績を向上させる方を望んでいるので、すぐには採用されそうにない。しかし、ポハンバ大統領が今までよりも効率的に国営企業を運営すると断言していることに伴い、新たに中央統治機関を創設し、その監督の下、パフォーマンス・ベースの契約制度が導入される見込みである¹³。

4.3.3 通貨及び金融制度

(1) 概況

ナミビアは共通通貨地域(CMA)の加盟国であり、域内の資本取引は自由化されている。同国の通貨ナミビアドルは、南アフリカ通貨ランドに固定されている。一方、金利は南アフリカ準備銀行が設定する買戻レート(レポ・レート)に直接連動している。レポ・レートは2005年、安定していたが、2006年には下落が予想されている。こうした予測の根拠の中でとりわけ重要なのは、石油価格の上昇と通貨ランドの切り下げである。南アフリカでは、失われつつある国際的比較優位と高まる失業率を背景に、労働組合主義者及び労働者からの恒常的なランド競争力強化(つまりはランド切り下げ)に向けた圧力が高まっている。

2004年のインフレ率は前年のおよそ半分の3.9%であった。ナミビアは輸入の80%を南アフリカに依存しており、南アフリカのインフレ率が低下するとされる予測を受けて、ナミビアのインフレ率も、2005年¹⁴には4.5%以下に収まると思われる。

ナミビアでは通貨ドルと南ア・ランドと1対1の為替比率で維持する固定相場制を導入しているため、ランドの緩やかな下落を受けて、ナミビアドルも下落するのである。ランドの為替相場は、6.5ランド=1米ドル、2006年¹⁵には7.0ランド=1米ドルになると予測されている。

コメント：この部分には、おそらく年が入ると思いますが、原稿では、抜けておりますので、確認をお願いいたします。

(2) 銀行セクター

1988年の銀行法には、最小限の規制基準として、また同国の持続可能な経済発展に向けた金融情勢の改善を目的として、実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則「パーセル・コア・プリンシプル」が盛り込まれている。

ナミビアの銀行業界には商業銀行が5行(Bank Windhoek、City Savings and Investment Bank、Commercial bank of Namibia、First National Bank of Namibia、Standard Bank Namibia)、住宅金融組合が1団体、1行の投資銀行が1行(Nedcor Investment Bank Holdings Ltd)、保険会社が5社存

¹³ IMFは職務を効率的な職務遂行のために、この統治機関に対して十分な権限を付与するよう促している。

¹⁴ 2005年2月の経済調査部(EIU)レポートから引用した予想

¹⁵ 同上

在する。商業銀行は 1 行を除き、南アフリカの投資家が圧倒的な株式を保有している。

これらの銀行では Nedcor Investment Bank Holding Ltd (NIB) が、法人顧客やプロジェクト出資者に対して資金調達とそれに伴うコンサルティング・サービスを提供している。同行はまた、資金提供だけでなく、Nedcor Group 及び地方銀行などの国内金融機関など適切な資金元からの調達も行っている。

ナミビア開発銀行 (DBN) は 2004 年、インフラ及び民間部門への投資に対する融資活動を行うために設立された。同行はこれまで、総額 15 億ナミビア・ドル相当のプロジェクト 56 件の申請書を評価し、総額 3 億 7700 万ナミビア・ドル相当の案件を実施に向けて検討している。

保証制度: EU 及び GTZ の支援のもと、小企業が商業銀行などの金融機関から融資を受けられるよう、信用保証制度が設けられた。銀行はこれまで、担保がないことを理由に小規模企業家向け融資に消極的であった。債務不履行が生じた場合、政府が同制度を通じて融資額の 80% を限度として保証を行う。残りの 20% は、融資の当事者である銀行と中小企業が負担する。保証対象となる融資リスク及び管理費は利息収益から捻出される。同省はこの制度を通じて、商業銀行による中小企業向け融資活動を活発化させる狙いだ。ちなみに同制度は 1999 年から実施されている。

(3) 証券取引市場

同国の株式は、ナミビア証券取引所 (NSX) で売買されている。NSX は時価総額で見るとアフリカ第二位の市場規模を誇っているが、南アの大企業が自国市場とともにナミビア市場にも上場していると考えられるためである。

政府は株式市場の活性化を目指して、海外投資家向けの株式投資信託を始めとする投資ツールの導入に積極的に取り組んでいる。

(4) 外国為替

外国投資家は為替管理の影響を受けることなく、自由に資本及び配当の本国送金を行うことができる。

ナミビアはレソト、南アフリカ、スワジランドと並んで、為替管理領域である共通通貨地域 (CMA) 加盟国である。自国通貨ナミビア・ドルは、南アフリカ通貨ランドに 1 対 1 の為替比率で固定されている。CMA 協定により、ランドはナミビアにおいても法定通貨として使用される。CMA 以外の諸国との

関係では、ナミビアは南アフリカ準備銀行が採用する為替管理を同じように適用している(管理規制は1997年に緩和された)。

ナミビアでは財務大臣に為替管理の監督責任があり、に、同大臣から権限を委任されたナミビア銀行が監督業務を行っている。また、同行が任命した商業銀行が公認為替銀行としての業務を行う。

4.3.4 労務・経営管理

農業及び漁業、その他民間産業部門が大半の雇用を提供している。ナミビアのインフォーマル・セクターは、他のサブサハラアフリカ地域と比較して相対的に小さい。雇用人口の83%が公教育を受けているが、高等教育に至るものはわずか9%である。教育水準については、女性労働者の方が男性労働者より高い。失業人口の大多数には職能不足がみられ、その多数が必要な公教育を受けていない。60%の文盲率と職業技術の欠如は、人口の55%を占める20歳未満の人口の間で深刻である。国民の多くはアフリカンス語を話しているが、流暢な英語を話すのはわずか10%である。非常に高度な専門家もまた不足している。公式経済における推定失業率は、労働人口の30%から40%の範囲にある。多数のナミビア人がフォーマルセクターで職を求めているが、必要な職能・技術の欠如がその妨げとなっている。政府はこの問題に取り組むために、積極的に教育改革を推進している。

労働規制は、EPZのステータスを有する企業を除き、ナミビア人と外国人の双方の社員に平等に適用される。政府は予め定められた条件下で、雇用者研修に直接的に関係するコストを企業に払い戻している。長期にわたり経済が南アに密接に統合されていたため、ナミビアの企業経営管理の質的水準は比較的高い。

非ナミビア人の就労には、労働許可を申請する必要がある。申請手続きにかかる日数は、7営業日に短縮された。

ナミビアでは、新しく「労働法」を可決した。新法は、職場における差別に関して更に厳格になり、また妊娠した労働者の保護も新たに規定している。

政府は業務上の安全性と厚生基準を規定しているが、最低賃金の規定はない。新労働法では、保障される有給休暇日数を18日から24日に延長するとともに、最大5日の有給介護休暇も定めている。これに対し企業側は、人件費の上昇につながり、より多くの従業員の雇用を困難にするため、特に中小企業に不利益を与えると反対している。IMFでは、一連の法改正は、臨時スタッフの雇用制限と相まって、労働市場が柔軟性を失い、コストが上昇することになると懸念を表明している。

通常の労働時間は、週45時間を超えないものとされている。週5日間の就業日数では、労働時間は1日9時間を越えてはならず、週6日の就業日数では、7.5時間以内となる。交代制の労働者は、最長7.5時間で交代する。残業は、1日最長3時間、週10時間までで、残業時の時間給は、通常

の就業日の時間給の 1.5 倍とし、日曜日と祝日は 2 倍とする。

12 ヶ月間連続勤務した後は、女性社員は出産日の前に、4 週間の産休を取り、出産日の後に少なくとも 8 週間の休暇を取る権利がある。年次有給休暇は、12 ヶ月間の勤務ごとに 24 日間の取得権を与えられ、祝日は通常の就業日と考えて有給期間に組み込まれる。休暇については、休暇を完全消化した後、4 ヶ月以内に付与されるか、社員が書面で同意した場合には、更に 2 ヶ月経ってから付与される。臨時スタッフは法定休暇から除外せず、勤務時間や勤務日数に比例配分する形で、休暇を付与する。病欠は、週 5 日勤務する社員は、毎年 30 日間(就業日)の病欠を取る権利がある。週 6 日勤務する社員については、36 ヶ月の雇用期間ごとに、36 日間(就業日)取る権利がある。2 日間以上連続して病欠を取るには、診断書が必要である。社会保険の給付額は、最大で 27.00 ナミビア・ドルである。法律では、企業側が社員の厚生、安全性、福祉を確保する必要がある。社員には危険な作業環境を拒否する権利があるが、実際にはこの権利を行使できない労働者もいる。

企業側と社員との係争の解決は、以前は法的手続きに則ることが多かったが、現在では和解と調停が主流である。また初めて労働法により、HIV/AIDS 陽性の被雇用者または求職者に対する差別を違法であると定めている。現行の調停手続きの簡素化は労使間の係争の解決を早め、労働者の解雇にあたり企業側にとってもメリットがあるだろう。係争解決制度など、新たな法律に必要な全ての条項を組み込むのを遅らせているとして、政府を批判する労働組合もあり、また同法自体も、2005 年 8 月まで完全な効力を持たないと考えられている。

IMF の推定によれば、現在ナミビアの人口の 5 分の 1 が HIV / AIDS に感染しており、同国経済の中長期的な経済展望が徐々に悪化すると懸念も強い。実効性のある感染抑止プログラムを早期に導入することが必要となる。

5. ジンバブエ

5.1. マクロ経済、産業、貿易と投資における傾向

5.1.1 マクロ経済

ジンバブエ政府には一貫性のある経済政策と呼べるものは存在しない。しかし、中央銀行であるジンバブエ準備銀行(RBZ)の Gideon Gono 総裁の指導のもと、同国の景気後退の減速を図るため、2004 年初頭から複数の対策を導入している。具体的には、為替レートの変動幅の決定や輸出補助金の導入などを行っており、公的チャンネルを通じた外貨流入の維持に寄与した。現在は、農業部門が少しずつ回復しているものの、かつてより低い位置での経済均衡が達成されたように見受けられる。その背景には、外貨需要が低下したなか、同国の外貨収入もあわせて低下したことがある。また国外脱出者がかなりの数にのぼり、こうした人たちからの送金が国内居住者のうち大きな割合にとって追加的な所得源になっている現実がある。こうした外貨収入は国内経済を支えると同時に、経済が安定しているという誤った印象を植え付けている。実際には、ジンバブエは巨額の対外債務を滞納しており、また国内資金も不足していることから、海外援助なしでは真の回復は不可能と見られる。

Herbert Murerwa 財務副大臣は 11 月、2005 年予算提出の際に、2004 年の予算赤字は推定で対 GDP 比 6.5%になると述べた。しかし、2004 年末の数ヶ月間の支出が予想以上であったことから、赤字幅は対 GDP 比 7%まで上昇すると見られている。2005 年の財政予想は、インフレ率と名目 GDP 成長率に大きく左右される。しかし、予想外の所得税収入の増大として重要なのは高額輸入品に対する競売為替相場の適用である。これによって、2004 年の歳入は増加しているが、2005 年の歳入の伸びは鈍化すると見られる。歳出が依然として巨額であることから、予算赤字は対 GDP 比 7.5%に増加すると見られる。政府が経済運営の向上を図る中で、財政赤字が落ち着くには 2006 年まで待たねばならないと見られており、予測では 2006 年の予算赤字は対 GDP 比 4.2%程度と見込まれている。政府は海外からの資金調達を受けられないことから、今後も赤字を国内財源で補填すると見られるが、2005 年から 2006 年にかけては実質金利が再度プラスに転じたため、調達コストは上昇するものと思われる。一見すると赤字はそれほど巨額ではないものの、政府発表の数値には国営企業の支出が含まれていない点には注意が必要である。政府はこの状況の打開に向けた計画の概要を示しているが、今後何年間も多くの国営企業が赤字を続けると思われることから、実際の赤字額は発表内容を大きく上回る可能性もある。また、実質支出が大幅に縮小していることが政府発表値からは明らかになっておらず、このことが特に保健及び教育の各部門における支出の大幅カットにつながっている点が隠されている。

ジンバブエ経済は急速に崩壊しつつある。官僚によると、商品不足や燃料不足、度重なる停電は

一時的なものであるとしているが、一般的にはジンバブエの危機ははるかに深刻だと見られている。政府は最近になっていくつかの危機対策を実行に移したものの、(商品流通に不可欠とされる)燃料供給の完全停止及び度重なる停電は経済活動に与える負のインパクトは大きい。これらの原因は表向きには外貨不足と送電システムの故障であると説明されている。例えば、メタベレランド南部では政府と民間の車は完全に立ち往生しており救急車だけは動いているが燃料は限られているとも言われている。ジンバブエ準備銀行が2005年中葉に実施した週1回の外貨入札で、燃料輸入会社だけでも2億3000万米ドルを必要としていたにも関わらず、1100万米ドル相当額しか確保できなかったということも言われている。

従来はタバコの収穫が同国の主な外貨獲得源であったが、今年の収穫高は2000年より70%も少なく、また、収穫内容も品質が悪かったために低い価格で取引されている。金の採掘収入も減少しているほか、製造業輸出は固定相場制であるため競争力がない。ジンバブエ準備銀行(RBZ)は、金、タバコ、燃料に補助金を適用しているが、これは暗黙のうちにジンバブエ・ドルの過大評価につながっている。しかし、たとえ通貨の切り下げを行ったとしても外貨や農業に関して制約があるために輸出は活性化にはつながらず、むしろ大規模なインフレを招いて特に輸入食品価格に甚大な影響を与えることが想定される。しかし、現状では輸出は存立不可能であり、多くのセクターが外貨不足のため停滞に陥っていることから政府に残された選択肢は少ない。あるエコノミストによると、RBZが複数相場を維持して十分な切り下げを行わなかった場合が一番危険であるとし、為替レートは政治的に決定されて経済のファンダメンタルズはほとんど無視されているとしている。

ジンバブエ準備銀行はインフレ率と金利が今後低下するとの前提に立っていることが想定される。すなわち、現地通貨は引き続き下落することから、輸出は拡大して(主に農業の急成長により)GDPは再び上昇に転じ、さらには公共セクターに対する巨額の資本支出により投資が牽引され、経済は力強く回復するものと考えているようである。しかし、実際には農業が成長する見込みは皆無に近く、また、輸出成長率も最大で10%程度しか望めず、その理由も数量増ではなく価格や補助金によるものであり、インフレ率や金利は2005年末には現在よりも上昇することが想定される。同時に、2005年の生産量は2%以上下落し、外貨不足は深刻さを増し、投資は減少し、国内の技術流出は一層進み、2005年末のインフレ率は前年同期比よりも高く、そして財政危機が起こることは間違いないとの見方である。平均80%というインフレ目標率では予算赤字は予測をはるかに上回ることは確実である(10兆ジンバブエ・ドル)。また、金、タバコ、燃料に対する補助金及び銀行救済に4.5兆ジンバブエ・ドルが必要であり、これにより民間セクター向けの資金が完全に枯渇することが予想される。さらに、提案されている債務(49兆ジンバブエ・ドル)についても、マネーサプライの制限と矛盾している。輸出成長率55%という予測は、過大評価されている為替レートや世界全体の貿易成長率6%であることと矛盾しており、金利低下はインフレ率や債務目標と相容れない。

今年に入ってから9月まで間に、国内債務は180%増加し、国債の発行は2ヶ月間で3倍に膨らん

だ。金利負担も同期間で3倍となり、現在は金利だけで3.5兆ジンバブエ・ドルの債務を抱えている。これは2005年予算に提示された額の4.5倍に相当する。すなわち、中央銀行は借入金を補填するために紙幣を発行する必要があるということである。紙幣を発行すれば、インフレ率の上昇、通貨切り下げ、並行為替レートに対する上昇圧力、株価や不動産価格の急上昇へと次々に連鎖することが考えられる。

昨年、ジンバブエ準備銀行総裁のGideon Gono氏は「リバイバル方針」を発表したが、現在は暗礁に乗り上げている状態である。同方針の中で、唯一、インフレ率が目標を達成したもののこれも一時的なものに過ぎない。価格統制を再び行うことは失敗につながるため、同行は一から方針の建て直しが必要である。

表 5.1: 主要なマクロ経済データ

	1960s	1970s	1980s	1990s	1998	1999	2000	2001	2002	2003
Population (million)	4.5	6.2	8.8	11.6	12.2	12.4	12.7	12.9	13.0	13.1
Population ages 0-14 (% of total)	48.3	48.7	45.9	43.2	41.7	41.2	45.2	44.6	44.0	43.4
Population ages 15-64 (% of total)	48.9	48.7	51.3	53.9	55.5	56.1	51.6	52.2	52.8	53.5
Population ages 65 and above (% of total)	2.8	2.6	2.7	2.8	2.8	2.7	3.2	3.2	3.1	3.1
GDP (constant million 2000 US\$)	2,047.3	3,586.9	5,089.5	6,851.5	7,627.5	7,574.2	7,204.3	6,597.8	6,229.6	-
GDP growth (annual %)	6.5	3.3	4.5	1.7	2.9	-0.7	-4.9	-8.4	-5.6	-
GDP per capita (constant 2000 US\$)	455.6	581.6	579.2	590.6	627.1	610.6	569.5	513.5	479.2	-
Official exchange rate (LCU per US\$, period average)	0.7	0.6	1.5	16.1	23.7	38.3	44.4	55.1	55.0	697.4
Inflation, consumer prices (annual %)	2.0	7.6	14.0	32.4	31.8	58.5	55.9	76.7	140.1	-
Money and quasi money (M2) as % of GDP	-	16.7	22.5	20.7	24.2	19.4	19.7	26.1	36.4	-
Real interest rate (%)	-	6.1	4.1	6.4	9.9	-0.5	5.2	-18.9	-34.2	-
Foreign direct investment, net inflows (% of GDP)	0.0	0.0	-0.1	1.5	7.8	1.1	0.3	0.0	0.1	-
Foreign direct investment, net inflows (% of gross capital formation)	0.0	0.0	-0.5	8.2	45.2	6.7	2.6	0.5	1.8	-
Agriculture, value added (% of GDP)	20.0	17.5	16.3	17.2	21.8	19.4	18.5	17.6	17.4	-
Industry, value added (% of GDP)	29.6	31.7	30.7	29.7	24.0	24.0	25.0	24.4	23.8	-
Manufacturing, value added (% of GDP)	16.7	20.1	22.2	20.8	16.6	16.6	15.8	13.9	13.0	-
Services, etc., value added (% of GDP)	50.3	50.8	53.1	53.0	54.2	56.6	56.5	57.9	58.8	-
General government final consumption expenditure (% of GDP)	11.8	14.0	20.2	18.0	17.5	15.2	24.2	19.3	16.9	-
Household final consumption expenditure, etc. (% of GDP)	71.4	67.3	62.9	65.8	67.2	69.1	60.9	71.8	72.5	-
Final consumption expenditure (% of GDP)	83.1	81.3	83.1	83.8	84.7	84.3	85.2	91.0	89.4	-
Gross capital formation (% of GDP)	16.1	18.7	17.3	18.8	17.1	16.1	12.6	7.8	8.3	-

Exports of goods and services (% of GDP)	-	22.2	21.4	35.0	45.9	46.2	29.4	21.8	24.1	-
Imports of goods and services (% of GDP)	-	22.2	21.8	37.6	47.8	46.6	27.2	20.7	21.8	-
Gross domestic savings (% of GDP)	17.1	18.7	16.9	16.2	15.3	15.7	14.8	9.0	10.6	-
Gross capital formation (% of GDP)	16.1	18.7	17.3	18.8	17.1	16.1	12.6	7.8	8.3	-
Food exports (% of merchandise exports)	-	-	41.3	47.4	-	50.7	47.2	56.6	25.8	-
Food imports (% of merchandise imports)	-	-	5.0	8.5	-	8.8	-	3.9	11.1	-
Agricultural raw materials exports (% of merchandise exports)	-	-	9.6	7.9	-	9.8	12.5	9.9	12.4	-
Agricultural raw materials imports (% of merchandise imports)	-	-	2.7	2.1	-	1.7	-	1.5	1.9	-
Ores and metals exports (% of merchandise exports)	-	-	16.2	11.7	-	10.7	11.0	18.1	22.1	-
Ores and metals imports (% of merchandise imports)	-	-	2.7	2.1	-	2.6	-	2.6	2.3	-
Fuel exports (% of merchandise exports)	-	-	1.0	1.0	-	1.8	1.1	0.7	1.2	-
Fuel imports (% of merchandise imports)	-	-	19.0	11.3	-	11.5	-	42.5	8.3	-
Manufactures exports (% of merchandise exports)	-	-	29.9	31.6	-	26.9	28.1	14.6	38.4	-
Manufactures imports (% of merchandise imports)	-	-	68.0	73.7	-	74.8	-	48.3	75.9	-
Aid per capita (current US\$)	0.6	3.0	29.1	36.4	21.5	19.7	14.1	12.7	15.4	14.2
Total debt service (% of exports of goods and services)	-	1.6	24.9	27.9	-	-	-	-	-	-
Total reserves in months of imports	-	2.5	2.1	2.2	-	-	-	-	-	-

出所: World Bank (2005), *World Development Indicators: 2005*

5.1.2 産業

ジンバブエは1980年の独立以降、それまで白人居住者が築いてきた経済・社会基盤や輸入代替産業基盤、豊富な天然資源を活用して、相対的に高水準の所得と雇用機会を維持してきた。しかし、1990年代末から、白人所有農地の強制収用、コンゴ民主共和国への派兵、民主化の遅れ、結果としての外交上の孤立により、資本や人材の国外流出、経済活動の停滞、国内産業の疲弊を招いている。

産業構造(2002年)をGDP構成比で見ると、農業17%、鉱工業24%(うち製造業が13%)、サービス産業が59%である。ここ数年間は、経済的な混乱により、鉱工業の比率低下が目立つ。

農業分野では、メイズ、豆類、タバコ、穀物(油を採取できるもの)、野菜、果物、サトウキビ、コーヒー、香辛料、畜肉を栽培・生産しており、南部アフリカ地域有数の農業生産地帯であった。しかし、ここ数年間は土地収用に伴う混乱に加えて干ばつも発生し、輸出指向型農業から自給型農業への回帰が見られ、生産性が急速に低下している。鉱工業分野のうち、鉱業部門はクロム、プラチナ、その他の希少金属やベースメタルなど豊かな鉱物資源に恵まれ、米国や南ア、豪州系鉱山企業

などが資源開発投資を続けている。製造業部門では、食品、機械、金属加工、繊維、化学などが柱となる。このうち食品部門は、豊富な農産物を加工して、今も南アや欧州に輸出している。金属加工は、主に国産鉱物の一次加工を行っている。サービス産業では、南アフに次ぐ域内有数の金融部門と株式市場を持つ。後者には81社が上場しており、2003年の時価総額は50億ドルであった。また、ピクトリア滝や野生生物保護区などの豊かな観光資源を有し、社会基盤も整備されていることから、観光客数は1990年の61万人から、2002年には207万人(同地域で第2位)に増加した。財輸出が低迷するなか、観光産業が同国に貴重な外貨収入をもたらしている。

5.1.3 貿易及び投資

(1) 貿易

経済の崩壊にともない、ジンバブエの輸出入は双方とも1998年以降減少し続けている。主な輸出品は、日用品、鉱物、低付加価値の製品である。これらの中には、未加工のタバコ、合金、金、ニッケル、綿(種を取り除いたもの)が含まれている。園芸品や生花の輸出が、急増中である。ここ数年間で、観光セクターが徐々に重要な外貨獲得源となっている。未加工品の輸出への依存度を低下させるために、輸出基盤を拡大しつつ利益率の高い付加価値製品の輸出も奨励する輸出主導の経済改革を行うという、入念な努力が行われている。工業製品の輸出は、工業製品の全てを対象としている。主な輸入品は、化学薬品、機械及び設備、自動車、工業製品全般、石油製品である。

ジンバブエの主な貿易相手国は、南アフリカ、英国、ドイツ、米国、中国、日本、アフリカ南部の近隣諸国である。SADC及びCOMESA)の支援のもとで、重要な取引も行われている。ジンバブエはマラウイ、ナミビアとの貿易協定を更新し、モザンビークと新しい協定を交渉中である。ジンバブエは、南アフリカとの貿易協定を改訂・改善するとともに、ジンバブエの産業基盤を拡大しインフラを向上させるために、南アフリカとの多数の2カ国間プロジェクトに関して協力を開始している。

表 5.2: 貿易動向と主要貿易相手国

(単位: 百万米ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
輸出	2,632	2,538	2,118	1,978	1,999
輸入	2,737	2,561	1,956	1,873	1,807
主要貿易相手国					
輸出					
南ア	227.63	219.34	274.47	127.12	137.96
英国	184.27	181.89	159.90	170.64	116.33
ドイツ	134.65	149.98	142.31	157.47	130.32
輸入					
南ア	965.97	857.73	692.85	806.53	875.30
英国	171.61	142.39	86.62	58.55	56.06
米国	145.52	101.31	107.79	48.86	54.34

出所: World Bank, World Development Indicators; (IMF, Direction of Trade Statistics).

(2)外国直接投資

ここ3年間のジンバブエへのFDIと長短期の資本流入は、貧弱なマクロ経済環境や社会政治環境、民間セクターの信頼感の喪失、資金の出し手が撤退し続けていることから枯渇しきっている。1970年代末には、外国人が上場企業の70%から80%を所有していたが、今日、ジンバブエ株式市場の海外株主は、約25%(個人投資家が約5%で、残りは機関投資家か法人投資家)に減少している。

表 5.3: FDI 流入

(単位: 百万米ドル)

1998	1999	2000	2001	2002	2003
444.3	59.0	23.2	3.8	25.9	20.0

出所: UNCTAD, FDI On-line.

5.2. FDI 促進に係る諸政策

5.2.1 産業政策及び開発計画

国際的孤立と経済の低迷の長期化を受けて、政府はそれまでの大衆迎合的かつ場当たり的な経済政策を変更し始めた。新規農業参入者への農業支援、輸出企業に義務づけられている外貨交換の自由化、観光促進戦略の立案など、現実的な対策が打ち出されている。しかし、産業の活性化に不可欠な条件である国際社会への早期復帰、国内企業が必要とする資金や資本財、原料へのアクセス改善については、目立った効果が上がっていない。

5.2.2 FDI 促進政策

政府の海外投資家向けガイドラインは、通常、ジンバブエの「投資法」として言及されている「投資の促進・政策と規制(The Promotion of Investment: Policy and Regulations)」セクションに記載されている。主なテーマは2つあり、海外資本がジンバブエの開発で重要な役割を果たしてきたことは認識しつつ、ジンバブエ人が自国経済に関与を深めるべきであることを強調している。これに伴い、このガイドラインでは、新規投資プロジェクトではジンバブエ人の参加が過半数を占めることが好ましいという政府の考えを記載し、投資案件を評価する際には、ローカル・オーナーシップの度合いが第1の考慮基準になると具体的に述べている。このジンバブエ人による支配を重視する傾向は、2001年から増加している。

外国人が過半数を所有する高優先順位のプロジェクトでは、政府は外国人による過半数の所有権

を考慮し、ジンバブエ側の持分に過半数の支配権を最後に譲渡する取極めを奨励している。戦略的で基本的なインフラ・プロジェクトにおいては、民間投資家が国内投資家と合併事業を締結する形で新規投資に参加することが、しばしば政府の事業慣行となっている。しかし、政府の累積赤字とその結果生じた資本不足により、現在この種の活動は消滅寸前である。

政府の政策では、エネルギーや鉱業などの「戦略的な」産業への新規投資では、政府の参加を義務づけている。政府の参加条件は、その都度決定される。しかし、政府は資金不足(大規模な新規投資プロジェクトがない原因)であり、ここしばらくの間、この政策は実際には試されていない。

(1) 民営化

ジンバブエの国営企業民営化に関しては、政府が 1990 年代半ばに優先案件としたが、その後の進捗状況は遅々としている。民営化すべしとされた 57 組織のうち民営化中なのは、わずか 6 組織前後である。更に、海外投資の許可度、現地化に備えた留保資金の金額、提示価格の設定と手段に関する議論があり、この議論を明確あるいは公明正大に解決する必要がある。

政府は 1990 年 9 月に、民営化プログラムを率先して管理するために、ジンバブエ民営化庁(PAZ)を設立した。PAZ は半独立的な機関で、大統領内閣府(OPC)内にあり、PAZ 長官は同府大臣を通じて内閣に報告を行う。PAZ の権限は内閣から直接生じている。

(2) 土地の国営化

2005 年 5 月に、与党のジンバブエ・アフリカ国民同盟愛国前線(ZANU-PF)の Nathan Shamuyarira 広報担当官は、間もなく与党が憲法を改正し、民間のあらゆる土地所有権を廃止して全ての栽培農地を国営化すると発表した。Shamuyarira は、ジンバブエ土地所有制度に関する憲法改正では、全ての栽培農地を国家所有とし、これにより、白人による「絶え間ない訴訟」が終わりを告げるだろうと述べている。これらの白人の多くは、裁判で財産を取り戻そうとしていた。実際に裁判に勝った白人農家もあり、政府が白人の土地を収容しようとする試みを挫折させていた。

地元の情報筋によると、憲法改正の主な目的は、白人農家を一網打尽にすることである。ある大臣によると、6,320 の収容対象農家のうち、過去数年間の白人所有者の立ち退きによって、「絶え間ない訴訟を起こして、大半が今も法廷で闘争中」である土地を収容された元農家は、わずか 1,126 である。また、Shamuyarira 広報官は、「6 月に再開する議会で憲法改正を推し進め、全ての土地を国家所有として、農家に 99 年間、土地を賃借させる。これで所有権訴訟の手間が省けるだろう。憲法改正後に元農家ができることは、補償金額を争うことだけである」と述べている。

5.3. FDI に対するインセンティブ及び障害

5.3.1 FDI 促進体制

(1) 投資促進機関

ジンバブエ投資センター (Zimbabwe Investment Centre: ZIC)

政府機関である「ジンバブエ投資センター (ZIC)」が、新しいプロジェクトや投資を取り扱う。いかなるプロジェクトについてもジンバブエ人の参加が奨励されているが、主要農業、輸送、小売など、ある種の事業活動は、先住ジンバブエ人のために留保されている。

同センターは 1993 年議会法で設立され、下記の職務が任務とされている。

- 非居住者による投資案の承認・調整・促進
- 国内と海外の投資家の双方による投資促進
- ジンバブエの投資家と海外投資家の合併事業の促進
- 投資分散化促進
- 民間セクターに関する政府への政策アドバイス

同センター以外では、下記のように、民間投資を促進する機関や組織がいくつか存在する。

Empretec Zimbabwe

国連開発計画 (UNDP) と ZIC は、企業家精神を高揚するために、Empretec Zimbabwe Programme を開始した。1990 年以前のジンバブエは、国家の役割を重視した経済政策を追求しており、特に以前不利な状況であった国民の過半数に対して企業家精神を十分育成してこなかった。経済構造調整プログラムの開始と共に同プログラムを確立するために、政府は UNDP と協力を開始した。Empretec Zimbabwe のミッションは、質の高い成長志向のジンバブエ企業家の共同社会を構築し、事業アドバイスをを行い、支援活動による変革促進機関として行動することである。

企業開発センター (The Centre for the Development of Enterprise: CDE)

企業開発センター (CDE) は、ACP-EU (アフリカ・カリブ太平洋-欧州連合) の機関であり、欧州開発基金 (EDF) が出資している。同センターの目的は、アフリカ系カリブ諸国、太平洋諸国、欧州諸

国で、企業(主に製造業と農工業)の設立、拡大、再編成を奨励して支援することである。ACPと欧州企業との提携関係を促進しており、この提携関係は様々な形態をとることがある。たとえば、財務、技術、商業的な提携関係、マネジメント・コントラクト、ライセンスやフランチャイズ契約、下請けなどである。ジンバブエでは、ジンバブエ投資センター(ZIC)が企業開発センター(CDE)の活動を調整するとともに、CDEの支援を要するジンバブエの全プロジェクトのアンテナとして機能する。この支援はプロジェクト・ファイナンスではなく、財政支援を定めて模索する形を取っている。CDEに提出された支援要請は、当該プロジェクトが財政・技術面で実現可能かどうか、及びジンバブエ国家開発に対する貢献度の点から評価される。

小企業支援センター(The Small Enterprise Assistance Centre:SEAC)

ジンバブエ投資センターは、工業商業省と協力しつつ、インド政府の支援と資金調達によって中小企業(SME)を促進するためのプロジェクトを計画中である。プロジェクト稼働時には、下記の活動が含まれる予定である。

- ジンバブエとインドの双方で必要な研修の実施及び、適切なインド技術の導入
- 中小企業の成長のための政策枠組みについての研究
- 様々なセクターが対象であるが、20万米ドル以下の投資コストで、社員が50人以下の会社に限定
- プロジェクト期間中は、3人の専門家から成る中核チームがハラレのジンバブエ投資センター内に拠点を置き、プロジェクトの導入を支援する

ZimTrade

ジンバブエの国際貿易開発組織であるZimTradeは、民間セクターとジンバブエ政府の間の合併事業パートナーシップである。そのミッションは、ジンバブエの事業を支援して、財・サービスにおける利益ある国際貿易を発展拡大させることである。輸出市場の把握、市場や商品の調査、買い手と売り手のマッチング、見本市への参加、研修と育成、デザインの導入、好ましい取引の実施と一般的な事業政策環境の創設に影響を与えることなど、商品と市場に対する様々な開発活動が可能である。

(2)輸出加工区(EPZ) / 自由貿易区(FTZ)

旧西側ドナーの要請に基づき、IMFと世界銀行、ジンバブエ政府は、1996年に輸出加工区(EPZ)局を定める法律を公布した。EPZは輸出を率先して経済を再活性化するために創設された。当該地区は、税務や関税における特権だけでなく、労働関連の法律が緩やかである点からも、有利に

なっている。

従来、EPZ 企業は、必ず収入を海外で計上していた。これは当初、当該地区で為替管理規制がなかったために可能であったが、これによってジンバブエへの投資が減少した。EPZ 企業の 66%が、ジンバブエ人によって所有されており、海外企業はなかなか EPZ 地区に移転しそうにない。ジンバブエ準備銀行の最近のレポートによると、EPZ では全外貨の 5%しか獲得されておらず、正規の雇用に占める割合 0.2%にすぎない。

2004 年 1 月以来、ジンバブエ政府は外資系企業が投資の過半数を占めることを、一般的に義務づけている。貿易実績法 (trade performance statute) では、適格企業は少なくとも産出量の 80%を輸出する必要があるが、この要件によって、外国投資は EPZ に制限されている。その他のメリットとしては、5 年間の免税期間、原材料の輸入免税、指定加工地帯への投資の一環を形成する不動産の売却によるキャピタル・ゲインに対する課税免除、EPZ で使用する資本設備の輸入免税などがある。政府は EPZ の改革ニーズに気付き、外貨「流出」を防ぐために行動を起こしている。しかし、これによって外資系企業に対する EPZ の魅力が、更に薄れるだろう。

元々の法律のもとでは、労働関係法 (LRA) の条項を当該地帯に適用していない。しかし、労働運動の強力な提唱に基づき、労働関係法を適用するように同法を改正すべく、公共サービス・労働・社会福祉省が、法務省と討議に入った。

(3) FDI 誘致のためのインセンティブ

外資系企業や国内企業は、新規投資にいくつかの減税措置を適用される。新しい工場や機械、改築における資本支出は全額控除され、政府は資本設備に対する輸入税と付加税を放棄している。

その他の奨励対策は、下記の通りである。

- 工業用・商業用の建物、社員の住居と物件、備品や機械を購入した年度に、15%の投資引当金
- 研修、建物、設備器具を購入した年度に、50%の投資引当金
- 投資から当初 4 年間、成長地帯における工業用・商業用の建物や機械のコストに対して、25%の特別当初引当金が、割戻金として付与される
- 特別鉱業貸借条項により、賃借権保有者には具体的なインセンティブ・パッケージについて鉱業省と交渉する権利が与えられている
- 優先プロジェクトで使用する意図でジンバブエで購入した資本財と、成長地帯の投資に対

する売上税(15%)の払い戻し

- 最大でも100%未満の輸入税(IMF及び世界銀行と減税を討議中)と関連税。海外からの派遣者も雇用する投資案件は、就業許可と居住許可を得るために、海外派遣者の雇用を正当化する強力な理由を提示しなければならない。通常の契約期間は3年間であるが、高度な専門技術を持つ海外派遣者の場合には5年に延長する。ジンバブエ準備銀行の為替管理部から事前に許可された海外派遣者は、給与の1/3を海外に送金しても良い。
- 一般的なパフォーマンス要求はない。しかし、公式の政策では、農村開発、雇用の創出、輸出、ジンバブエ通貨の活用、適切な技術の移管に貢献する企業については、特に歓迎する。海外企業に影響を与える差別待遇的な輸出政策や輸入政策はないが、前述のように、政府の承認基準では、特に海外投資家からの輸出志向プロジェクトを大いに重視している。

一般的に、ジンバブエ政府は、同国の生産セクターを支援する手段として、原材料より完成品に対して高率の輸入関税を課している。しかし、ほとんどの場合、地域基準や国際基準から見て高い税率である。

政府は「穀物マーケティング理事会」を通じて、主要農産品(トウモロコシと穀物)の輸出と国内取引を管理し、エネルギーなど、各種の基本財や主要な食料品に対して、価格管理を課している。

卑金属は全て、石炭とアスベストを除き、鉱物マーケティング公社(国営企業)経由で輸出している。ジンバブエで産出する金は全て、法律によって、金の処分を管理するジンバブエ準備銀行に売却することが義務づけられている。

輸出志向の投資の誘致・促進のため、前述のとおりEPZ局が創設された。

(4)FDI誘致における阻害要因

ジンバブエでの事業には、不確実な事柄が山積している。稼働率の低い設備に挺入れすることによってマクロ経済環境を向上させることができるとはいうものの、これは既知の事実とは程遠い。また、ここ数年間、政府は手持ちの政策手段をほとんど活用することができず、市場の動きに任せてきた。たとえば2003年と2004年には、政府がほとんどの財及びサービスに対して価格管理を実施したため、財やサービスが広範囲に不足した。同時期に政府は、急上昇するインフレ率が準備金に影響を与えることを認めず、巨額の紙幣発行を渋ったことから、数ヶ月間ジンバブエには法定貨幣がなかった。

政府は国際投資協定を無視して外国人が所有する農家や自然保護区を収容した。。時には

Mugabe 大統領自身が外資系企業も収容して再分配すると威嚇したために、ジンバブエのリスク要因が急上昇した。

経済状況が困難であること、補償や正当な手順を経ずに収容される脅威が常にあることに加えて、ジンバブエドルが過大評価されていることに投資家は留意しなければならない。その結果、ハードカレンシーからジンバブエドルに変換して投資を行うと、不動産、生活費、その他の価格が地域基準から見ると高いと感じられるであろう。

5.3.2 インフラ

(1) 基本情報

重要なインフラ・プロジェクトのうち、特に重要なのは、干ばつ用のダム、道路、鉄道、橋、学校、サービス・センター、工業団地であろう。こうした社会基盤の分散的な発展は、経済的メリット以外にも農村部から都市部への自由な移住がもたらしてきた都市部施設への過度の負担を軽減する

ジンバブエには鉄道と道路の広範囲な輸送網があり、モザンビーク、南アフリカを中心に全ての近隣諸国の主要な港につながっている。港・鉄道・道路を統合した制度、貨物輸送網、出荷代理店と道路輸送の仲介機関などが、貨物の貯蔵、及びその取扱価格の競争力維持を可能にしている。ジンバブエの主幹道路は、全般的によく管理されている。国営航空会社のジンバブエ航空では、国内線サービスで全ての主要都市と人気の高い観光客のリゾート地を結びつけ、同国内や国際的な目的地への直行便サービスを行っている。

水資源に関する計画と開発は、半乾燥地帯の同国では水が貴重であることから、最も重要である。人口、工業、鉱業の伸びにより、必要な農業用水が急速に増加したことも相まって、ジンバブエ全国で水への需要が大幅に増えた。ジンバブエでは様々なダムが建設中である。これらのダムは、干ばつ用水だけでなく、家計や商業用の水も提供する。水力発電はザンベジ川のカリバで行い、4ヵ所の火力発電所で補完している。ジンバブエでは、石油や天然ガスの鉱脈は見つかっていないが、石炭層からメタンガスが産出する可能性は高い。ディーゼルや石油の生成、発電、肥料やパラフィンの生成に使用するメタンガスが産出する可能性があり、もし産出すれば、燃料危機と燃料輸入の支払いに必要な外貨の不足にあえぐ同国にとっては大きなメリットをもたらす。ジンバブエでは、電力の供給中断が重大な事業障害となっているが、外貨不足からこの傾向は当面、続くと思われる。全般的に困難な経済状況の中、燃料と電力の不足が国民に困難をもたらしているが、外貨不足は干ばつ対策としての食料品輸入への需要のたかまりなど、その他多くの国家的に優先度が高い事項があるために外貨不足の状況は悪化している。

ジンバブエには電話、テレックス、ファックス、電話交換設備があり、モデム・デジタル電話も導入中である。光ファイバーネットワークを全国に敷設中であり、国際通信としては、2ヵ所に衛星地上局がある。過去、ジンバブエの通信システムはアフリカ最高水準にあったが、現在では維持管理や改善不足に陥っている。未使用回線枠があるものの、割り当てられずに利用されていないものもある。

(2)地域プログラム

ジンバブエは地域電力網構想に参加しており、ザンビア、コンゴ民主共和国、南アフリカ、モザンビークの電力源に連結している。ジンバブエ電力供給局 (ZESA) が維持管理に従事し、近隣諸国と協力しつつ 20 年間かかる同プロジェクトに携わっている。

(3)民営化及び官民パートナーシップ (PPP) を巡る状況

道路省は国家ハイウェイ局に民営化され、道路基金が設立されている。道路の補修に使用したコストを一部回収するために、民間セクターと提携して、主要道路の出口に通行料金所を設けている。

民間の電力所による ZESA の送電網への電力供給も近年可能となっており、特に従来、未電化であった地域の開発が促進されている。同国最初となる独立発電事業者による電力プロジェクトは、1996 年に委託された。Russitu ミニ水力発電所は Rusity 電力公団が開発し、ZESA との間で 20 年間の電力購入契約が結ばれている。

新しい郵便通信法案は、ジンバブエの通信セクターに広範囲の改革を促すことを目的としており、政府の同セクターに対する自由化政策が実施しやすくなると見込まれる。郵便通信公社 (PTC) と戦略的な提携関係を結ぶことによって、民間セクターの参加を許可することになる。

5.3.3 通貨及び金融制度

(1)概況

金融政策は、為替レートと金利を重視しているが、抜本的な改革はほとんど行なわれていない。輸出企業は、中央銀行の提供する優遇金利で借入を行うことができる。

インフレ率は、2004 年 1 月に記録した 623%からは沈静化したものの、2005 年には 198%、2006 年には 156%まで上昇することが予想されている。外貨は 2004 年より入札を通じて獲得できるが、入札

参加業者は、経済活動で重要な役割を担っている企業に限られる。金、プラチナ、農産品(タバコも含む)の輸出収入、及び海外出稼ぎ者や海外移住者からの海外送金には、特別為替レートが適用されている。このような為替政策のために、為替取引が極めて複雑化している。ジンバブエ・ドルは2004年の4,303ジンバブエ・ドル=1米ドルから、2005¹⁶年の6,976ジンバブエ・ドル=1米ドルへと推移している。

(2)金融セクター

ジンバブエの金融セクターは、規模も大きく整備されている。社債、民間部門の債券、銀行引受手形、国債、地方債、公益事業債など、驚くほど多様な金融商品が、取引量は多くないものの、取引されている。同国では国際的商業銀行2行及び地方銀行や国内銀行が多数、合計200以上の店舗を開設して事業展開している。商業銀行は非常に高度で活発な活動を行っている。しかし、不正行為の横行や運営能力の欠如を原因とした金融機関の倒産が相次いだことが明るみになり、ジンバブエ準備銀行の監視能力が問われ、また小規模金融機関の財務健全性に対する懸念が強まっている。

(3)資本市場

ジンバブエのマクロ経済展望やファンダメンタルズの悪化が今後も続くため、同国に対する新規ポートフォリオ投資はここ数年半期、極めて限定的である。株式市場は上場企業およそ80社と小規模であり、取引量も少ない。上場企業の中でも比較的規模の小さい企業の株式はまったく取引がない。政府は1996年9月、一部の海外ポートフォリオ投資に対して、株式市場と短期金融市場の門戸を開いた。これにより、ジンバブエ上場企業1社の株式につき最大40%まで、または公開株式の最大10%までを1人の外国投資家が取得・保有できるようになった。

海外からの債券市場への参加は、新規発行市場に制限され、債券に投資できるのは、投資資本の35%だけである。外国投資家に大きな機会が与えられているのは株式市場である。

(4)為替管理

ジンバブエは現在、深刻なハードカレンシー不足に陥っている。これを受けて、燃料不足、公的債務不履行、輸入品や部品の不足、及び農・工・鉱業における稼働率が急速に落ち込むなどの問題が生じている。

為替管理法は、外国人投資家による国内外口座間の資金移動を禁じていないものの、人為的に

¹⁶ 2005年2月の経済調査部(EIU)レポートから引用した予測

低率に固定された調整為替レートが適用が義務づけられている。同法は、率の良い外国投資だけでなく、配当の海外送金にも拡大的に適用される。外国投資を行うジンバブエ企業は比較的少なく、投資先はほぼ近隣諸国に限られている。

配当送金については、ジンバブエ投資センターが承認したプロジェクトの場合、税引後利益が時価に基づき全額送金することが認められている。元本は封鎖され、利回り4%の20年国債(ジンバブエ・ドル建て)で送金されることがある。元本は11年目以降20年目まで、10回の均等分割で毎年末に支払われる。金利は年利4%で非課税であり、半年に1回支払われる。

政府にとってこれまで悩みの種となっていたのは、外国在住のジンバブエ人による国外からの投資活動である。ジンバブエ企業が国外移転を進めているという疑念があり、実際、多くの企業が国外へと拠点を移しているのが事実である。例えば、繊維業者の多くは、輸入品及び外貨へのアクセスが容易なボツワナに生産拠点を移し、自社製品をジンバブエに逆輸入している。

ジンバブエ準備銀行傘下の公認両替銀行以外の場所で同国通貨を交換するのは違法である。公認両替銀行には、スタンダード・チャータード銀行やパークレイズなどの大手銀行がある。市中で業者または個人が為替交換に応じることもあるが、こうした違法業者は避けるべきである。旅行者は、違法取引が発覚した場合、直ちに逮捕され、治安判事裁判所での判決ができるまで拘置される。

5.3.4 労務・経営管理

技術分野やサービス分野など各専門分野での熟練労働者の不足が著しい。これは、政治、経済両面での危機によって、高度な職能を持つ人材が海外に流出したことが主因である。熟練労働者の不足に関わらず、ジンバブエの労働力は総じて、域内最高の教育水準を誇るが、近年の経済縮小と土地収用問題が影響して、正規雇用は急減した。失業率は着実に上昇しており、現在は少なくとも75%とみられている。

国内法では児童を含めて強制労働を禁止しているが、現実には強制労働が慣行的に実施されている模様である。労働関係修正法(LRAA)のもとでは、児童労働と強制労働は、罰金か2年間の服役、あるいはその双方で罰することができる。更に同法では、18歳未満の国民は、健康・安全・倫理上問題がある労働に従事させてはならないとも定めている。2000年度の全国児童労働調査では、5歳から17歳の児童の約25%が、何らかの非合法的労働に関与していた。インフォーマルセクターの場合、更に多くの児童が家族の疾病、失業、死去による所得減を補うために働いており、その数は増加を続けている。児童労働を防止する政府の新たな対策が実施されているものの、同措置の恩恵を受けているのは、全就労児童の18%未満に留まっている。

農業労働者や家内労働者を除き、全国一律の最低賃金は設定されていないが、22業種を対象に

各々、最低賃金、時間、休日、必要な安全対策について政府の規制が具体的に定められている。しかし、最低賃金では、労働者とその家族を養うに十分な所得水準になく、人口の約 80%が政府の貧困基準以下の生活をしている。政府の監視制度が非効率的であるため、農業労働者と家内労働者は最低賃金以下の報酬のままであり、正規部門労働者の最低賃金は、高インフレ率を相殺するために給与が頻繁に改定されていることから、常に変化している。

法律上の最大労働時間は週 54 時間で、毎週少なくとも 24 時間の休業や 12 時間以上の連続勤務してはならないことを定めている。

労働者保護に関わる諸法では、農業従事者、鉱山労働者、家内労働者に適用されておらず、健康と安全に関する基準は、業界ごとに設定されている。政府の最低賃金政策、職場の安全性確保に関する規則が遵守されるよう、公共事業・労働・社会福祉省 (MPSSLW) から労務問題の担当者が任命され、各工場の対策を監視することが定められている。しかし実際にはスタッフ不足から定期的な職場の検査は実施不可能で、各社従業員の自主的な遵守と報告に依存してきた。労働者には解雇されることなく、危険な労働環境を回避できる合法的な権利があるが、実際には権利を行使すると、職を失うリスクに直面してきた。

労働関係修正法 (LRAA) では、労働者に対しては、使用者からの事前承認なしに、結社及び組合への加入の自由を権利として付与しており、実際に労働者はこれらの権利を行使している。同法では、公共サービス従事者その他の政府職員 (規制サービスは除く) についても、組合を結成し参加することを認めている。2003 年末時点で、正規労働力の約 25%が、ジンバブエ労働組合会議 (ZCTU) 傘下の 31 組合に所属しており、組合の組織率は工業部門で労働者の約 65%に上る。

政府と ZCTU は、経済政策に関してしばしば衝突してきた。事前に ZCTU や雇用者のいずれにも相談せずに、政府が職場環境に影響を与える政策を実行することも多かった。これは労使関係の悪化にもつながり、最終的には政府を交えた 3 者間交渉 (TFN) で解決策を模索する事例が多い。LRAA では、雇用者の組合員に対する差別を禁止しているが、実際には組合員は様々な差別や嫌がらせに直面してきた。当局の指導により、組合活動を理由とした差別的な解雇を受けた労働者は職場に復帰できるが、実行に移されることは少ない。

憲法で労働者の争議権は言及されていないものの、LRAA では明確にこの権利を認めている。しかし、労組は争議権行使の 14 日前に雇用者にこれを通知すること、30 日間の和解交渉を労使間で試みること、当事者拘束力を持つ仲裁機関に必ず照会することなど、煩雑な手続きが必要となっている。

なお、ジンバブエの HIV/AIDS 感染率は、世界で最も高い部類に入る。政府は感染の広がりを憂慮し、検査、予防、加療を奨励する政策を採用している。しかし現行の行政機能低下や財源の不足、国内経済の不振を鑑みると短期的にはほぼ間違いなく、状況は悪化していくと見込まれる。

6. レソト

6.1. マクロ経済、産業、貿易及び投資の動向

6.1.1. マクロ経済

レソトは、現在、繊維製品及び衣料品に関してはサブサハラアフリカ最大の輸出国であり、繊維製品は同国の経済成長と雇用創出の主要な源泉になっている。南アフリカに周囲をすべて囲まれた同国は、経済的には南アフリカと統合している。大部分の世帯は農業従事者または出稼ぎ労働者であり、うち3ヶ月から9ヶ月間にわたり南アフリカで働く鉱山労働者が大半を占める。人口の50%近くが作物の栽培あるいは牧畜で生計を立てており、国の所得の半分以上が農業セクターから発生したものである。南アフリカで働くバソト(レソト人)の出稼ぎ鉱山労働者の人数は安定しているが、今後は再び減少傾向をたどると思われる。この結果、労働者からの送金が減少すると予測されることから、同国の所得収支黒字は減少すると見られている。また、水はレソト最大の天然資源である。1986年より開始された数10億ドル規模の「レソト高原水プロジェクト(Lesotho Highlands Water Project: LHWP)」により、30年間にわたる水資源開発が行われている。LHWPは、オレンジ川水系から取水、保存し、南アフリカのフリーステート州、及び南アフリカの産業・人口・農業が集中するヨハネスブルグ及びその近郊地域への輸送を行う。同プロジェクトの第1段階が完了したことで、レソトは発電の分野でほぼ完全自立を達成し、南アフリカへの電力及び水の輸出収入として年間約2,400万米ドルが生み出されるようになった。同プロジェクトには世界銀行、AFDB、EIB、その他多数の二国間供与国が資金援助を行なった。

2004年の第4四半期には繊維産業に属する企業6社が廃業し、約7,000人の失業者(業界全体の雇用総数は約50,000人であった)が生じた。この件については数期前より、特に労働組合が、大量の国内難民発生を懸念するとの分析を行っていた。政府は事態を深刻に受けとめており、予算演説には繊維会社のキャッシュフロー不足の緩和対策として、付加価値税払い戻しの事前請求権などが盛り込まれた。

輸出部門については資本財及び繊維関連原料の輸入依存度が非常に高い状況が続くものの現在上流産業において繊維製造設備への投資が計画されていることから、輸入依存度はある程度緩和する可能性がある。また、以前から続いている食糧不足や昨今の世界的な原油価格高騰によって短期的には輸出額が膨らむものと思われる。LHWP関連輸入はプロジェクトの第2段階の開始が決定されるまで概ね保留となるものと思われる(第2段階の実行可能性調査は2005年4月に開始予定であった)。LHWPからは水及び電力のロイヤルティ料が納められる(ただし、地元の水不足緩和のために水の転用が進めば、ロイヤルティ収入は減少する可能性がある)。しかし、サービス収支は貿易コストが原因となり、予測期間中は中程度の赤字になると見込まれる。

鉱業部門ではレツェング・ラ・テラ・ダイヤモンド鉱山の再操業が順調なことから増収となった。Liqhobong 鉱山が新たに操業を開始したほか、ブータ・ブー (Botha-Buthe) 地区のカオ (Kao) では鉱山探査が実施されている。Liqhobong 鉱山の寿命は15年とされ、ロンドンに本社をもつ投資家の支援を受ける一方、レト政府が採掘権、株式の26%、及びロイヤルティ権を保有している。カオの操業はカナダの会社、Serious view Trading 社によって行なわれている。同国へのFDI誘致については国際市場への特恵アクセスを活用した輸出志向型製造業が牽引してきたが、2005年初頭から「繊維製品の国際貿易に関する取り決め (Multi-Fiber Agreement: MFA)」の段階的廃止が進められていることから、今後は低価格地域、就中、アジア諸国との激しい競争に直面するのは必至である。レトが競争力を維持して輸出基盤を多様化するためには、生産コストの削減、投資環境の改善、大型FDIの誘致などを目指す戦略を明確化する必要がある。この背景にはレトがFDI誘致にこれまで成功してきた最大要因であり、かつFDIの圧倒的多数を占める活動である「衣料品の輸出競争力」が米国のAGOA(アフリカ成長機会法)に基づきレトを含むアフリカ諸国に与えられた暫定的な貿易特恵に過ぎないにもかかわらず、これにきわめて大きく依存しているという事実がある。また、同国はEUから(コトヌ協定及びEverything but Arms(武器以外の途上国産品に無税無枠を提供する)イニシアティブ等)による長期貿易特恵を十分に活用するに至っていない。さらに、SACU(南アフリカ関税同盟)に基づく南部アフリカという大型市場への恒久的な自由参入に至っては活用度は皆無に近い。

一方、鉱業は基盤は小さいものの短期的には大幅な伸びを見せると期待される。レツェング・ラ・テラ (Letseng-la-Terae) ダイヤモンド鉱山は再操業以来フル操業を続けているほか、(第1の鉱山より規模は小さいものの) 第2の鉱山が2005年中盤には操業を開始するものと見られている。また、LHWPの第1段階終了後も(GDPの大部分を占める) 建設業は産業インフラ及び都市インフラ整備が今後も進められるために引き続き好調に推移すると期待される。一方、農業については近年の干魃、さらにはHIV/AIDSの蔓延による生産性の長期的低下により、今後も低落傾向が続くことが想定される。とはいえ、農業生産付加価値額の対GDP比は低いことから、農業の不振が経済成長全体に及ぼす影響は小さいと見るのが一般的である。

経常収支赤字は2005年には対GDP比7.8%、2006年には同7.5%と見込まれている。輸出減については原料の大半を輸入に頼っていることから、輸入減によって相殺されるものと思われる。2005年初頭には繊維製品に対する輸出関税が撤廃されたが、その後もレトは引き続いてAGOAによる特恵関税措置の恩恵を受けるものと予想される。しかし、(現在は製品輸出の90%以上に該当する) 繊維産業の未来はアジアに拠点を置くメーカーとの競争にどう対応していくかによって大きく変わってくることが想定される。

レトはこれまで、米国、世界銀行、アイルランド、英国、EU、ドイツといった国々から経済援助を受

けてきた。また SACU の加盟国であり、ボツワナ、ナミビア、南アフリカ、スワジランドといった SACU 加盟国との貿易は無関税である。また、レソト、スワジランド、ナミビア、南アフリカの4カ国は共通通貨及び通貨同盟 (Common Monetary Area: CMA) として知られる為替管理区域を形成している。南アフリカの通貨ランドはレソト国内でも通貨ロティと同様に使用でき、南アフリカとの経済交流のレベルは高い。レソトの輸入品の 90% 以上は南アフリカ産であり、最近まではレソトの輸出品の大部分は南アフリカに向けられていた。金額ベースでは東アジアの投資家が上回るが、サービス業及び製造業において重要な役割を果たしているのは南アフリカ系企業である。

表 6.1: 主要なマクロ経済データ

	1960s	1970s	1980s	1990s	1998	1999	2000	2001	2002	2003
Population (million)	0.9	1.2	1.4	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8
Population ages 0-14 (% of total)	40.9	41.7	41.6	40.7	40.1	40.0	42.3	42.0	41.7	41.4
Population ages 15-64 (% of total)	55.4	54.5	54.3	55.2	55.9	56.0	52.5	52.8	53.1	53.4
Population ages 65 and above (% of total)	3.7	3.8	4.1	4.2	4.1	4.1	5.2	5.2	5.1	5.1
GDP (constant million 2000 US\$)	134.2	275.1	479.6	772.0	846.1	848.2	859.3	886.9	920.6	950.9
GDP growth (annual %)	5.2	10.5	4.5	3.5	-4.6	0.2	1.3	3.2	3.8	3.3
GDP per capita (constant 2000 US\$)	141.4	235.0	329.6	461.8	495.0	491.3	492.7	503.8	518.2	530.4
Official exchange rate (LCU per US\$, period average)	0.7	0.8	1.9	4.4	5.5	6.1	6.9	8.6	10.5	7.6
Inflation, consumer prices (annual %)	-	14.5	13.4	-2.4	-	-	6.1	-9.6	33.8	6.7
Money and quasi money (M2) as % of GDP	-	17.7	40.2	31.3	33.5	31.0	28.3	27.9	26.8	25.9
Real interest rate (%)	-	-13.3	3.9	6.7	9.8	5.5	10.7	8.6	3.4	8.1
Foreign direct investment, net inflows (% of GDP)	0.0	0.1	1.5	15.3	29.7	17.9	13.7	15.2	11.0	3.7
Foreign direct investment, net inflows (% of gross capital formation)	0.0	0.5	4.3	29.2	63.2	36.9	32.4	38.4	33.7	12.4
Agriculture, value added (% of GDP)	69.9	40.1	23.9	17.8	17.8	17.3	18.6	18.2	17.3	16.6
Industry, value added (% of GDP)	8.2	18.6	27.5	39.8	38.8	41.2	41.1	41.5	43.1	43.5
Manufacturing, value added (% of GDP)	2.9	5.9	12.8	16.2	17.5	16.4	16.8	17.6	19.9	20.2
Services, etc., value added (% of GDP)	28.0	41.3	48.6	42.4	43.4	41.4	40.4	40.3	39.6	39.8
General government final consumption expenditure (% of GDP)	15.4	13.8	18.6	17.6	21.0	21.4	20.1	17.8	18.9	18.4
Household final consumption expenditure, etc. (% of GDP)	113.2	143.9	155.2	117.3	112.4	101.0	100.3	101.6	108.3	105.7
Final consumption expenditure (% of GDP)	128.6	157.7	173.8	134.9	133.5	122.4	120.4	119.4	127.2	124.1
Gross capital formation (% of GDP)	9.7	21.0	34.1	55.3	47.1	48.6	42.2	39.7	32.5	29.8

Exports of goods and services (% of GDP)	13.4	16.0	15.4	22.9	26.8	23.8	29.8	38.6	43.7	41.4
Imports of goods and services (% of GDP)	51.6	94.7	123.4	113.0	107.4	94.8	92.4	97.6	103.4	95.2
Gross domestic savings (% of GDP)	-28.6	-57.7	-73.8	-34.9	-33.5	-22.4	-20.4	-19.4	-27.2	-24.1
Gross capital formation (% of GDP)	9.7	21.0	34.1	55.3	47.1	48.6	42.2	39.7	32.5	29.8
Food exports (% of merchandise exports)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Food imports (% of merchandise imports)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Agricultural raw materials exports (% of merchandise exports)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Agricultural raw materials imports (% of merchandise imports)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Ores and metals exports (% of merchandise exports)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Ores and metals imports (% of merchandise imports)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Fuel exports (% of merchandise exports)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Fuel imports (% of merchandise imports)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Manufactures exports (% of merchandise exports)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Manufactures imports (% of merchandise imports)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Aid per capita (current US\$)	9.6	31.6	74.5	58.8	35.9	18.0	21.0	32.0	43.0	44.1
Total debt service (% of exports of goods and services)	-	0.7	4.1	6.9	8.5	10.1	11.3	12.3	11.7	8.8
Total reserves in months of imports	-	1.3	1.3	4.6	6.6	6.6	6.0	5.9	6.0	5.3

出所: World Bank (2005), *World Development Indicators: 2005*

6.1.2 産業

レソトは南アフリカ地域に位置し、その人口は 1,800 万人と少ない。基盤産業は農業である。南部アフリカ関税同盟 (Southern Africa Customs Union: SACU) の一部を形成する南アへの出稼ぎ労働も盛んで、在外労働者からの送金額は財輸出額の 50% に相当する。

2003 年の主要産業を分野ごとに見てみると、農業は GDP の 16.6% であった。鉱工業は 43.5% (うち製造業は 20.2%)、サービス産業は 39.8% を占めていた。雇用構造と対比すると農業従事者の割合の低さが際立つ。

(1995 年の価格標準で 2000 年から 2002 年度の期間を対象として) 農業分野従事者の付加価値生産額は一人あたり 575 ドルであった。これは同じく南ア内陸に位置するスワジランドの 4 分の 1 である。国土の大半は高原及び山地であり、単位面積当りの土地収益率が低く、気候変動の影響を受け易いのは不利な点である。メイズ、小麦、ソルガム、豆類及びその他の生産品は国内消費用に

栽培されているが、国内自給には至っておらず、不足分を南ア産品に依存している。換金作物も特筆すべきものがない。このような状況下で、羊毛、モヘア及びその他畜産品の生産・輸出は近年上昇傾向にあり、農家に貴重な現金収入をもたらしている。またユーカリ商業林のプランテーションも行なわれている。

鉱業及び製造業のうち、鉱業部門ではダイヤモンド、卑金属、ウラン、石材及びその他の鉱産物の埋蔵が確認されているが、開発は進んでいない。一方、製造業は近年、基幹産業として成長している。米・AGOA の導入以降、米国向け繊維品の輸出の伸びは著しく、当該産業の雇用者数は 5 万人(2003 年)に達している。生産・輸出企業は、主に香港、台湾、シンガポール及びその他のアジア諸国から進出してきたもの。

サービス産業は南ア産品の輸入、卸・小売が中心である。金融部門では、政府系や南ア系金融機関が営業している。2002 年の観光収入は 2,000 万ドルにとどまったが、観光産業は、同国の山岳・峡谷を資源として成長過程にある。今後成長が見込めるのは、トレッキング、エコツーリズム、スキー、釣り、歴史・民族観光といった分野である。

6.1.3 貿易及び投資

(1) 貿易

レトは対外貿易において構造的不均衡(赤字)を抱えている。輸出セクターは資本財及び繊維関連原材料の輸入に大きく依存している。この輸入依存は、計画されている上流部門の繊維製造設備への投資によってある程度軽減されるであろう。また、食糧不足及び世界の石油価格の高値が続けば、短期間で輸入品の価格が上昇すると思われる。

レトの輸出品の大半は主に米国や南アフリカ向けの衣料及び繊維で占められている。よって、この国が現在取り組むべき課題は、輸出基盤を農業産品やその他の工業生産品に多様化し、貿易協定を活用することである。

表 6.2:貿易動向と主要貿易相手国

(百万米ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
輸出 (US\$ million)	235	231	265	332	367
輸入(US\$ million)	888	836	790	751	761
主要貿易相手国 (M million)					
輸出					
北米	373.0	480.6	736.5	1,522.5	2,981.5
SACU	726.9	568.2	727.3	897.0	916.4

	EU	5.9	2.4	1.2	3.5	7.3
輸入	SACU	4,612.2	4,734.1	4,870.0	5,296.6	6,389.9
	アジア	372.2	372.4	526.0	953.3	2,021.6
	EU	103.6	82.7	42.7	44.5	82.5

出所: World Bank, *World Development Indicators*, レソト中央銀行, *Annual Report*.

(2) 外国直接投資

レソトの FDI データは現在のところ政策決定のニーズを満たしていない。レソト高原水プロジェクト (Lesotho Highlands Water Project: LHWP) 関連の資本流入が含まれているため、FDI 流入額はインフレートされているのである。また国際収支表で報告されているデータには他にも問題がある。レソト中央銀行 (Central Bank of Lesotho) はレソト国家開発公社 (Lesotho National Development Corporation: LNDC) の情報を基に FDI を概算評価しているが、この数値は計画値であり、LNDC にアプローチしてきた企業の実際の投資支出は含まれていない。

表 6.3: FDI 流入

(US\$ million)

1998	1999	2000	2001	2002	2003
26.8	32.7	31.5	28.2	27.2	41.9

資料: UNCTAD, FDI On-line.

台湾はレソトにとって最も重要な直接投資国である。最初の数十年、レソトの外資系企業はほとんどが南アフリカ系及び台湾系企業で、中には南アフリカのアパルトヘイト体制に対する国際制裁を逃れようとする企業もあった。南アフリカは依然としてレソトへの重要な投資国であるが、過去10年に東アジアの投資家の影響力も伸びている。レソトがEU市場へのアクセスの優遇措置を受けていたため1980年代に投資を行っていた欧州の製造会社は、現在は投資を行っていない。

その他の国からのFDIとしては、カナダの鉱業会社、米国及び中国の食品加工、オーストリアのスキー事業等がある。

表6.4: 外国企業家に売却された民営化企業

企業	買収企業家の国籍	年	金額 (US \$ MILLION)
Lesotho Airways	South Africa	1997	2.4
Avis Rent-A- Car	South Africa	1998	0.05
Lesotho Flour Mills	United States	1998	10.8
Plant Vehicle Pool Services	South Africa	2000	11.5

Minot Kingsway (insurance)	United Kingdom and Lesotho (increased shares)	2000	0.22.
Tele-Com Lesotho	South Africa, Mauritius, local consortium	2000	17.0

出所:World Bank, Privatization Unitのデータによる予測.

産業セクター

FDIの流入は輸出指向型繊維業及びLHWP関連の活動に集中している。外国人企業家はレソトの繊維産業設立の一助となってきた。2002年度の繊維工場全40件のうち26件の事業者の本拠地は台湾で、他4件に関しては香港、中国(本土)及びシンガポールに本社を持っていた。

FDIの約90%は輸出指向型の衣料品製造業向けであるが、投資額について確かな数値(概算値)は入手できない。EU及び米国との貿易取り決めにより付与された優先的市場アクセス権は、FDIの衣料セクターへの流入の決め手となった重要な要素である。またMFAによる国際割当も業界発展に影響を及ぼしてきた。

南アフリカによるレソトへのFDIは、現在、(ほとんど南アフリカに販売している)レソトの3件の靴工場、4件の電気あるいは電子工場(このうち2件は大規模工場で、1つはテレビの組立部品、もう1つは単体の電気製品を南アフリカ市場に販売している)、2件の食品加工企業、サン・ホテル・チェーン、レンタカー業及び航空業、保険及び電気通信、金融サービスそして鉱業に投じられている。

1995年に国営のレソト電気通信公社(Lesotho Telecommunications Corporation)と南アフリカのVodacom社が合弁事業により携帯電話サービス業を設立して以来、電気通信分野に対するFDIが増加している。民営化が進み、レソト電気通信公社株の70%が南アフリカの電力会社であるESKOM社、ジンバブエのEconet Wireless International社及びMauritius Telecom社との合弁事業であるMountain Kingdom Communications Consortiumに売却された。レソトは1人当国民所得の割に電話普及率が高く、ここ数年でサービスは大幅に改革され、規模が拡大した。

企業

40 件の縫製工場があり、ほとんどが台湾人を筆頭に東アジア人所有の工場である(この 40 社で、合計 55 件の外資系工場のうち、正規の製造セクターの全体を占めている)。

レソトの東アジア系企業は香港の「総合的」服飾品サプライヤーとの緊密なつながりを持っている。こうした企業は、東アジア、東南アジア及び南アジアに下請業者を持つアジアの主要な服飾品輸

出業者である。彼らは米国、欧州及び日本の買付業者と服飾製造業者との仲介役を担う高度に組織化された供給ネットワークを持っており、注文を獲得すると、(直接利権の有無にかかわらず)アジアやその他の地域の製造業者と品質、価格及び納品を保証する契約を結ぶ。サプライチェーンの管理では、請負業者に設計、仕様、さまざまな投入、技術支援、従業員雇用及びロジスティクス面の支援を行なっている。レソトにある会社のほとんどはアジアに別会社をもつグループに属しており、「総合的」企業とのつながりを確立している。こうして獲得した情報及び信頼関係は競争上の優位性となっている。

2001年度の単独最大の投資額は約9,000万米ドルで、従来の投資家である台湾人のNien Hsing氏によるThetsane工業団地の工場向け投資である。この投資額の規模はLHWPに次ぐものである。

Lesotho Fancy Garments Groupは、台湾企業完全出資の企業で、レソトに長期的コミットメントを持つ外資系企業の1例である。その輸出品のほとんどが米国向けである。顧客はGap社、Sears社、Walmart社及びK-Mart社などである。企業の長期的コミットメント戦略は2つの構成要素から成り立っている。まず、AGOAの第1段階が終了した時点で繊維の原産地規則が新たに策定されることを見越して、Fancy Garments社は現在のCMT業務の規模を拡大し、業務の統合化を図ろうとしている。いま1つは、生産性及び品質の向上を目的とする綿密な研修及び奨励制度を用いて業務の付加価値向上をもたらすことである。研修制度は2002年8月に導入され、実施期間は2004年2月までの18ヶ月間に及ぶものであった。

表6.5: レソトにおける最大の外資系企業 (2002年) (従業員数を基にランク付け)

企業	母国	業種	従業員数	設立年
Lesotho Precious	Taiwan, Province of China	Garments	3,620	1999
Presitex	Taiwan, Province of China	Garments	2,800	2000
CGM	Taiwan, Province of China	Garments	2,000	1987
C& Y	Taiwan, Province of China	Garments	1,900	1990
P&T Garments	Taiwan, Province of China	Garments	1,840	2001
Nien Hsing Textile Co	Taiwan, Province of China	Garments	1,800	2001
United Clothing	Taiwan, Province of China	Garments	1,700	1996
Evergreen Textiles	Taiwan, Province of China	Garments	1,673	1995
Lesotho Fancy	Taiwan, Province of China	Garments	1,540	2001
Springfield Footwear	South Africa	Shoes	1,641	1995
Tzicc	Taiwan, Province of China	Garments	1,210	2000

Teboho Textiles	Taiwan, Province of China	Garments	1,090	1997
Lekim	Singapore	Garments	1,071	1997
Tai Yuan	Taiwan, Province of China	Garments	960	2000
Suntextiles	Taiwan, Province of China	Garments	952	1994
King Ang	Taiwan, Province of China	Garments	920	2001
Lesotho Hinebo	Taiwan, Province of China	Garments	900	1989
Hippo Knitting	Taiwan, Province of China	Garments	850	2000
N-River	Taiwan, Province of China	Garments	850	2001
C-River	Taiwan, Province of China	Garments	768	2001
Vogue Landmark	Taiwan, Province of China	Garments	700	1996
Standard Bank	South Africa	Banking	650	
Supreme Bright	Hong Kong	Garments	635	2001
Superknit	Taiwan, Province of China	Garments	600	1989
J&S	Taiwan, Province of China	Garments	575	1996
Hong Kong Int.	Taiwan, Province of China	Garments	550	2001
Carca Footwear	South Africa	Shoes	500	1997
TW Garments	South Africa	Garments	500	2000
Mountain Eagle	Fiji	Garments	490	2002
Sun Hotels (Maseru and Lesotho)	South Africa	Tourism	450	1975
E-River	Taiwan, Province of China	Garments	429	2001
San-Yong	Taiwan, Province of China	Garments	350	2002
Lesotho Milling Co.	South Africa	Food	335	1980
Maluti Textiles	Taiwan, Province of China	Garments	392	1998
Maseru Textile	Taiwan, Province of China	Garments	315	2001
Kiota Electronics	South Africa	Manufacturing	256	1990
Maseru Clothing	South Africa	Garments	225	1986
Lesotho Brewing Co.	South Africa	Beverages	222	1980
Nedbank	South Africa	Banking	140	
OK Bazaars	South Africa	Trade	120	1980
Lesotho Bakery.	South Africa	Food	121	1988

出所: LNDC, UNCTAD, World Investment Directory

FDIによる雇用創出

外資系企業数は統計局作成の「事業所調査 (Establishment Survey)」に示される事業所数の3%以下であるが、雇用者数はこの調査で対象となった全企業(事業所)の雇用者数の半分以上を占めている。

繊維部門はこの国において主要な正規雇用源になっており、繊維部門の貧困削減に対する貢献度は非常に高い。2002年に製造業部門の雇用者数が50,000人を超えたが、製造業部門の労働者が公務員の数を超えたのは初めてである。2004年の製造業部門の雇用者数は60,000人になると見込まれている。

6.2. FDI促進に係る諸政策

6.2.1 産業政策及び開発計画

レソト経済は南ア経済に大きく依存しており、また繊維産業の主要輸出先である米国市場の動向も国内経済・産業に影響を与える。政府は外資を活用した国内産業の基盤強化を重視し、公共部門の民間開放、全産業部門での資金アクセス改善し、観光業及び農業森林製品の加工など外貨獲得型産業の奨励を、それぞれ重点政策課題としている。

6.2.2 FDI促進政策

レソトには海外直接投資法がないが、FDIを大幅に受け入れ、外国人投資家を厚遇している。しかし投資の法的枠組みは十分に発達しておらず、合理化を行なって透明性と一貫性を向上する必要がある。課税と事業規制は適正に実施されることもあれば、投資家のニーズに十分に対応していないこともある。いくつかの分野ではFDIと事業活動のレベルがそれ程高くないにも関わらず、既に行政の圧力を受けている。

レソトは国内市場が小規模であるため、「市場狙いの (market-seeking)」FDIを一定規模誘致するための基盤がない。しかし、いくつかのメリットはある。SACU加盟国として、レソトは南アフリカ市場への自由なアクセス権を持ち、近隣諸国や南アフリカへの輸出を希望する他国から労働集約型産業を呼び込むことが出来る。またさらに離れた米国市場及び欧州市場への特権的アクセス権も持っている(しかし、米国市場へのアクセス権は期限付きである)。

2005年当初、レソト政府は全般的な投資環境の改善への取り組みを発表した。以下はその内容で

ある。

- 長期的投資家の土地保有保証のための支援法案
- 産業インフラの追加提供
- 産業基盤を農産品加工などの産業に多様化する取り組みの推進

レト中央銀行は 2003 年 6 月 27 日に施行された資本勘定取引の制限付き自由化を促進するための改革を積極的に行なっている。この改革の主目的は、外国人投資家の投資先としてレトの魅力向上することと、地元の企業家に CMA 域外への投資の機会を与えることであった。CMA の他の加盟国であるナミビア、南アフリカ及びスワジランドに比べ、レトの資本勘定に対する管理はほぼ機能している。

レトは ACP 加盟国としてコトヌ協定に調印している。協定では ACP 諸国、特にレトのような後発開発国のさまざまな工業製品、つまり 99% 以上の工業製品に対する無制限の参入など非互恵的な貿易による利得と譲許を提供している。この 4 億人の EU 消費者市場へのアクセス権は 2000 年から 20 年間有効である。

スワジランドはいくつかのレト産農産物の無税での輸入を許可している。また、オーストリアは関税率の引き下げを行い、いくつかの農作物に関して無税での参入を許可している。また、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドの GSP 制度により、レトの手工芸品はこれらの市場への無税参入が可能である。

投資機会は以下のようなセクターについて認められる。

- 製造業
- 衣料・繊維:衣料製造業以外にも、製織、製編及び染色といった、衣料製造業にサービスを提供し、業界全体としての統合を高めつつある業種においても機会がある。
- 履物: 南部アフリカ及び EU 市場参入の機会がある。
- 消費財:企業は地域市場及び世界市場向けに電気・電子、薬品及び農産品加工品を生産する技術とインフラを取得済みである。
- 観光: 雪上スキー、水上スキー、アイス・スケート、淡水魚釣り、山頂ハイキング、ポニー・トレッキングに関心のある旅行者向けの施設への投資。またエコ・ツーリズムも奨励され、地域のいくつかの名勝史跡が対象となっている。

レト政府は民間セクターの開発に取り組んでおり、現在は広範な民営化プログラムを実施している。アグロインダストリーやアグリビジネスにおける旧国営企業の民営化及び清算処理は 2005 年初

頭までに完了している。

しかし、このプロジェクトは全体的な民営化プロセスの推進を目的とするもので、事業及び基盤整備に従事する大規模な民間セクターの問題に取り組む際に必要となる規制改革を行っていない。現行プロジェクトの当初の目的は、基幹事業及び基礎インフラ(銀行、通信及び公共施設)供給の生命線である公営企業の急速な腐敗によってかき消されてしまった。こうした公共事業の腐敗とその結果としての財政負担の増加によって、政府は大規模な公共施設と銀行を現行の民営化プログラムに盛り込むこととなり、実際両者はプログラムの重要課題となっている。

最新の包括的環境管理法は 2001 年に導入された。重要な投資プロジェクトはすべて環境影響評価法により設立された環境省(Environment Authority)に環境影響評価を提出することが求められている。この前段階として、投資家はプロジェクトの概要を当局に提出し、本格的な環境影響評価が必要かどうか判断することができるが、こうした手順は小規模投資を促進する上で有効である。環境影響評価の検討は公聴会を含むなど複雑な手順を踏む。

衣料工場からの工場廃液の処理や水のリサイクル問題がある。カレドン川(Caledon River)からの取水利用は流水率及びマセル(Maseru)地域住民の水の可用性を低下させている。未処理の工場廃液が水流に排出されることで汚染が発生しており(これは今後レソトで禁止されることになっているが、国際的には不法行為である)、固形廃物の焼却によって大気汚染が発生している。レソト政府は汚染への罰則を何ら課していないが、縫製工場は将来的にバイヤーからの圧力を受けることになる可能性がある。また(カレドン川を共有する)南アフリカ政府からはすでに水質汚染に対する不満の声があがっている。

6.3. FDI に対するインセンティブ及び障害

6.3.1 FDI 促進体制

(1)投資促進機関

IPC は、1992/1993 年に設立され、1997 年まで世界銀行の財政援助を受けていた。その後、予算は全体的にレソト国家開発協会(Lesotho National Development Corporation: LNDC)に依存するようになったが、時間と共にその財源は大幅に減少した。

外国人投資家を扱うIPCの役割をめぐっては、その業務にLNDCもかかわっているため、混乱が生じている。さらに、IPCのFDI促進に係る権限は製造部門にのみ限定されており、観光部門や農業部門にはカバーされていない。

IPCの活動は予算によって制約を受ける傾向にあるが、より多くの場合、主として投資家のイニシアチブに受動的に応じる傾向が強い。また地域あるいは投資家の観点から言えば、独自の一貫した市場戦略に欠けている。先進国で使用されている「ベストプラクティス」による投資促進手法を活用していない。IPCには(雇用創出を除いて)見込みある投資家や、国内における彼らの活動に関するデータベースがない。IPCの主な職務内容は、見込みある投資家の現地査察を支援することであり、投資誘致活動は比較的脆弱もしくは最小規模のものでしかない。宣伝活動は対象の絞込みを欠いており、投資家に対してレソトの情報を総合的に提供するウェブサイトもない。

IPCはLNDC内の他部署と共同でその任務にあたっているものの、LNDCのマーケティング機関であり、FDIの誘致と円滑化を担うものとされている。。。

(2)輸出加工区

輸出加工区として宣言された区域は存在しない。

製造業者は、輸出市場向けの物品の加工あるいは製造のみに使用する輸入原材料及び部品にかかる税金の全額払戻を受けることができる。このような便宜は、輸出業者が原材料や部品の輸入時に税関からかけられる税金や手元流動性に係る制約から逃れる手助けになっている。

また、こうした便宜が図られることで、レソトにある企業は実質的な「輸出加工区」ステータスを確保できるのである。

(3)FDI誘致のためのインセンティブ

レソト政府は、2002年にはいくつかのサービス業へのFDIを正式に禁止したものの、FDIに対する門戸は大きく開いており、外国人投資家を優遇している。。しかし、FDI政策及び法的枠組は十分に整備されていない。

以下はインセンティブの概略である。

- 新設製造企業の初期研修期間中、賃金の50%を賄う返済不要の技能訓練用助成金

- 他の金融機関が LNDC の顧客に提供する融資に対する保証
- LNDC による長期プロジェクトに対する融資
- 民間投資家が参入しない場合の LNDC による(特定案件への)出資
- 製造業者に対する、輸出市場向けの物品の加工や製造でのみ使用する輸出原材料及び部品にかかる税金の全額払戻し
- サービス産業地区、カスタマイズされた工場、商業及び住居用賃貸不動産の提供
- 自由企業体制及び自由市場経済システム
- 地元株主あるいは外国株主に製造企業が分配する配当金への源泉徴収税の不適用

法人所得税については、製造業投資には高い優遇装置が適用され、商業的農業への投資にも製造業投資ほどではないが優遇措置が適用されている。製造業及び農業収入には 15% の税金が課され、非居住者に支払われた製造収益の配当金には源泉徴収税は課されない。

SACU の特惠関税協定は全加盟国に対、し共通関税地域 common customs area への輸入品に関しては同一関税及び物品税(及び関連する通商法)を適用することを要求している。域外からの輸入品には対外共通関税(Common External Tariff: CET)が課される。旧 SACU 協定下では、南アフリカ主導で関税率が決定されていた。2002 年 10 月 21 日に発効された新協定では、関税率は独立した関税設定委員会(Tariff Setting Board)により決定されることになっている。1990 年代、関税の自由化及び簡素化が実施されたため、SACU は比較的開かれた貿易体制を確立している。しかし、CET には衣料について高率のタリフ・ピークが設けられているため、レソトにとっておは反輸出的なバイアスを与えている。また CET は多くの従量税、複合税、混合税及び公式関税に悩まされている。こうした多くの税金は単一の従価税に比べ透明性に欠け、その結果保護貿易論者のロビー活動を促している。

2005/2006 年に新協定が実施される予定である。EU、米国及び南米共同市場(メルコスル)との自由貿易交渉も現在進行中である。この協定により関税が引き下げられると、関税収入は減少する見込みである。SACU 加盟各国の関税収入は、関税及び物品税のプール金に係る各国のシェアと開発要素(コンポーネント)に基づいて決定されることになっている。IMF によるシミュレーションと試算では、関税プール金の総額は 2005/2006 年には 40% 減少し、レソトは GDP の約 6% の損失を被る恐れがあることが示されている。新制度の下で、レソトは最も大きな貧乏くじを引く可能性があるという訳である。

(4) FDI 誘致における阻害要因

レソトには外国投資法がなく、事業サービス業及び消費者サービス業の許認や、零細製造業向け FDI の実際の審査において外国投資に制限が加えられている。

FDI の事業サービス業及び消費者サービス業への参入制限は、1999 年に貿易ライセンス制度に対して導入された。様々なサービス事業において貿易ライセンスの取得が求められている。特別の貿易ライセンスを要求する指定サービス業においては FDI の受け入れが認められていない。1999 年に出された行政規則では、FDI 参入規制の対象が小規模小売業及び個人経営のサービス業に向けられている。貿易ライセンスを必要とする特定事業においては、いかなるレベルの外国人所有権も、また、外国人が重役職に就くことも許可されていない。

新しい商社規制は、17 の事業、主に小売業への FDI を禁止する特別ライセンスが導入された。これらの事業にかかわる既存の外国企業は、時間的な猶予が残されていたにも関わらず、ライセンス有効期間(12 ヶ月程度)満了までには、事業停止を余儀なくされた。結果として、多数の外国企業が事業停止に至っている。

土地取得

レソトの土地制度は事業家全般、特に外国人投資家にとって問題となっている。憲法上、すべての土地は国家に帰属している。1979 年の土地法では土地配分権を破棄し、特定の都市、農業地域及び「開発」地域の土地に借地権制度を導入した。これにより商業目的で土地を利用することができるようになった。残りの「農業」用地は略式の「配分」制度の適用を受けている。外国人に許可されているのは土地の転貸のみである。こうした取引にはすべて行政の認可が必要であり、通常転貸期間として最長 30 年が供与されることになっている。レソト国家開発協会は、賃借権を取得し、外国人投資家への賃貸向け商工業用不動産を開発することで暫定的措置を施している。しかしこれは優遇措置でも持続的な措置でもない。

汚職と犯罪

EIU は、レソトの巨大官僚組織では、汚職と収賄が横行していると報告している。政府は IMF 協定の 1 つとして硬直化した労働市場と効率性の悪い公共部門について対応措置を取ることを誓約したが、具体的な成果はまだ見られない。

レソトの犯罪率は高く、外国人は犯罪の標的となり強盗及び殺人に巻き込まれている。南アフリカからの失職した鉱山労働者の大量帰還によって、もともと高い失業率はさらに悪化しており、高い HIV/AIDS 感染率による社会的混乱はなお収拾されず、武装強盗、不法侵入及び自動車の乗っ取り事故が増加している

しかし、レソトの重要な問題は、魅力的な FDI の機会が非常に少ないということである。最近最も顕

著な成長を見せているのが鉱業部門であるが、地域的観点からいえば比較的小規模である。全体的な経済環境は基本的に南アフリカ経済の「僻地」であり、新しい投資機会はニッチ(隙間産業)分野になるであろう。近年では、大規模FDIは主としてレソト高原水計画に投入されている。しかし、こうしたブームは今後二度と起こらないであろうと考えられている。

6.3.2 インフラ

(1) 基本情報

国際貨物輸送に関しては、道路・航空・鉄道間での競争は非常に限定的になっている。小規模なレソトの市場が競争を妨げるためである。モシヨモシヨ 1 世国際空港(MIA)¹⁷への定期便は、毎日 3 便の南アフリカ航空による旅客便だけで、レソトへの国際航空貨物は南ア・ヨハネスブルク国際空港で荷卸しされ、その後、首都マセルまで道路での輸送がなされることが多い。鉄道はないが、マセルからは貨物輸送用に南アの鉄道システムに接続可能であり、Paputsoe 工業地域は南アの Ficksburg の線路から約 2km の距離に位置し、鉄道で南アのダーバン港まで接続する。しかし、鉄道への接続地点は、未舗装の更地でコンテナ取り扱い設備は古い。設備は南ア企業(スプールネット)によって所有・運営されているものの、敷地は政府の所有であるために十分な設備投資を難しくしている。不適切な貯蔵・コンテナ取り扱い設備がレソトでのコンテナ保管を難しくし、企業のコスト負担による南アでの保管を余儀なくさせている。こうしたことから商品は鉄道や航空機ではなく、自動車でも輸送されることも多い。また、南アでのトラック確保も時として難しい。鉄道への接続地点の不十分な整備が荷貨輸送上の制約要因となっており、輸出者にとってのコスト拡大要因にもなり、船積みにも影響を与えている。道路部門¹⁸については、マセル市内及び周辺地域の道路をアスファルトへと改修しており、他の都市中心部についても順次、改修している。国内遠隔地への道路網の拡大も続けられている¹⁹。公共事業交通省(MoPW&T)が都市部を除く全国の道路建設と維持管理に責任を持ち、地方自治体省とマセル市庁が都市部の責を負う。独立した道路庁の設立は検討段階である。道路部門での主要な課題は維持管理の問題で、先に述べたとおり、主要な貨物輸送手段は道路を活用した陸上輸送だからである。現在のところ、96 年に設立された道路基金が維持管理に必要な資金を部分的に(総額の約 50%)手当てしているに過ぎず、将来的には全ての維持管理・補修のための資金が道路基金を通じて拠出される予定である。定期的な維持管理にかかる残りの金額については、the Maintenance of Public Asset Vote から拠出されている。道路の維持管理計画と関連行政は異なる 2 つの財源に依拠するためますます難しくなっており、なんらかの調整が必要な状態である。

¹⁷ 首都マセルの 22km 南東に位置する Mazenod に立地し、滑走路は 3,200 メートル。大型機の着陸には制限がかかる仕様。

¹⁸ 道路は約 6,302km、うち 1,176km は舗装道路。未舗装路のうち 2,662km は砂利道。2,464km は土。

¹⁹ 例えば、2004/05 財政年度では公共事業と運輸部門に総額 2 億 8,900 万マロチの予算要求がされた。

従来、電力については、供給面(不規則に発生する停電や不正確な勘定など)が課題となってきた。近年、状況は改善してきたが、投資家は依然として電力供給に不満を持っている。電気料金は南アフリカと比べ非常に高い(2002年の世界銀行の推計では南アに比べ40%も高い)。水資源については、総量では需要をまかなうに十分な量が見込まれるにもかかわらず、水不足が深刻な問題となっている。地表水源に関しては、流量の変動と調整する仕組みが欠如していることから季節的な水不足に見舞われる。また、地下水源に関しては、坑井(ボアホール)の過剰な使用から水源の枯渇や供給不足を招いている。また、供給網の不十分な発達、汚染、制度上及び管理上の制約に起因する問題も非常に深刻である。水部門はレソト経済において非常に重要な役割を果たしており、レソト高地水路計画(LHWP)だけでGDPの5%を占めている。

通信においては、地上の通信線、小規模マイクロ波無線中継システム、小型無線電話通信システム及び携帯電話システムの数が小幅だが増え続けている。携帯電話使用者数は約 9 万 2,000 人、インターネット使用者は約 2 万 1,000 人にのぼる。

(2)地域プログラム

地域横断的な取り組みとしては、南アと共同で進められている高地水路計画が挙げられる。上述したほか、詳細は本レポートの6.1.1マイクロエコノミーの項にあるので参照されたい。

(3)民営化及び官民パートナーシップ (PPP) を巡る状況

事業活動に不可欠のサービス業(例:金融サービス、輸送及び電気通信)が多数民営化の対象となり、国有資産の民営化は著しく進展した結果、総体的な投資環境は大きく改善した。2001年末までには30件以上の企業が民営化し、民営化プロセスはまだ継続中である。

レソト政府は電力供給及び通信事業の民間委譲を公約として掲げているが、民間に事業を委ねた後にも、戦略的計画策定と政策機能は保持する予定である。電力部門政策の声明(Power Sector Policy Statement)では広範な政策ガイドラインが示され、特に通信と流通の独占排除、事業コストと設備投資コストを回収できるような価格体系の見直しについて規定されている。

民営化の目的は民間部門の関与による公共事業サービスの改善。しかしながら、現在までの公共事業サービスのカバレッジの低さが地場民間セクター開発の促進と投資誘致においては大きな制約要因となっている。

1995年12月から実施されている「民営化及び民間部門開発プロジェクト」における具体的な目的は以下の通りである。

- (a) 民間資本の導入による金融及び通信部門における事業環境を再構築し、民間の経営手法と競争原理の導入による効率性を改善すること
- (b) 水、及び電力といった分野での顧客基盤の拡大に向けた基本サービスの改良、また、そのサービス改良に伴い、既存インフラの強化と民間参入を促すことで、低コストかつ高品質なサービスを人口の大半に提供すること
- (c) 将来的な公共サービスの発展に向けた規制の枠組みを策定し、その過程では特に関係機関のキャパシティー・ビルディングを支援すること
- (d) 通信分野の自由化や、公共サービス部門及び民営化担当部署 (Privatization Unit: PU) を監督する部門横断的な規制機関を設立すること
- (e) 民営化プログラムへの国内資本の参加を保証・促進するための投資手段を提供すること

2002年時点では、財務・開発計画省によってPPP導入に関する政府の政策策定から手続き上の枠組みを含めた法的措置の策定までを補佐するために、法律、金融及びその他の技術専門家で構成する諮問グループ (Transactions Advisory Consulting Group) を指名するよう国会で決定されている。

6.3.3 通貨及び金融制度

(1) 概況

レソト通貨ロティが引き続き強含みの展開を示しているため、インフレ率は2005年に5%、2006年に5.2%と低率を維持するだろう。独自のインフレ目標は設定していないが、南アフリカ準備銀行 (South African Reserve Bank: SARB) が示した3%から6%の範囲内に収まっている。

通貨政策における最重要課題のひとつは、自国通貨ロティと南アフリカ通貨ランドとを1対1の為替比率で固定した為替相場を堅持することである。外貨準備金の目標額は4億から5億ドルに設定されている。為替市場への介入は、定期的に発生する国際収支の不均衡を是正する目的のみ、行われる。財政的安定は、通貨同盟 (レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランド) の枠組みのもと、域内の為替政策を通じて達成される。金利操作は通常、SARBの方針に従って行なわれる。南部アフリカ関税同盟 (Southern African Customs Union: SACU) により、銀行機関は国債を回収し、ひいては金融の安定性を損なうことなく相当額の資金を民間部門に注ぐことができるのである。

ロティは2005年の平均6.9/\$から7.2/\$位まで推移すると考えられる。SARBが保有する外貨準備金はロティの安定、及び通貨不安定のリスク低減に用いられることもあるだろう。

(2) 銀行セクター

国営レソト銀行は 1999 年に民営化され、2000 年にはレソト農業開発銀行 (Lesotho Agricultural Development Bank) の清算が完了した。レソト中央銀行はとりわけ、外国銀行の参入を促すことで競争力の強化に努めてきた。金融機関法が 1999 年に、中央銀行法が 2000 年にそれぞれ制定され、規制環境が大幅に改善されたにもかかわらず、銀行機関は依然として小規模かつ未成熟であり、また不良債権を抱えていることを受けて、業界の成長は足踏み状態である。エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU) は、「これは無返済の文化により生じた。こうした文化は、政治家がレソト銀行を悪用し、準国営企業が民間部門を締め出した歴史的経緯により生まれたものだ。また潜在的な新規参入者にとっては、商事裁判所が財政難で未処理の案件を大量に抱えているということが懸念材料となっている」としている。国家は産業融資などのサービスを行なう国営開発銀行 2 行を通じて、金融制度に対する関与を積極的に続けている。中央銀行は 2003 年 8 月、農村地域の住民に対する貸付を奨励するため、農業信用保証基金 (Rural Credit Guarantee Fund) を設立した。同国初の南アフリカ国立銀行 (National Bank of South Africa) が 2004 年 10 月、レソトで事業を開始したことを受け、同国の銀行数は 4 行となった。

政府融資制度：レソトは世界市場における同国輸出品の競争力強化を目的として輸出向け融資制度を設けている。同制度には信用保証計画、船積み前信用スキーム、船積み後信用スキーム、リファイナンス、債務保証処理、中央輸出開発基金、投資保証 (Investment Guarantees) などがある。

レソトは、準政府機関であるレソト開発公社 (Lesotho National Development Corporation: LNDC) 及びその姉妹機関であるバソト企業開発公社 (Basotho Enterprises Development Corporation) が地元企業及び外国企業に対する商工業融資を行うという点で、特殊な融資体制を取っている。LNDC は業務範囲を産業用地、工場、訓練助成金及び貸付金融の提供に限定する傾向がある。

(3) 外国為替

レソトの外国為替管理規制は機能しているが、投資家に対する一層の優遇措置が取られてもよいだろう。

レソトでは伝統的な外国為替管理方法が採用されているが、CMA加盟国であるという特徴も備えている。CMAのもと、レソトでは南アフリカ通貨ランドも法定通貨となる。同国における取引の30%近くがランドで行なわれていると思われる。南アフリカと二国間協定が1986年に締結されるなど、CMA規制においてはロティ・ランドの等価交換が義務付けられ、ロティはランドなどの他の外国為替による準備金により発行されなければならない。レソトと南アフリカ間での為替管

理はないが、レトなどのCMA加盟国は、南アフリカの為替管理に劣らず厳正に第三者機関との間で外国為替管理を行なうことに同意している。

中央銀行は外国為替管理の自由化に対して、非常に慎重な姿勢をとっている。同行は現在、国内銀行に外国通貨口座を開設・保有することができるようにとする投資家からの要請を検討中である。同行は既に、個別対応を避け、為替管理が不能となることを懸念して、オフショア口座の開設を要望する輸出業者の要求を却下している。為替管理の完全放棄という大胆な措置は政府当局の発想とはかけ離れている。資本逃避を懸念し、こうした措置によって挫折に至った他国の例を挙げている。

レトは CMA 加盟国であるため、同国の外国為替管理の自由化は南アフリカの緩和政策次第である。レトにとっての現行制度の主なメリットは、南アフリカからレトへの(外国)投資が国内の外国為替管理を受けないことである。レトの居住者は、南アフリカの資本市場で株式借入及び株価調達が可能である。

6.3.4 労務・経営管理

レトの労働者はアジアとの対比で、複数の職務を兼務することなく、負担の軽い業務に従事していることも多く、その生産性は低い²⁰。識字率及び基礎教育については域内標準にあるが、外資系企業が求める高度な技術を擁した商品生産を行うには、必要な周辺産業のみならず、人材も不十分である。

企業のレト進出を妨げる要因の一つとしては労働者の能力不足(特に経営管理能力、技術力)が挙げられる²¹。外国人労働者の雇用については、専門技術や特殊能力を必要とする職務に限り、相応しい能力を持つ自国民がいなければ、雇用省(Ministry of Employment)からの労働許可証と、自治省(Ministry of Home Affairs)からの在住許可証を取得の上、雇用することができる。しかし、労働許可証と在住許可証の取得は煩雑である。

製造業における従業員の職場訓練は不十分であり、縫製など外国人投資家が関心を持ちえる主要産業についても職業訓練教育機関はない。従業員が受ける訓練の多くは OJT による実地訓練のみである。ごく一部の企業が社内研修制度や従業員への動機付けを高めるモチベーション・プログラムを持っているが、企業一般の社会規範にはなっていない。企業の従業員教育への投資を増加させるためには、政策上の支援が必要である。

²⁰ 本報告書のためのバックグラウンドペーパーでは、シャツ製造での「裁断、縫製、縫付」といった業務の生産性は、他国での類似業務と比較した場合に 70%から 33%程度になるとの推計値が報告されている。

²¹ この他、バックグラウンドペーパーでは、海外取引の際のトランザクション・コストの高さ、付加価値税(VAT)の前払いが発生する恐れがある点、通信コストの増加傾向も指摘されている。

労務管理を除き、住民のソト人が管理職を占める割合は非常に低い。わずかな企業が昇進や社内研修と業績とを関連させる人事管理制度を導入しているにすぎず、管理職や技術職は、レトで進出後 10 年以上活動してきた企業においてさえ依然として外国人労働者が大半である。

法律ではすべての雇用主は従業員に法的最低賃金を支払うことを求めている。労働大臣が政府・企業・労働者の代表三者からなる賃金諮問委員会 (Wages Advisory Board) の勧告に従って、毎年法的最低賃金を決定する。労働者の基本的権利を規定する労働法によると、労働時間は最大週 45 時間、最低週 24 時間の休憩、年 12 日間の有給休暇、病気休暇及び祝祭日などが保証されている。残業については、超勤手当が支払われる限り合法である。法律では労災及び業務上疾患に関する補償制度も規定している。危険、あるいは有害な環境下での労働を拒否する従業員の解雇については、労働法上、明確な規定はない。しかし、職場の安全性及び解雇に関する項は、そうした環境下での職務遂行拒否を理由とした解雇が違法であることを示唆している。

政府は労働規範に HIV/AIDS 及び職場関連の規定を盛り込んだ修正法案をまとめ、6 月までには国会に提出している。同修正案は雇用主がいつでも低賃金の非熟練労働者を使用でき、従業員の健康にはあまり配慮がなされていないという労働者側の懸念を反映して修正されたものである。最近の推定では、レトの HIV/AIDS の罹患率は約 30% であり、これは世界でも最も高い部類である。1999 年、政府は HIV/AIDS に対する戦略計画を成立させている。この戦略計画は国民の教育、感染予防、カウンセリング及び治療のニーズそれぞれへの対応を図で表したものである。HIV の高い感染率は衣料産業に従事する労働者を脅かし、いずれ生産性に影響を及ぼすと見込まれ、熟練労働者の大幅減少、欠勤増加などの形で熟練労働者の不足に拍車をかける可能性がある。

7. スワジランド

7.1. マクロ経済、産業、貿易及び投資の動向

7.1.1 マクロ経済

スワジランドのシトレ財務大臣は、2005年3月9日、2005年度(2005年4月～2006年3月)の予算を国会に提出した。同国経済は多くの重要課題に直面しており、また、持続不可能だと本人も強調した財政赤字を抱えている。このために財務大臣には公共事業全般にわたる慎重な財政管理の必要性を強調する以外は道は残されていない状況にある。

2005年度のスワジランド予算の主な特徴は以下の通りである。

- 1) 政府は開発課題の達成に全力で取り組む。
- 2) 貧困緩和が優先課題であり、貧困削減戦略行動計画 (PRSAP) を年度内に実行する。また、全ての政府プロジェクトについて、貧困緩和に果たす役割に関する評価を行う。
- 3) 初の人口・健康調査を年度内に行う。
- 4) 包括的な農業セクター政策及び灌漑政策を策定する。
- 5) 昨今の外国直接投資は主として繊維産業が対象であったが、繊維産業を取り巻く先行き不透明感に基づく現地の原材料に付加価値を与える資源ベース型産業への投資の可能性に注視する。
- 6) 中小企業政策がすでに策定され、内閣の承認待ちである。
- 7) 観光統計改善のため、外国人観光客に関する調査を現在実施中である。
- 8) 財務省はノンバンク(資本市場、保険会社、年金基金等)の活動を規制・監督するための法的枠組を導入しようとしており、これに向けた立法作業が最終段階を迎えている。2005年中には規制機関の設立が望まれる。
- 9) 政府は91日満期短期国債の週次せり売りについてその持続可能性の再検討を行う。
- 10) 税務当局創設に関する法案がまもなく国会に提出され、かかる税務当局の理事及び長官 (commissioner-general) の指名が2005年末までに行われることを期待する。

スワジランドでは、付加価値税 (VAT) の導入が2007年度に予定されている(前年予算においてシトレ財務大臣は、VATを2006年度に導入すると述べていた)。軽車両に課される道路税が2005年4月1日より、5エマランゲーニ(80米セント)から50エマランゲーニ(8米ドル)へと引き上げられ、大型重量車輛に関する新しい道路税は追って発表される予定である。また、道路当局、民間航空局、道路試験センターの設置については前年予算で言及されていたが、引き続き検討を行うほか、個人車両登録に関する調査も引き続き実施する。いずれも、大きな税収源となる可能性を秘めている。政府は、年金受給者の所得減税のためのさらなる税金還付の実施を検討するほか、孤児や低所得層の児童への経済的・物質的援助を目的とした寄付に対する減税措置についても検

討する。財務大臣は税政問題に関する専門的助言を行う税制諮問委員会を正式に設置する法案を、国会に提出する予定である。また 2005 年には、汚職防止部門に対しより大きな職権を与える法案が国会に提出される。さらに、通信・エネルギーに関する規制法案は既に完成しており、国会の承認を待つ状況にある。

スワジランドの実質 GDP 成長は低調であり、消費財の輸入の伸びも鈍いと見込まれるが、干魃の影響を埋め合わせるためには、食料品の輸入が必要となる。また「Lower Usutu 小自作農灌漑プロジェクト(LUSIP)」には資本輸入の増大も必要であるほか、輸入関連の輸送コストが高いこと、観光部門が貧弱なことから、サービス収支では赤字が続くと見込まれる。

2005 年度の歳入及び資金供与の合計額は 52 億エマランゲーニ(8 億 3900 万米ドル)を見込む一方、(借款返済を除く)歳出は 59 億エマランゲーニと見込まれる。推定赤字は 2004 年度の対 GDP 比 3.6%から 2005 年度には同 4.4%、7 億 2600 万エマランゲーニ(1 億 1700 万米ドル)に上昇すると予測されている。2003 年度の実際赤字は 4 億 3400 万エマランゲーニ(対 GDP 比 3%)であった。

表 7.1:主要なマクロ経済データ

	1960s	1970s	1980s	1990s	1998	1999	2000	2001	2002	2003
Population (million)	0.4	0.5	0.7	0.9	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1
Population ages 0-14 (% of total)	44.7	45.7	46.7	43.4	42.6	42.4	42.2	42.2	42.1	42.1
Population ages 15-64 (% of total)	52.5	51.5	50.3	54.0	54.7	54.9	55.0	55.0	55.1	55.1
Population ages 65 and above (% of total)	2.8	2.8	2.9	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8
GDP (constant million 2000 US\$)	304.5	448.5	730.8	1,215.6	1,321.3	1,367.9	1,395.7	1,420.8	1,469.4	1,501.7
GDP growth (annual %)	-	6.4	6.4	3.1	3.2	3.5	2.0	1.8	3.4	2.2
GDP per capita (constant 2000 US\$)	726.6	906.3	1,074.8	1,324.0	1,333.9	1,341.7	1,335.6	1,330.4	1,350.3	1,358.4
Official exchange rate (LCU per US\$, period average)	0.7	0.8	1.9	4.4	5.5	6.1	6.9	8.6	10.5	7.6
Inflation, consumer prices (annual %)	2.7	11.9	14.4	9.5	8.1	6.1	12.2	5.9	12.0	7.3
Money and quasi money (M2) as % of GDP	-	24.2	29.4	26.0	24.4	24.7	22.3	20.0	19.7	20.1
Real interest rate (%)	-	-1.1	4.2	4.0	9.5	7.7	1.5	1.3	5.1	5.1
Foreign direct investment, net inflows (% of GDP)	0.0	4.1	4.4	6.0	11.2	7.3	6.5	3.9	3.8	2.4
Foreign direct investment, net inflows (% of gross capital formation)	0.0	12.7	21.0	27.8	50.2	38.9	35.0	22.9	21.2	12.2
Agriculture, value added (% of GDP)	33.7	31.5	18.6	15.6	16.9	17.0	15.6	14.5	15.7	12.2
Industry, value added (% of GDP)	30.4	26.0	33.6	43.3	44.3	44.0	44.7	46.1	49.8	51.5
Manufacturing, value added (% of GDP)	13.9	18.0	25.2	35.6	36.6	35.7	35.8	38.0	38.5	39.9

Services, etc., value added (% of GDP)	35.6	42.5	47.8	41.1	38.7	39.0	39.7	39.4	34.5	36.2
General government final consumption expenditure (% of GDP)	17.8	19.0	20.8	21.3	24.2	22.2	20.0	18.2	16.6	25.1
Household final consumption expenditure, etc. (% of GDP)	53.2	52.6	68.2	76.2	72.5	77.6	76.8	76.1	74.4	65.7
Final consumption expenditure (% of GDP)	70.9	71.6	89.0	97.6	96.7	99.7	96.8	94.3	91.0	90.8
Gross capital formation (% of GDP)	24.5	28.8	25.0	22.4	22.4	18.7	18.5	16.9	17.9	19.4
Exports of goods and services (% of GDP)	58.3	72.6	70.3	75.8	79.4	73.1	80.5	91.1	90.8	83.5
Imports of goods and services (% of GDP)	53.8	73.0	84.3	95.8	98.5	91.6	95.9	102.3	99.7	93.7
Gross domestic savings (% of GDP)	29.1	28.4	11.0	2.4	3.3	0.3	3.2	5.7	9.0	9.2
Gross capital formation (% of GDP)	24.5	28.8	25.0	22.4	22.4	18.7	18.5	16.9	17.9	19.4
Food exports (% of merchandise exports)	-	-	-	33.6	-	-	33.6	39.3	14.6	-
Food imports (% of merchandise imports)	-	-	-	18.7	-	-	18.7	19.4	20.4	-
Agricultural raw materials exports (% of merchandise exports)	-	-	-	10.7	-	-	10.7	12.2	7.8	-
Agricultural raw materials imports (% of merchandise imports)	-	-	-	2.3	-	-	2.3	2.9	2.5	-
Ores and metals exports (% of merchandise exports)	-	-	-	0.4	-	-	0.4	0.5	0.2	-
Ores and metals imports (% of merchandise imports)	-	-	-	0.8	-	-	0.8	1.2	1.1	-
Fuel exports (% of merchandise exports)	-	-	-	0.7	-	-	0.7	0.9	0.7	-
Fuel imports (% of merchandise imports)	-	-	-	12.6	-	-	12.6	11.4	2.4	-
Manufactures exports (% of merchandise exports)	-	-	-	54.4	-	-	54.4	46.8	76.4	-
Manufactures imports (% of merchandise imports)	-	-	-	64.3	-	-	64.3	64.4	71.9	-
Aid per capita (current US\$)	25.6	47.1	52.4	47.3	35.1	28.4	12.6	27.4	20.7	24.5
Total debt service (% of exports of goods and services)	-	2.1	6.6	2.6	2.4	3.1	2.8	2.2	1.7	1.6
Total reserves in months of imports	-	3.2	2.4	2.8	3.0	3.4	2.9	2.3	2.6	1.8

出所: World Bank (2005), *World Development Indicators: 2005*

7.1.2 産業

レソトと同様、スワジランドも、南アフリカ共和国の領土内に島のように浮かぶ小国である。南部アフリカ関税同盟 (SACU) の加盟国として、同国の通貨は、南アフリカの通貨とリンクしており、スワジランドは通関手続及び関税徴収を南アフリカに委託している。産業、市場、技術及び資本、雇用機会及び経済情勢も、南アフリカ経済と密接に関連している。南アフリカがアパルトヘイト時代に経済

制裁を受けていた時、外資系企業及び南ア企業が同国に立地し、南ア市場と国際市場をつなぐ窓口機能を果たしていた。したがって、レソトの産業構造は、域内他国と当然異なっている。

主要産業は、鉱業及び製造業であり、GDP の 50%を占めている(2002 年には製造業が 38%)。また、南部アフリカ地域の基幹産業である農業は、16%にすぎない。鉱工業の割合も農業の割合も 1990 年代初頭以降上昇しているが、域内他国で拡大しているサービス業は 35%にとどまっている。

人口わずか 110 万人のスワジランドの農業は輸出志向が強く、労働者 1 人当たりの付加価値が 2000 ドル弱であり、この地域においては突出した数値を誇る(この地域の主導的国家である南アフリカの 50%)。スワジランドの主要産品は、果物(主として、オレンジ、グレープフルーツ、シトロン等の柑橘類)、サトウキビ、綿花、酪農品・畜産品、林産物、その他の農産物である。鉱工業の柱である製造業は、上記の農産物及び林産物の加工を中心としており、ヨーロッパ及び南アを含めた南部アフリカ諸国への輸出向けに缶詰、瓶詰、フルーツジュース、ジャム、白糖、パルプ、木製品等を生産している。他産業に関しては、アジア系企業が、南アフリカ向け製品の生産、繊維工業の再活性化に加え、AGOA を利用することによって米国市場へのアクセスをねらう新規事業に乗り出している。

サービス業については、観光が貴重な外貨収入源(3000 万ドル、観光客は 25 万人)であるが、同国の国土の狭さから、多くの観光客が、南アとあわせて訪問している。当該セクターの発展は、南アフリカの観光産業の成長と結びついている。

7.1.3 貿易及び投資

(1) 貿易

スワジランド経済は輸出志向型であり、輸出額が GDP の 70%を占める。主な輸出品は、濃縮飲料、砂糖、無漂白クラフトパルプ、冷蔵庫、柑橘類及び織物である。スワジランドは、アフリカ最大の濃縮飲料供給国である。主な輸入品は、食品及び生きた動物、非食用素材、製造材料ならびに機械及び設備である。Maloma Colliery 鉄道やスワジランド鉄道の修繕、Lower Usutu 小自作農灌漑プロジェクトなどの公共事業に対する資本財輸入が必要とされるのに伴い、輸入額は増加傾向にある。また、同国は干ばつのために国際機関からの食品輸入に頼らざるを得ない。輸入関連の高い輸送コスト及び脆弱な観光セクターのため、サービス収支の赤字が継続するものと見られている。

最も重要な貿易相手は、南アフリカ共和国、米国、極東、モザンビーク、ジンバブエ、EU 及び英国である。スワジランドは、ランド通貨圏(RMA)、コトヌ協定の加盟国であり、一般特惠関税制度、及び AGOA の適用国である。

表 7.2:貿易動向と主要貿易相手国

(100 万ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
Export (US\$ million)	1,080	1,006	1,124	1,176	1,078
Import (US\$ million)	1,339	1,260	1,338	1,321	1,183
Main trading partners (E million)					
Export					
South Africa	3,462.6	4,067.9	3,711.7	6,370.7	n.a.
United States	277.8	195.4	550.2	457.7	n.a.
Mozambique	583.0	208.7	387.2	406.2	n.a.
Import					
South Africa	5,365.1	6,305.4	7,380.2	7,943.6	n.a.
Japan	101.7	124.3	40.6	71.7	n.a.
United Kingdom	92.7	78.3	239.8	16.1	n.a.

出所: World Bank, *World Development Indicators*; Statistical Office of Swaziland, Department of Customs and Excise.

(2) 外国直接投資

南アフリカの投資は、これまで一貫してスワジランドへの FDI の 45%前後を占めてきた。残り 55%のうち最大の構成比率を占めるのが英国系企業であり、台湾がそれに続いている。米国、デンマーク、オランダ及びドイツも進出している。

表 7.3:FDI 流入

(100 万ドル)

1998	1999	2000	2001	2002	2003
108.8	100.3	90.6	51.4	47.5	43.5

出所: UNCTAD, FDI On-line.

産業セクター

製造部門が FDI の約 65%を占めている。雇用主としての製造部門は、農業に次いで 2 位であり、労働人口の 26%に職を提供している。スワジランドで製造される品の大部分が南アフリカに輸出されている。

企業

2003 年度には合計 18 の新規企業がスワジランドでの業務を始めたが、2004 年 11 月から 2005 年 6 月までの間に更に 4 社が新たに開業すると予想されている。これは、7 億エマランゲーニを超える

投資、18,000 人分の雇用に相当する。また、1998 年から 2003 年までの間には 33 の外国企業がスワジランドで新規に事業を開始した。これは、5 億 3500 万エマランゲーニの投資、28,103 人分の新規雇用に相当する。

スワジ投資促進公社(SIPA)は、2002 年度に以下の FDI 企業の誘致に成功している。

企業	立地	雇用者数
Texray (Indonesia)	Matsapha	2,000 Swazis
Taitex (Taiwan)	Matsapha	1,500 Swazis
Ho Enterprises (Taiwan/SA)-Expansion	Matsapha	1,000 Swazis
Sharp Knitting (Taiwan)	Matsapha	560 Swazis
First Garments (Taiwan)	Matsapha	1,000 Swazis
Shirley Garments (Taiwan/SA)	Matsapha	400 Swazis
Shu-Li Garments (Taiwan)	Matsapha	260 Swazis
Sun Tylon (Taiwan)	Matsapha	2,500 Swazis
Unique Garments (Taiwan)	Matsapha	700 Swazis
Transvaal Clothing (SA)	Matsapha	320 Swazis
Perkasak LDA (Portugal)	Matsapha	30 Swazis

出所: Swazi Investment Promotion Authority (SIPA)

また、SIPA は昨年度にスワジランド国内での操業を開始した以下の FDI 企業の業務拡張に対して好影響を与えることにも成功している。

- Leo Textile limited (台湾/SA) - 150 人分の追加雇用。
- Zheng Yong Garments (台湾) - 1,700 人分の追加雇用

1938 年以来南アフリカで高品質の菓子製品を製造してきた世界的に有名な企業キャドバリー (Cadbury) が Matsapha で Candy World 工場の試運転の行われた 1989 年にスワジランドでの操業を開始した。同事業はいくつかの業務拡張プロジェクトを何年にも亘って展開して急成長し、同国の最も成功している投資対象企業のひとつとなっている。同工場の大規模な増築が行われ、生産高が事実上倍増した 1992 年、社名がキャドバリー・スワジランドへと変更された。市場の需要を満たすための 2 つの主要ブランドの生産高増大に備えるべく、1、250 万エマランゲーニの投資を伴う大規模な増築プロジェクトが 1996 年に完了し、増築部分の試運転が行われた。同社は現地精製砂糖の主要な買い手であり、350 名の常勤スタッフを雇っているほか、ピーク期にはそれに加えて季節従業員を雇用している。工場は、1 日 24 時間、週 5 日、3 シフト制で操業している。

FDIによる雇用創出

過去 17 年間に、スワジランド産業開発公社(SIDC)は、170 件以上プロジェクトに対して総額 9 億 8,100 万エマランゲーニ以上を融資した。これらのプロジェクトに対する企業側の投資額は、3 億 4,100 万エマランゲーニ以上にのぼっている。投資対象は、同国全域にわたる製造業、鉱業、農業ビジネス、観光、商業、サービス業の各セクターである。これらを通じて 15,000 の雇用が創出されている。

7.2. FDI 促進に係る諸政策

7.2.1 産業政策及び開発計画

スワジランドは人口が少なく、経済規模が小さいため、政府は民間資金調達を補完するため合理的で効率的な政府支出を重要視している。また、国内資本が非常に少なく、強力な経済基盤の構築には国外投資の誘致が欠かせないことから、ハード(インフラ建設)及びソフト(長期的な低利融資や出資)との両面で、新規プロジェクトへのサポートがなされている。

7.2.2 FDI 促進政策

スワジランド政府が採用している投資推進戦略に沿って、企業雇用省産業課は、UNIDO に対して、産業開発政策を策定するにあたっての技術的援助を求めている。産業開発政策がひとたび公表されれば、可能性を引き出す環境づくり、市場へのアクセス、高い付加価値、技術移転、技能開発、他企業との連携を含め、産業化に関係のある諸問題に対処することになる。

政府の開発努力を補完するため、国王ソブーザ(Sobhuza)2 世による設立勅許状を通じて、1968 年に Tibiyo Taka Ngwane が設立された。その後 Tibiyo は飛躍的に拡大し、内部資金源のみを通じて資金調達を行うことが可能になっている。Tibiyo は、鉱業、製造業、不動産、金融、農業、観光、運輸等を含む約 30 の広範な出資先から成るポートフォリオを有している。

Tibiyo は主に、株式持分の取得や、また時にはプロジェクトの総コストの 50%以内の株主融資を通じて、国内外のテクニカルパートナーとの大規模なジョイントベンチャーに出資している。Tibiyo の株式保有比率は通例 25～50%であり、テクニカルパートナーはマネジメントを行うことを期待される。

スワジランドにおける投資機会は、主として同国の天然資源(農業資源及び鉱物資源)の加工に見

出されている。砂糖は広大なさとうきび畑から生産されるが、菓子製造にも利用可能である。タバコ、パイナップル及び野菜が、現在缶詰にされているが、これらの作物には、更なる加工の余地がある。また、鉱物資源に関しては、カオリン(陶土)や石灰石が陶磁器、紙、製薬、ガラスを生産するために利用することが可能であり、石炭を加工して化学製品やセメントや肥料をつくることも可能である。スワジランドが持つ観光セクターの潜在能力を更に伸ばす好機も存在している。

(1) 民営化

スワジランドでは、国営企業の民営化が一つの 이슈となつている。主要な国営企業が民営化のターゲットとされ、外国人投資家にとっては、ジョイントベンチャーのチャンスがもたらされている。スワジ郵便通信公社(SPTC)は、そうした民営化可能性のある国営企業の一つである。しかし、2004年12月現在、スワジランド政府は、保険、電話、水道及び電気の各分野で独占を維持している。民営化された国営企業には、スワジランド酪農庁や、南アフリカ航空とジョイントベンチャーを組んで Swazi AirlinK を誕生させたロイヤル・スワジ航空が含まれる。そもそもスワジランドは、競合し合う多くの企業を国営企業として支えるのに十分に大きな国ではない。

内閣はスワジランド電力公社及びスワジランド鉄道の民営化政策を承認済みであり、両公社に関する業界規制機関の設置や事業権契約の作成についての協議が進められているところである。しかし、政治的コミットメントが低いため、実際の売却に向けての進捗は遅い。

(2) 産業部門及び地区に係る制限又は特別規定

いかなるプロジェクトについても、その開始前に環境アセスメント(EIA)を行うことが義務付けられている。これは、スワジランド環境庁(SEA)の主導で行われている。EIA プロセスは、事実上、環境問題を回避することをねらいとする意思決定ツールであり、スワジランド環境法により法的に要求されるものである。

(3) 現地調達比率

スワジランド輸出当局は、輸出業者が製品に「スワジランド製」とラベル表示しようとする場合、同業者が取り扱う製品の現地調達比率は最低 25 パーセントでなければならない定めている。しかし、この判断は難しい場合が多く、ケースバイケース行われているようである。

(4) 輸出義務

財務省からの輸出許可の入手が義務付けられている。輸出許可は、委託方式でおこなわれることもあ

ば、年間輸出限度方式であり、最終仕向地が SACU 域外である輸出品の場合には、為替管理申告書様式 F178 を添付した通関申告書が、スワジランドからの輸出より前に税関に提出されなければならない。

SACU 域内に輸出される物品の場合には、税関様式 B (Customs Form B) に必要事項を記入し、輸出先における税関に同様式を提出しなければならない。物品が EU 加盟国に輸出される場合には、関税局によって発行される「EUR1 移動証明書」によって原産地が証明されなければならない。

スワジランドの輸出業者が PTA (東南部アフリカ特恵貿易地域) における関税制度上の優遇措置を利用するには、PTA 原産地証明書も必要である。この証明書は、企業及び雇用省から入手することができる。

輸出品の仕向先に応じて、その他の様々な特恵待遇及び要求がある。輸出に関して発生する必要な支出については、中央銀行から承認を得ることができる。輸出代金が国外に送金される旨の申告を商業銀行を通じて行い、税関当局又は郵便当局に提出することが必要である。

7.3. FDI に対するインセンティブ及び障害

7.3.1 FDI 促進体制

(1) 投資促進機関

スワジランド投資促進庁 (SIPA)

スワジランド投資促進庁 (SIPA) は、スワジランド国内における投資の促進及び雇用創出を担当している。

SIPA は、1998 年スワジランド投資促進法 (Swaziland Investment Promotion Act) に基づいて創設され、同年 4 月に正式に業務を開始した。SIPA は EU からの援助を受けてスワジランド政府が 100% 出資しているカテゴリー A の公共企業であり、外国直接投資 (FDI) 部、中小企業開発 (SME) 部、及び投資家支援アフターケア (Investor Facilitation and Aftercare) 部から構成されている。

SIPA は、その投資促進及びマーケティング活動にあたって、大学卒業者に雇用機会を提供し技術移転をより活発にさせるような、より多額の投資を誘致するため、投資対象セクターと投資家市場 (資金源) の両方において多様化を開始した。投資促進対象セクターは製薬、情報技術・電気通

信(ITC)、皮細工、食品加工、材木加工、鋳業、構成部品の製造・組立、軽工業等である。この中で、皮細工、製菓、鋳業、コールセンター(ITC)、食品加工においては、投資に対する関心が高まっており、投資家からの問い合わせが増大しているという点で、大きな成功が見られている。

提供される情報は、基本的なコスト要素、設備及び労働力の入手可能性及びコスト、輸送コスト等である。また、事業者の登録及び免許下付、就業許可及び居住許可、工場建屋及び利用可能な工場用地に関する情報も提供されている。これに関連して、「SIPA マーケティングの手引き」(SIPA Marketing Brochure)や「スワジランドでの投資に関するガイドブック」(Guide to Investing in Swaziland Handbook)が作成され、潜在的な投資家に配布されている。

企業に対する投資機会の紹介は、セミナー形式、あるいは、直接ターゲティングに基づく「1対1」方式により行われている。最近では、マーケティングのための訪問活動が台北、モーリシャス、南ア、インドネシア、イタリア、中国で行われた。

投資家支援アフターケア部は以下のサービスを提供している。まず、あらゆる潜在的投資家へのSIPA 事務所における投資情報の提供として、以下のサービスが提供されている。

- 投資家に代わって就労許可や居住許可を申請・取得(現在、1ヶ月未満で完了する)
- 新規ビジネスベンチャーの登録及び免許取得
- 投資家に代わり工場建屋の同定及び取得
- 投資家に代わり機械設備の通関をサポート
- 投資家に代わりユーティリティサービスを提供

投資家アフターケアプログラムの一環として、同部は、外資系進出企業をスワジランド国内にとどまらせるべく、それらの企業を訪問し、直面している困難の解決に向けたサポートを提供している。

また、SIPA の提供する投資家支援サービスは、スワジランド国内で事業を立ち上げることに決めた国内外の直接投資家に対し投資情報やサポートのための総合的サービスを提供することを目的としている。

(2)輸出加工区 (EPZ)

製造業者に対して免税待遇(DFS)を提供するというスワジランドの計画では、EPZ 参加企業に適用される低い法人税率は別として、モーリシャスのような国において EPZ が与えているのと同じ租税特典が与えられることとなる。

(3)FDI 誘致のためのインセンティブ

免税 / タックス・ホリデー

2003 年 7 月 1 日に発効した新所得税法は、一般に幾分厳しい内容であるとみなされている。同法は、住居、車、教育及びユーティリティを含め、従業員が受け取る一切の給付について課税することを定めている。この所税は当初、給付価額の 20%に適用され、その後、特定の種類の給付については、5 年間にわたって徐々に 100%にまで引き上げられる。

2001 / 02 年度に法人税率が 37.5%から一律 30%へと引き下げられ、スワジランドの法人税率の水準が他の SADC 加盟国と並になったことで、スワジランドの競争力は高められた。そのほかの変更点としては、ロイヤルティや非居住者の経営管理報酬に対する 15%の源泉徴収税、居住者に支払われる利子に対する 10%の源泉徴収税等がある。また、今後予定されている変更としては、国営企業、スワジランドで農業を営む者、その他の非課税事業体を課税の対象とするというものがある。

所得を生み出す過程において発生したとみなされる費用は、それが資本ではなく経常費用としての性質を有する場合、課税控除項目となり得る。

企業や自営業者を対象にした予定納税制度もある。スワジランドの課税年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までである。税務申告を完了すべき期間として、個人には 30 日、企業には 4 ケ月の期間が与えられている。

歳入庁 (Revenue Authority) の創設が現在提案されているが、歳入庁が創設されれば、税務・関税省 (Department of Taxes and Customs) が歳入庁の傘下に置かれることになる。

売上税は、ほとんどの財・サービスについて納付が義務づけられており、食品を除く輸入品に対しては通関手続地において課税される。14%の比例税率が適用されるが、タバコ製品やアルコール飲料などの奢侈品は 25%の税率で課税される。税の抜け穴をふさぐとともに、より多くのサービスへの課税によって税収増加を図るため、2006 / 7 年度の売上税改正法施行に伴い付加価値税によって売上税を代替することが企図されている。

関税及び通関

SACU 加盟国として、スワジランドの関税実施当局は、他の SACU 加盟国(ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ)において適用されているのと同じ法律、規制、関税、手続きを、物品の輸出入及び通過に関して使用する義務がある。

南アフリカは、他の SACU 加盟国が承認のうえ実施に移すべき財政政策を策定する権限を有しているが、世界税関機構(WCO)の加盟国でもある。そのため、南アフリカはWCOが採択したすべての決議を同国の国内で採用すべき責任を負っている。それゆえ、同国によるWCO諸条約の実施は、他のSACU加盟国がWCOに加盟しているか否かにかかわらず、SACU全域に自動的に適用される。

関税及び通関のインセンティブは以下のとおりである。

- 工場用機械:CKD(complete knocked down)の形であれSKD(semi knocked down)の形であれ工場に設置すべき固定設備や機械のほとんどは、売上税が非課税となるほか、関税の適用を受けずにスワジランドに輸入することができる。但し、それらの物品のスペアパーツは、この租税特典から除外される。
- 原材料:(関税実施当局)局長によって承認された原材料も、売上税の納付なしに輸入することができる。但し、当該物品又はその部品が完成品の不可欠な一部分を成すような製造工程において、登録を受けている製造業者によりスワジランド国内で使用されるべきものである場合に限る。
- 小規模な貿易業者:スワジランドでは、小規模貿易業者が貿易業界の大部分を占める。売上税法は、有効な貿易免許が提出されること及び手荷物申告書に必要事項が記入されることを条件として、貿易業者1社当たり1日に1,000エマランゲーニ相当の非課税輸入が許されることを定めている。
- 輸出推進(割戻し項目470.03):SACU関税表別表4の割戻し項目470.03の規定に基づき、輸出市場を拡大するための優遇措置が、現地の製造業者に適用される。この割戻し項目は、輸出市場向け物品の加工または製造のみに使用するために輸入された原材料又は構成装置に対する関税の全額割戻しを定めている。

(4)FDI誘致における阻害要因

所得税法の改正により、スワジランドにおける商業活動は課税の対象となり、同国内で事業を営む外国企業の支店には37.5%の支店収益税が課せられることとなる。また、所得税法改正により、1万エマランゲーニから3万エマランゲーニへの上限引上げを含めた最終利益(terminal benefits)の非課税枠見直しが行われる。

新規の製造業者に適用される5年間の免税が段階的に廃止されているところであり、従業員教育控除も廃止される予定である。これら2つの租税特典は、新規投資の促進や労働者の能力向上に寄与しないという根拠で広く批判されているものである。外国人雇用者に契約終了時に支払われ

る 25%非課税手当金も廃止される見通しである。

7.3.2 インフラ

(1)基本情報

公共事業運輸省 (Ministry of Public Works and Transport) が、道路網、官公署、住宅、道路輸送、民間航空、鉄道を管轄している。

スワジランドの道路システムはよく整備され、国内の主要都市には舗装幹線道路で容易にアクセスが可能となっているほか、全国の道路網が工業地域も行政地域も結んでおり、南アフリカやモザンビークなど近隣国にもつながっている。空路では、スワジランド政府と Airlink South Africa が合弁(出資比率 60 対 40)で設立した国有航空会”Airlink Swaziland”がマトゥサファとヨハネスブルグ間を 1 日 4 便就航し、ヨハネスブルグから世界の主要目的地への国際長距離線に接続している。鉄道は、スワジランドの主要な工業中心地とモザンビークや南アフリカとをつなぐ貨物輸送サービスを提供している。鉄道システムは、スワジランドの輸出入品を輸送するうえで不可欠な手段であり、1 年に約 450 万トンの貨物を輸送している。マトゥサファ工業団地(Matsapha Industrial Site)に設置された内陸の税関仮置場は、通常、海港で必要となるサービス全てを提供するドライポートである。

スワジランド電力公社(SEB)が、国内で独占的に電力を供給する事業者であり、そのシェアは約 95%に達する。政府によって規制されている SEB の電気料金は、原価スライド方式である。しかし、エネルギー使用量の多い需要者には、交渉に基づく料金率が適用されることもある。スワジランド水道公社(Swaziland Water Services Corporation = SWSC)は、都市部で消費される水の 85%前後を供給している。都市部の住宅街でも工業サイトでも水の利用は容易である。灌漑を伴う農業が、最も多くの水を消費する部門である。水資源の更なる開発が進めば、灌漑対象エリアが増加する可能性がある。SWSC は、将来にわたる水需要を満たすとともに、十分な上下水道サービスを提供すべく、多くのプロジェクトに従事している。スワジランドでも事業展開を図っている国際的な石油会社はマトゥサファでガソリン、ディーゼル油、石油、ガスの備蓄場を運営している。

通信分野では、ISDN を含むデジタル通信網を有している。銅線はサービス向上のために光ファイバーへと変更されており、ISDN サービス、データ回線、高速インターネット接続等、親交換機(parent switch)で利用可能なすべてのサービスが提供可能になっている。光ファイバー回線は 14 地域で敷設されている。現在、MTN 社による携帯電話サービスは 60 以上の基地局を設置することにより、サービス提供エリアが国土面積の 77%を超えるまでに至っているが、今年度には 82%超にまで拡張する見通しである。

(2)地域プログラム

SADC 域内では、回廊計画にかかる地域輸送路の修繕と拡充が優先分野となっている。スワジランドを含む 3 カ国(他は、モザンビーク、南ア)政府が関与する主な開発プロジェクトは以下の3つである。

- 1) ルボンボ空間開発プロジェクト(Lubombo Spatial Development Initiative = LSDI) - スワジランド東部、モザンビーク国マプト州の南部、南アフリカ・クワズール・ナタールの北東部が対象。
- 2) マプト開発コリドー (Maputo Development Corridor = MDC) - 南アフリカの経済の中心地域であるハウテン州と、ハウテンに最も近い港市であるモザンビークのマプト市や、スワジランドの北部に位置する Hhohho 地区とをつなぐ。
- 3) 観光生物多様性コリドー (Tourism Biodiversity Corridor = STBC) - 南アフリカ・ムプマランガ州の南東部、Bulembu や Piggs Peak や Motshane を取り巻く Hhohho 地区、モザンビークの東部にまたがる。

SEB は、スワジランドと近隣諸国とをつなぐ 400 kV の送電線の敷設に多額の投資をしてきた。この送電線は、モザンビークの EDM とスワジランドの SEB と南アフリカのエスコムとの間で 3 分の 1 ずつの均等出資により設立された MOTRACO という合併会社が所有する多国間共有資産である。5,400MVA という送電能力は、電力需要量をまかなうに十分であり、また、この送電能力は、現行レートで 20 年以上続くこともあり得る。

(3)民営化及び官民パートナーシップ (PPP) を巡る状況

国家輸送戦略(National Transport Strategy = NTS)の中で、道路部門に関する政策・戦略の柱は、公共事業運輸省(MPWT)の能力強化、制度面での環境改善、道路開発のための新しい資金調達メカニズムの構築とされている。ここで重要なのは、こうした道路政策が、民間セクターの参画を促す環境整備、民間セクターからの融資や投資の誘致、民間セクターとのパートナーシップ、そして道路の運営に対する利害関係者の参加の奨励といった課題に取り組むものであるという点である。

電力セクターの民営化はある程度進んでいる。電力公社を会社組織にするのを容易にするための新しい電力法が、具体化の段階にある。SEB は既に改組され、事業の商業化に備えて業務活動の囲い込み(ring-fence)がなされている。

PPP の概念は産業クラスターとともにスワジランドでは、十分に浸透していない。しかし、各種発言

などによれば、政府が今後、官民パートナーシップを優先課題として設定しようとしているとすることができる。例えば、国王ムスワティ3世は、2005年2月の国会開会にあたっての演説の中で、政府は民間部門の参加を拡大するつもりだと述べ、官民パートナーシップを通じて今年度に行われる新規の民間部門プロジェクトのために政府が10億エマランゲーニを用意する必要があるとも、発表した。政府は、なかでも、ホステル(hostel)等の建設のための官民パートナーシップスキームを構築するのにスワジランド住宅公社(Swaziland National Housing Board)に資金を配分する予定である。

7.3.3 通貨及び金融制度

(1)概況

スワジランドは今後も共通通貨圏に留まることが予想されるため、同国通貨エマランゲーニは、南アフリカ通貨ランドにリンクされる。ランドは、金及びプラチナの価格上昇、米ドルの相対的下落、ならびに実質金利の上昇によって今のところ強含みに推移しているが、各国が外貨準備高として保有しているランドの通貨量が少ないこと、外国直接投資の流入が乏しいこと、貿易相手国と比較してインフレ率が高いことを背景として、ランド安に転じると予想される。

スワジランドのインフレは、南アフリカのインフレと連動する。すなわち、スワジランドのインフレ率は2005年度、南アにおいて予想されるインフレ率を若干下回る4.5%と予想される。

通貨政策は、南アフリカ準備銀行(SARB)が3~6%と設定しているインフレ目標に焦点を合わせている。2004年の平均インフレ率は4.3%であった。2005年以降は、ランド高を背景とする石油、食品その他の輸入品の値下がりにより、平均インフレ率は目標幅の下半分で推移する模様である。

南アフリカ内の労働組合員や労働者が、同国の国際競争力低下と失業増大を解決するためランドの競争力を高める(すなわち、ランドの平価引き下げをする)よう同国政府に求めていることから、為替相場を引き続き注視する必要がある。長期的にはランドの価値は低下すると経済ファンダメンタルズから判断できるが、少なくとも一時的には、金属の国際価格の上昇、Barclays Bank によるAmalgamated Banks of South Africaの買収等を反映して、外貨準備高としてのランド保有高は増大すると見込まれる。このことは外国為替市場の安定化に寄与するであろう。ランドの対米為替相場は2005年の1米ドル=6.20ランドから2006年には1米ドル=6.90ランドへと上昇するものと予想される²²。

²² EIU レポート(2005年1月)における予測。

(2)銀行セクター

製品市場及び金融市場における金融資源の比較的自由な流れを政策、より正確に言えば政策の下部構造、が支えてはいるが、スワジランド国内の資本市場は、効率性という観点から見ると、依然として初期段階にある。同国の金融市場は、南アフリカの金融市場と密接に結びついており、南アフリカの金融市場の条件に概ね類似した条件のもとで機能している。金融市場のうち外国投資が優勢であるセクターにおける信用は、市場の条件に沿って割当てられる。国内外の投資家間で差別があるとすれば、外国人投資家が優遇される傾向にある。商業銀行は市場条件に沿って信用を供与するが、CMAの規則では、スワジランドの事業者以外の事業者による国内借入資本の調達が禁じられている(但し、外国企業が中央銀行に特例を申請することができる。)。この制限は、これまではスワジランドへの外国資本の流入を著しく妨げることはなかったが、この地域外の国が外国企業にとってより魅力的な投資環境を整備するにつれ、スワジランドの投資環境を次第に悪化させる可能性もある。

中央銀行は、輸出信用保証制度、小規模事業者貸付保証制度(、公共事業者貸付保証基金(Public Enterprise Loan Guarantee Fund)という3つの貸付制度を運営している。

スワジランドには、First National Bank、Nedbank Swaziland、Standard Bank Swaziland、SwaziBankと、商業銀行が4行ある。いずれの商業銀行も、支店を通じて全国展開をしており、個人向けサービスと法人向けサービスとの両方を提供している。スワジランド住宅金融組合は抵当ローンを取り扱っており(抵当ローンは同組合の貸付ポートフォリオのほぼ60%を占める)、また、同組合では、普通預金口座や投資口座を開設することもできる。

SIDCは、民間部門プロジェクトへの投入のために国内外の諸資源を集めることを目的として1986年に設立された民間の開発融資会社である。SIDCは、長期ローンの提供、資本参加、資産リースを通じたベンチャーファイナンス活動を行っている。また、同社は、現地の投資ファイナンス事業体(investment finance entities)との合併を希望する潜在的な外国投資家との連絡窓口としても機能している。

(3)株式市場

スワジランドの株式市場は未成熟であり、多額のポートフォリオ投資を誘致するには規模も小さい。同国の株式市場は、多額のポートフォリオ投資の誘致というよりむしろ、長期的にスワジランド企業に資本参加する機会を提供することを目的として機能している。

(4)外国為替

外国投資が政府政策によって奨励されているため、非居住者による資本の流入は歓迎されている。発生した利子配当及び収益といった収入の国外送金に不便が生じないよう、CMA 域外から同国への資本移転はすべて、中央銀行の事前承認を義務付けている。中央銀行は、純粋な投資活動に対しては必ず承認を与えるが、苛立たしいお役所的な手続きの遅れは恒常的である。12ヶ月間で総額 10 万エマランゲーニを超える資本を社債・株式等の発行によってスワジランド国内で調達する場合、承認が必要である。関係書類を添付した申請書はスワジランド国内の銀行を通じて提出されたのち、中央銀行が検討する。

6.3.4 労務・経営管理

スワジランドでは労働人口の 40%が、失業者または不完全就業者である。約 30 万人が、所得を生み出す何らかの経済活動に従事している。熟練労働者が各専門分野で不足しているために、国外から派遣された技術者、会計士、エンジニアに大きく依存しているというのが現状である。人材育成コストの 150%にあたる税の割戻し制度があるが、育成コスト税控除は廃止される予定である。

スワジランド政府は厳格な自国民優先雇用政策をとっており、職務に適したスワジランド人がひとりもない場合でなければ国外からの派遣者が該当ポストに就くことはできない。スワジランド国内で就労する外国人は皆、労働許可及び居住許可が必要である。労働許可や居住許可の申請にあたり、外国人駐在員はその手続きの煩雑さや遅さに強い不満を持っている。同国の商工会議所は手続きの簡略化を含む法改正政府に提案しているが、長年にわたってスワジランドに住み、就業している外国人は、新法導入で労働・居住許可の定期的更新が必要となることを不安視している。

賃金については、産業毎の最低賃金の設定にあたる賃金協議会がある。協議会は、雇用者側代表者、被雇用者側代表者及び政府代表者から構成されている。遂行する職種に応じた物価スライド制の最低賃金の設定が、法律上義務づけられており、その水準は、適正な生活水準を労働者とその家族に与えるものとされている。12時間勤務を1シフトとして1週間に最高6シフト勤務する警備員を除き、各産業セクターでは労使各々の代表者と政府代表者が、週最高 48 時間を就業時間の上限と定めている。週当たり 1 日の休日が、法律によりすべての労働者に保証されている。最低 12 日の年次休暇が、大半の労働者に与えられる。労働者の不当解雇に対する救済措置に関しても広範な法規定がある。不当な事業所閉鎖を行った雇用主に適用される罰則も規程されている。

労働者の健康及び安全が法律で保障されている。近年の工業生産高増大によって、政府は労働者の安全問題についてより多くの措置を講ずる必要が出てきた。しかしながら、職員不足を理由に、労働基準監督局(Labor Commissioner's office)は近年保安検査をほとんど実施していない。労働

者は、雇用の継続を危うくすることなく危険な労働環境での就業を拒否できる、正式な法的権利を有していない。また団体協約においてもこの点は取り上げられていない。

スワジランド人の HIV/AIDS 感染率は 38%と世界で最も高水準にあり、雇用主にとっても深刻な経営問題となっている。

8. セイシェル

8.1. マクロ経済、産業、貿易および投資の動向

8.1.1 マクロ経済

セイシェルは国土総面積が約 455 km²の、インド洋に浮かぶ島国である。セイシェルの経済発展は 1970 年代以降、特に 1971 年の国際空港の開港、およびそれに続く観光産業の成長に引き続いて実現したものである。観光はその後経済のきわめて重要な柱であり続け、大きな雇用創出源かつ外貨獲得源として、農業に取って代わった。依然として観光業を産業の柱としつつも、経済多角化の努力が進められた結果、1990 年代末には製造業の発展、とりわけ輸出向けツナ缶製造業が発達した。最近では、金融サービス部門の発展も見られる。

セイシェルは社会主義を基本としており、SPPF(セイシェル人民進歩党)の掲げる理想は同国の経済と社会の全般に浸透している。政府は一貫して、教育と医療の無償化といった社会福祉を重要課題と位置づけてきており、この結果、高い識字率、驚くほど低い乳幼児死亡率、および高い住宅供給率などを実現した。セイシェルは、男女平等の点で世界でもトップ 10 の国に入っている。財政赤字の拡大や外国投資誘致の不調などから、1990 年代末には著しい外貨不足が発生し、企業と個人の両方に悪影響を及ぼすまでになった。その後は政府支出の大幅抑制がはかられたが、このときマクロ経済の根底的な変革が行われることはなかった。これは、政府がそうした変革を行うことをよしとしなかったことによる。セイシェルの観測を続けるエコノミストは、同国政府が社会主義色の強かった以前の体制を脱し、自由市場経済に移行しつつあると指摘しているが、それでも政府統制が厳しく行われている経済分野が依然としていくつか存在する。

2004 年 10 月、IMF はセイシェルの財政状況に関するレポートを発表した。政府の政策のなかでは、固定相場制、外国為替規制・外貨割当制度、価格統制、セイシェル・マーケティング・ボードによる主要消費財の輸入販売の独占、東海岸土地開墾計画(the East Coast Land Reclamation Program)等の巨大資本プロジェクト、ならびに公営住宅への助成金などが目立つ。対外経常収支、財政とも巨額の赤字を抱えており、これらは対外債務、および国内債務(滞納含む)によって補填されている状態である。対外債務と国内債務の合計は、2001 年末時点で GDP の 200%以上に達している。

セイシェルの金融システムおよびその規制の運用については、マクロ経済の文脈において見る必要がある。実際には、財政赤字の補填が正しく行われていることを確認すべく、中央銀行と財務省および計画省が密接な連携を行っている一方、商業銀行は政府預り金の仲介や政府発行有価証券の買入れを行っている。2001 年末時点における銀行業全体の総資産は、その大半が政府発行有価証券または公共セクター向け融資であり、民間セクターに対する融資は総資産のわずか 17%

にとどまった。またセイシェルは、COMESA(東南部アフリカ共同市場)に対するコミットメント、および域内貿易・投資の自由化イニシアチブの実施を再確認している一方で、SADC(南部アフリカ開発共同体)については加盟費の金銭的負担が大きいこと、また加盟による恩恵を期待したほど得られなかったことを理由に、すでに脱退している。ただし経済が現状より回復した暁には、SADCに再加盟する可能性もある。

2005年予算では、いくつかの改革が約束された。ジェームズ・マイケル首相兼財務相は2005年予算発表の際、更なる経済改革に向けた提案を行い、貿易および投資体制における大幅な民営化と自由化を約束した。しかし、過去にも同じような約束が行われたものの、実行には至っておらず、この状況は変わらないと見受けられる。加えて、政府が現在行うことができる最大の改革とも考えられる現地通貨セイシェル・ルピーの切り下げについても、政府は及び腰である。その大きな理由としては、輸入依存度の圧倒的に高い経済において通貨が切り下がる場合、輸入インフレを喚起するとの懸念が挙げられる。しかし、セイシェル・ルピーの過大評価こそが現在の外貨不足の根本原因である。またこれとは別に、セイシェル・マーケティング・ボード(SMB)による基本食料品等、多くの商品の輸入独占については、2005年1月に廃止されたが、実際の撤廃は1年間をかけて順次実行される。今後政府は、基本食品の戦略的備蓄の維持、および輸入業者の入札を担当する。

セイシェルは主な中長期目標として、「社会条件の改善」および「経済成長および自助努力の強化」を掲げている。こうした目標に加え、最近の財政上の制約、とりわけ著しい外貨不足を考えると、必然的に「政府支出の大幅抑制による、財政赤字削減と外貨需要の抑制」も緊急優先分野である。また、社会セクターについては引き続き、医療、教育、栄養、およびその他の社会開発といった人々のベーシックニーズを満たすことを目指す政策が掲げられている。教育セクターも政府の重点対策分野であり、従来の政策の結果、セイセルの識字率は88%という高さを誇る(政府は、2020年までに識字率100%達成を目標としている)。

セイセルが観光業に明らかに偏っていることは、政府のPR資料を見ても明らかである。観光業はセイセル経済にとってきわめて大きな柱であり、現在はGDPの12%、全雇用者の17%を占めるほか、外貨獲得の大きな担い手となっている。セイセルは今や従来型の観光に加え、ネイチャー・ツーリズムやアドベンチャー・ツーリズムが可能な観光地として自らを打ち出しており、近い将来には観光客数年間20万人、および観光客1人当りの支出額15%増を達成することを目指している。現時点では宿泊料の高さ、またホテルのサービスが行き届いていない点、さらに1995年から2000年にかけての入国者数が12万1,000名から13万人と、わずか4%増にとどまった点(近隣のモーリシャスは同時期に14%増を記録している)を考えると、この目標を達成するにはそれなりの是正措置が必要と思われる。

セイセルの製造業は、ツナ缶製造業が大きな割合を占める。ツナ缶製造業はセイセル経済の

一翼を担っており、とりわけ外貨獲得手段として重要である。マグロ船の多くは外国船籍および外国所有であるが、現地人も数は少ないものの雇用されている。伝統漁法による漁業は、数の多い地元漁師にとって大きな働き口であったこともあり、かつては重要な活動であった。農業政策では、土地の生産性向上と適切な農業技術の普及を念頭においており、同時に生物の多様性と環境への配慮を示したものになっている。経済全体における農業部門の重要性は、1977年の独立時と比べて低下している。

最近では新しい環境管理計画(Environmental Management Plan)が2000年～2010年を対象期間として策定された。同計画では、環境保護と天然資源の保存に向けた国家の取り組みに対し、民間セクター、NGO、および地域社会が参加する必要性が強調されている。環境保護は政府の政策の中心を占める各種社会政策と密接に関連付けられており、生活水準向上に向けた不断の努力は、貧困層を含めたすべての人に対し、清潔で安全な環境を提供することと同時に行われなければならない。例えば国内の貧しい地域を含めた全地域を対象に大腸炎などの病気のリスクを抑制するため、汲み取り式便所にかえて下水設備を段階的に導入するといった施策が示されている。また固形廃棄物の効率的かつ環境上適正な方法による処理も、全島での重要課題である。

商業は、狭隘な国内市場ゆえに限られているものの、特に輸入代替品を中心とした農業関連産業の拡大に向けた取り組みが進められている。対外的には、セイシェル政府は COI(インド洋委員会)、RIFF(地域統合促進フォーラム)、COMESA、SADC という、4つのそれぞれ別個の地域統合プロセスに加盟している(これらに加え、WTO 加盟申請中のほか、環インド洋地域協力連合にも加盟している)。

EIU の報告によると、2004年の財政予算では2003年7月に税率12%の消費税を導入したことを主な要因として、推定1億7,900万セイシェル・ルピー(以下、ルピー)の黒字(対GDP比4.7%)計上を見込んだ。しかし、実際の黒字額は歳入不足と支出超過により、予算の半分にとどまった。2005年予算では、歳入増をきわめて控えめに見積もっていることから、2億7,900万ルピー(対GDP比7.1%)の黒字が見込まれている。歳入増の鈍化は、停滞する国内経済を刺激するための事業税・取引税の減税の導入などによるものである。

表 8.1: 主要なマクロ経済データ

	1960s	1970s	1980s	1990s	1998	1999	2000	2001	2002	2003
Population (thousand)	48.2	59.9	67.6	75.8	78.9	80.4	81.1	81.2	82.4	83.6
Population ages 0-14 (% of total)	-	-	-	28.9	-	-	28.9	28.6	28.3	27.9
Population ages 15-64 (% of total)	-	-	-	63.8	-	-	63.8	64.3	64.7	65.1
Population ages 65 and above (% of total)	-	-	-	7.2	-	-	7.2	7.1	7.0	6.9

GDP (constant million 2000 US\$)	119.1	223.0	308.0	501.3	578.8	589.6	618.1	604.4	606.3	575.5
GDP growth (annual %)	3.8	7.8	3.2	4.6	8.4	1.9	4.8	-2.2	0.3	-5.1
GDP per capita (constant 2000 US\$)	2,466.	3,693.	4,545.	6,583.	7,340.	7,332.	7,618.	7,443.	7,354.	6,881.
	1	2	2	6	3	6	6	4	5	2
Official exchange rate (LCU per US\$, period average)	5.0	6.3	6.2	5.2	5.3	5.3	5.7	5.9	5.5	5.4
Inflation, consumer prices (annual %)	-	16.4	3.1	2.3	2.6	6.3	6.3	6.0	0.2	3.3
Money and quasi money (M2) as % of GDP	-	30.4	33.0	64.6	75.5	85.3	89.3	94.5	99.5	106.2
Real interest rate (%)	-	-	11.1	13.2	9.6	9.8	10.1	6.1	5.3	3.8
Foreign direct investment, net inflows (% of GDP)	0.0	4.3	6.8	6.3	8.7	8.9	3.9	9.6	8.8	8.1
Foreign direct investment, net inflows (% of gross capital formation)	-	22.4	28.1	20.5	25.3	20.5	14.5	23.3	28.9	42.3
Agriculture, value added (% of GDP)	-	8.3	5.9	3.7	2.6	3.1	2.8	2.8	2.9	3.3
Industry, value added (% of GDP)	-	14.9	16.5	22.7	25.8	27.1	28.9	28.3	30.0	35.1
Manufacturing, value added (% of GDP)	-	6.1	9.2	13.4	15.1	15.1	19.1	18.1	18.2	22.6
Services, etc., value added (% of GDP)	-	76.8	77.5	73.6	71.5	69.8	68.3	68.9	67.1	61.7
General government final consumption expenditure (% of GDP)	-	25.2	33.0	28.7	31.2	26.9	25.2	30.8	25.9	24.4
Household final consumption expenditure, etc. (% of GDP)	-	43.8	43.5	49.2	50.0	47.4	50.5	46.0	46.3	56.2
Final consumption expenditure (% of GDP)	-	69.0	76.5	77.9	81.3	74.4	75.7	76.9	72.2	80.6
Gross capital formation (% of GDP)	-	38.7	25.0	30.5	34.6	43.3	27.2	41.3	30.5	19.0
Exports of goods and services (% of GDP)	-	75.0	61.6	61.1	60.9	67.7	75.1	80.9	78.2	77.4
Imports of goods and services (% of GDP)	-	82.7	63.2	69.6	76.7	85.3	78.0	99.1	80.9	77.0
Gross domestic savings (% of GDP)	-	31.0	23.5	22.1	18.7	25.6	24.3	23.1	27.8	19.4
Gross capital formation (% of GDP)	-	38.7	25.0	30.5	34.6	43.3	27.2	41.3	30.5	19.0
Food exports (% of merchandise exports)	-	91.6	79.7	99.0	-	-	-	94.3	95.2	-
Food imports (% of merchandise imports)	-	25.7	20.1	20.7	-	-	-	13.3	21.9	-
Agricultural raw materials exports (% of merchandise exports)	-	1.3	0.9	0.2	-	-	-	-	0.0	-
Agricultural raw materials imports (% of merchandise imports)	-	1.0	1.2	1.5	-	-	-	0.5	1.0	-
Ores and metals exports (% of merchandise exports)	-	5.2	0.5	0.2	-	-	-	0.2	0.1	-
Ores and metals imports (% of merchandise imports)	-	0.4	0.8	0.8	-	-	-	0.4	0.4	-
Fuel exports (% of merchandise exports)	-	-	80.6	0.0	-	-	-	-	-	-
Fuel imports (% of merchandise imports)	-	16.1	20.7	14.9	-	-	-	2.4	1.1	-
Manufactures exports (% of merchandise exports)	-	1.6	2.8	0.6	-	-	-	5.4	4.6	-
Manufactures imports (% of merchandise imports)	-	55.8	56.6	62.0	-	-	-	67.7	52.9	-
Aid per capita (current US\$)	31.2	200.2	320.7	237.3	308.1	162.5	225.3	166.3	95.2	110.1

Total debt service (% of exports of goods and services)	-	36.2	7.7	5.8	5.9	6.2	4.2	7.8	15.6	14.0
Total reserves in months of imports	-	1.6	0.8	1.0	0.5	0.7	1.0	0.7	1.2	1.3

出所: 世界銀行(2005), *World Development Indicators: 2005*

8.1.2 産業

インド洋の島国であるセイシェルは、南部アフリカ地域における最小の国家である。国内の経済状況は、一人当たりの GDP(名目値)が 8,500(2003 年)ドルと、同地域における最高の収入レベルで安定している。四方を海に囲まれるという地理的利点により、観光および漁業が、多くの外貨収入および雇用を通じて国内産業を支えている。

GDP(2002 年)の割合から産業を見ると、第 1 次産業が 2.9%、第 2 次産業が 30.0%、そして第 3 次産業が 67.1%であり、これは、地域細大の経済規模・基盤を持つ南アとほぼ同様の構造である。最近の傾向は第 2 次産業の比重の高まりである。

農業および漁業のうち、農業は、コブラ(ヤシ油の原料)、シナモンおよび緑茶のような換金作物の生産および輸出に集中している。食糧用作物の国内消費は、輸入に依存している。漁業は、その豊富な排他的経済水域において、年間約 30 万トンのマグロ、タイ、エビ(養殖を含む)などを収穫している。収穫される海産物の大部分は小規模漁業および外国資本が支配的な大規模漁業に二分され、水揚げされた水産物は外国資本の漁業会社の大型冷蔵船に船積みされるか、または、国内の水産物加工施設に送られるのいずれかとなる。

第 2 次産業のうち、製造業の割合が毎年増加しており、2002 年には、GDP の 18%を占めるまでになった。資本投資および輸出向けツナおよびエビの缶詰生産の成長は、特に注目に値する。その他の製造業は、国内消費用の食品加工や手工業品製造に限定されている。その他の主要セクターは、GDP の 10%を占める建設業であり、継続的な観光施設の建設もあり、生産額の伸びに結びついている。

第 3 次産業のうち、観光は、GDP の 23%を占める大黒柱である。ヨーロッパ人がセイシェルを訪れる観光客の 80%を占め、これにより年間 13 万人(2002 年)という人口と比較して高い来訪者数が維持され続けている。同国は、長期休暇の目的地として人気があり、訪問者の平均滞在日数は約 10 日と長いのが特徴である。観光は外貨収入の約 70%を占めると推計されている。その他の部門においては、輸送セクターおよび情報通信セクターにおいて、携帯電話やインターネットなど IT サービスの急速な普及で年率 17%の成長がみられる。

8.1.3 貿易及び投資

(1) 貿易

セイシエルの主要な輸出品目は、シナモン、果物、ハーブ類およびスパイス類、石油製品、海鮮物およびマグロである。また、主要な輸入品目は、化学製品、燃料、機械、石油製品、薬品、タバコおよび輸送設備である。

セイシエルは、現在、ACP-EU 特恵貿易取極めに大きく依存している。特にインド洋ツナプラント (IOT: Heinz 所有) を含む、セイシエル国際貿易区 (SITZ) における生産活動への依存度が高い。IOT の生産が、現在国際的に競争力があるのは、ロメ/コトヌ協定下の特恵貿易取極めの恩恵を受けているからである。今後、EU 市場への特恵アクセスが次第に失われていくと、IOT は COMESA や SADC のような他市場を探さなければならなくなる。それに加えて、IOT のような、SITZ において操業している企業が獲得した外貨を現地通貨に交換する割合が非常に低い (20%) ため、同国が享受する利益は限られたものでしかない。

表 8.2: 貿易動向及び主要貿易相手国

(百万米ドル)

	1998	1999	2000	2001	2002
輸出	370	422	464	500	546
輸入	467	531	482	612	565
主要貿易相手国					
輸出					
英国	26.53	52.26	52.41	62.65	84.69
フランス	15.96	16.15	27.15	36.49	59.17
イタリア	15.37	24.74	16.59	22.38	25.88
Import					
フランス	35.56	43.99	31.34	41.83	46.50
南ア	49.62	46.29	35.51	28.32	30.74
サウディアラビア	3.74	39.83	49.39	53.29	56.67

出所: World Bank, *World Development Indicators*; IMF, *Direction of Trade Statistics*

(2) 外国直接投資

UNCTADによると、2002年と2003年におけるセイシエル向けの年間FDIは、平均5,700万ドルである。2002年、FDIは4,800万ドルへ少し下落したが、2003年には、5,800万ドルへ回復した。2002年と2003年の間、FDIはセイシエルにおける総固定資本形成の28%を占めたが、それは間違いなく高い水準である。また、セイシエルはFDI受入れに関して、モーリシャスやマダガスカルに対して独自の立場を堅持しており、2003年末のFDIストックは、7億4,800万ドルに達した。

セイシエルにおける主要な外国投資家としては、Cable and Wireless (Seychelles) Ltd, Guinness,

医療機器および歯科機器を製造する2つの英国企業、ならびに、ホテルおよび観光産業における南アフリカ、英国、マレーシア、モーリシャスからのいくつかの会社が挙げられる。

Barclays Bank、Bank of Baroda、Banque Francaise Commerciale、Nouvobanq および Habib Bank は、セイシェルにオフィスを持つ商業銀行である。

表 8.3:FDI 流入

(百万米ドル)

1998	1999	2000	2001	2002	2003
55.0	60.0	56.2	65.0	48.0	58.0

出所:UNCTAD, FDI On-line.

8.2. FDI 促進に係る諸政策

8.2.1 産業政策及び開発計画

輸入依存経済・産業構造の改革と外貨準備の強化を目的とし、政府は、食糧自給率(野菜、果物及び畜産物)を改善し、ニッチな輸出品の開発、観光サービスの質・量的強化に向けた政策を採用している。

8.2.2 FDI 促進政策

2004 年のセイシェル投資事務局(SIB)の設立に続き、政府は、2005 年前半に新しい「投資法」の実施を計画している。信頼性改善のために、この新しい法律は、民間部門や世界銀行グループの外国投資アドバイザー・サービス(FIAS)のような国際組織との協議を通じて作成されている。政府によると、それは「より任意性が低く、より自動的で、透明かつ単純」に投資を認可できるようにとの世界銀行の提言に基づいて施行されることになっている。政府は、14 億 2,000 万セイシェル・ルピー(2 億 5,800 万ドル)の投資が、SIB の設立以降保証されたと述べている。58 プロジェクトの 94% が外国投資家によるものであり、その大部分は観光業である。しかし、詳細は不明ですべての計画が実行に移されている訳ではなさそうである。政府は恒常的な外貨不足が FDI に対する大きな障害であることを認めている。これは、多くの投資家が外貨保持のために特別な交渉を行わなければならないことを意味し、交渉しなければドルなどの機軸通貨に対する最小限のアクセスしか確保できなくなる。

外国人の土地所有に公的な承認が必要であることを除いては、ビジネスを目的とする外国人に対

する差別はない。金融機関およびファンド・マネージャーとしての営業にはライセンスが必要である。職業的な金融取引における秘密保持は適切なレベルに保たれているが、法廷は、多数の国際協定に則り、情報公開を命じることができる。1996年のマネーロンダリング防止法は、中央銀行に対し、疑わしい取引の撤回を許可している。

セイシェル政府および投資当局(SIBA)は、輸入代替・輸出促進・雇用創出を念頭において公害を発生させない軽工業品の製造とサービス産業に目を向けている。経済はGDPの約67%に寄与するサービス産業が支配し、中でも観光業が牽引する。

他方、製造業と建設は、併せてGDPの30%を占める。これは、一部にはIOTの突出したパフォーマンスによるものである。現在の建設ブームと建設資材への持続的な需要増加は、建設関連産業の継続的な業況改善をもたらしている。その他の活動もまた、経済構造の多様化に重要な役割を担っており、造船、印刷、家具製作、タバコ製造、金製宝飾品の製作、飲料品製造および修理・管理サービスが含まれる。

特に推奨されているのが、高品質商品の製造・組み立てのために地元資材を利用する企業家、または、半完成品に付加価値をつける企業家である。また、政府は国内に新技術や技能を持たらす事業も奨励している。

産業・国際ビジネス省(MIIB)も、工業への国内投資を促進している。これは、国内で主流の地場企業のビジネス・コミュニティに国際的企業を統合し、調和を図ろうとする政策を反映したものである。

(1)小企業

より小規模のビジネスを草の根レベルで促進することにより、政府は、自営業者や拡大する可能性のある企業の育成を狙っている。こうした零細企業が最終的に輸出志向セクターへと発展し、徐々にセイシェル国際貿易区(SITZ)で事業を展開するようになることが期待されている。中小・零細企業に対するソフトローン・パッケージを提供するために、セイシェル開発銀行(DBS)のような金融機関も存在し、小規模産業に対する技術支援および若年企業スキーム(YES)のようなスキームも存在している。MIIBはファシリテーターとして、セイシェル産業開発公社(SIDEC)と共に、さまざまな地区でマイクロ企業センターを立ち上げており、大工職や服飾仕立業のような小規模ビジネスを後押ししている。また、1995年には小規模ビジネス協会(ASB)が設立されており、中小企業経営者の産業政策への発言力強化も奨励している。

外国投資家のうち、高い雇用創出効果を伴うビジネスプランを有し、地場中小企業をパートナーと

し、また、国際市場への輸出を目指す地元企業家を支援するようなものは非常に歓迎され、通常より有利な投資条件やインセンティブさえ交渉することが可能になる筈である。

8.3. FDI へのインセンティブおよび障害

8.3.1 FDI 促進体制

(1) 投資促進機関

セイシェル国際ビジネス庁(SIBA)

1995年2月に設置された、セイシェル国際ビジネス庁はセイシールの首都、ビクトリアの中心部にあり、政府および民間両部門の著名な人材を役員に迎えている。SIBA はワンストップ・ショップであり、基本的なオフショア活動に対してライセンスを付与したり、活動を規制したりする。また、国際ビジネス企業の登録機関であり、国際貿易区の活動を監督・規制する役割を担っている。専従の専門家と効率的な体制により、SIBA は官僚主義を最小限に抑えて、迅速な商号承認、法人設立およびライセンス認可を行うことが可能になっている。その結果として、法人設立証明書は1時間以内に発行できるが、これは、SIBA が世界でもっとも早い登録機関のひとつであることを示している。SIBA は産業・国際ビジネス省(MIIB)が所管する。

セイシェル投資事務局(SIB)

2004年6月に公表されたセイシェル投資事務局(SIB)の設立は、同国の投資促進および円滑化を一つの機関の下に行おうとするものであり、セイシェルへの投資の全事項についてのフォーカル・ポイントとしての役割が期待されている。SIB は、セイシェルを最高のビジネス環境を提供している国として宣伝するとともに、実際に投資家にとってビジネスをしやすい環境を整備することを主要な目標として掲げている。SIB の最優先課題の一つは、そのウェブサイトの立ち上げである。ここでは、潜在的な投資家がウェブ上で情報にアクセスでき、各種情報や申請フォームを適宜オンライン上で得られる。これにより、潜在的な投資家は投資プロセスのいくつかのステップに取り組める。また、SIB は投資法の整備に向けた調整を委任されており、同法が整備されれば、より透明で確実な投資環境の確保に貢献する。観光関連のプロジェクトは、投資事務局の優先的活動とされ、SIB の核となる活動は以下のとおりである。

投資促進

- 投資・貿易ミッション、ロードショー、貿易見本市、セミナー、ワークショップ、国際会議などの

イベントの企画および調整

- 地元メディアおよび国際ビジネスメディアにおける宣伝
- 投資およびビジネスに関する国家ウェブサイトの製作および維持管理
- パンフレット、ニュースレター、投資ガイド等のさまざまな印刷メディアを通じた情報の出版、パッケージ化および維持、地元民間機関および経済オペレーターに対する訪問および会合の企画

投資円滑化

- 地場および外国企業家、すべての政府機関/省庁間のフォーカル・ポイントとしての活動
- 投資およびビジネスの設立のためのすべての手続きに関連する助言と支援
- 投資マッチングを促進するための地場および海外における潜在的なパートナーの特定

投資査定

- ビジネスプランに関する議論と投資家への支援
- 投資プロポーザルについてのフィージビリティ・スタディの実施
- 投資プロポーザルについてのコメントを求めるための関連機関との連携
- 政府へ提出するプロジェクト・メモランダムへの準備

研究開発

- 投資に関するベスト・プラクティスおよび政策問題
- 経済のさまざまな部門における投資および市場機会
- セイシェルにおけるビジネス・コストに関する情報。

(2)自由貿易区/輸出区

セイシェル国際ビジネス庁(SIBA)は、自由貿易区であるセイシェル国際貿易区(SITZ)に関する明確な情報を提供している。1995年の国際貿易区法(The International Trade Zone Act)および1995年の国際貿易区規制(the International Trade Zone Regulations)が自由貿易区の設立を規定する。財政通信大臣の宣言によって自由貿易区は定められ、一企業、あるいは複数の企業を対象に設定できる。マエ島にある現存のセイシェル国際貿易区(SITZ)は、同法によって設立されたものである。同区内での活動は、SIBAに管理され、SIBAは新入企業にライセンスを発行する。SITZ内のライセンスホルダーが取得可能な特権には以下のものが含まれている。

- SITZ内で利用される資本設備にかかる関税免除
- 社会保険料負担の免除
- 事業税免除
- 源泉課税免除
- 印紙税免除
- 従業員として外国人労働者を100%雇用する権利

- ライセンスホルダーは、国内部門内での販売許可を申請することができる

SITZ の企業は、年間のライセンス使用料および申請処理手数料を以下のとおりに支払っている。

- 再分配ライセンス: 550 ドル
- 軽組み立てライセンス: 550 ドル
- 製造ライセンス: 2,700 ドル + 1,300 ドルの初期手続き処理手数料
- 加工ライセンス: 2,700 + 1,300 ドルの初期手続き処理手数料
- 輸出サービスライセンス: 1,500 ドル + 500 ドルの初期手続き処理手数料

これらのライセンス使用料は、ライセンスを受けた会社が存続している限り支払う必要がある。

(3) FDI 誘致のためのインセンティブ

セイシェルは、世界で最も早く国際企業の登録が可能な国のひとつである。申請から登録が同日中になされ、1994 年の国際ビジネス会社法が、オフショア会社の操業を規定している。セイシェルにおける登録プロセスは単純で、以下はその鍵となる特徴である。

- ライセンス料は会社が登録されている限り固定され、価格競争力も高い
- 国際ビジネス会社 (IBC) の受益株主に関する情報開示を要求されない
- 取締役は、会社の最初の取締役会で選任されうる
- 最低資本規約がない
- 無記名株式が許容されている
- 取締役または株主として要求されるのは最低 1 名
- 登録機関に会計簿を提出する必要がない
- 秘密保持が法律で保証されている
- IBC に関するすべての民事手続きが、非公開で聴聞されうる
- IBC はセイシェルで登録済みの船舶や飛行機を保持・管理するが、登録機関で取締役たちの登録が管理されるのではない

新しい法律が施行されるにつれ、新興オフショア金融センターとしてのセイシエルの外国での評価は、新たな高みに達しつつある。特に、2004 年 3 月に開始された 2003 年国際企業サービスプロバイダー法 (International Corporate Service Providers Act) は、オフショア金融サービス管理および開発のための近代的かつ包括的なプラットフォームとなっている。同法では、法人向けサービスや信託業務従事者に対して、ライセンスの付与や規制に関する現在の国際標準に即した近代的な制度を導入している。このため、同法はセイシエルのサービス事業者や国際的に関連業界から歓迎

迎され、潜在的な投資家に対して素晴らしい操業基盤を提供している。今後の最優先課題としては、セイシエルの実務家に対して専門的かつ効率的なサービスを提供し、クライアントの変化するニーズと要求への対応強化が挙げられる。

(4)FDI 誘致における阻害要因

外貨へのアクセスが行政的に管理されている。このほか、関税率の評価や知的財産権の保護、植物検疫を含む衛生措置に関しては、いまだ不十分である。国営セイシエル石油公社 (SEPEC) は、石油製品の輸入権限が与えられている唯一の組織である。

上述のような阻害要因はあるものの、そうした分野と国際的なサービス産業こそが、将来最も FDI が見込まれる領域である。

8.3.2 インフラ

(1)基本情報

近代的な住宅やオフィスビル、効率的な公共サービス、信頼できる輸送、そして高いレベルの教育や医療システムが提供されているセイシエルでは、インフラはどの先進国と比べても遜色ないレベルにある。

セイシエルには毎週 40 便以上のフライトが就航している。国営エア・セイシエルは、競争激化の中、訪問者数に変化のないまま、輸送能力の大幅な拡張を図るなど、問題も多く、再編過程にある。ビクトリア港は、近代的な港湾設備を有し、域内では最も効率的なサービスを提供する深水湾であると認識されている。サイクロンによる影響も心配する必要がなく、混載・コンテナ貨物の取り扱いだけでなく、域内他国と国際市場を結ぶ積み替え港としてのサービスも提供している。

セイシエルの消費電力(2 億 280 kWh)は、生産よりもわずかに少ない(2 億 1,800kWh)。電力供給は上下水道サービスとともに、電気水道公社 (the Public Utility Cooperation) が担っている。原油産出国ではないが²³、石油公社、SEPEC が石油輸送ビジネスを展開している。

近年、政府は国内の情報通信サービスを強化・拡大するべく、セイシエルテレコムに対して事業免許を与えた。同社はより高度な情報通信サービスを提供するために設置された。セイシエルの強みは、電話会社 2 社、インターネット・サービス・プロバイダー 2 社が参入しており、50 カ国を超える国

²³ 2005 年 2 月初めにセイシエル国営石油公社と米国籍の Petroquest が合同で、セイシエル水域での石油探査を始めることが明らかになっている。探査が始まれば、セイシエルでは 10 年ぶりの石油探査再開になる。

際ローミングを有する GSM900 のセルラーシステム、ISDN サービス、インターネットサービス、およびローカル・国際デジタル専用線を提供していることである。

(2) 地域プログラム

近隣諸国との共同プロジェクトについては知られているものはない。しかし、主なインフラ投資は、フランス、クウェート、中国といった 2 国間ドナーおよび世界銀行、欧州開発銀行、アフリカ開発銀行といった多国間機関によって融資されている。

(3) 民営化および官民パートナーシップ (PPP) を巡る状況

政府は、2005 年前半に、長らく停滞してきた民営化プログラムの再生を目標としていた。しかし、SEPEC、エア・セイシェル、電気・水道公社 (PUC)、Nouvobanq 銀行²⁴およびセイシェル公共輸送会社は、戦略的理由から売却候補に挙げられていないばかりか、将来、売却される場合でも、政府は少なくとも短期的には売却企業の株式 50% を保持し続ける。残りの 20% は(多くはこれを有効に利用する資金を持っていないとはいえ)被雇用者に提供し、30% は投資家向けに提供される予定である。

セイシェル政府の公式ウェブサイト、「Virtualseychelles」²⁵は、セイシェルにおける官民パートナーシップ (PPP) 開発の事例をいくつか紹介している。同国の場合、その対象は、主として観光開発における官民パートナーシップの強化である。

8.3.3 通貨及び金融制度

(1) 概況

セイシェルはその消費財の大半を輸入に依存しているため、国内の金融政策は制限されており、インフレ管理のツールとしてはあまり効果的ではない。この目的に関しては、外国為替政策がより適切なツールである。セイシェル・ルピーをより強く維持し、外貨の流出を大幅に抑制することが、この国の責務である。国内企業は外国のパートナーに対する配当金および特許権使用料の支払いが許されていないので、国内銀行に過剰流動資産を保有している。しかしながら、銀行側は産業を効率的に活性化させ、発展させるための有効な資金運用方法を見出せないでいる。こうした厳しい外国為替政策は、民間企業を混乱させている。政府は、現在財務省の一部である中央銀行機能の独立化を始めとする数々の望ましい政策を検討しているが、現実化する見通しは立っていない。

²⁴ セイシェル政府とスタンダード・チャータード銀行との合弁。

²⁵ http://www.virtualseychelles.sc/pages/vs_ie.htm

インフレは2005年、平均3%と低水準を記録したが、今後は穏やかに上昇すると見られる。セイシェル・ルピーの交換レートは安定しており、2003年以降1ドル=5.5 セイシェル・ルピー（以下、ルピー）である。ルピーは、「セイシェル貿易・観光加重バスケット」に固定され、ユーロ(38%)、米ドル(26%)およびその他によって構成される。現行の為替規制の下では、対ドルレートは可変ではない。政府が平価引き下げの圧力に屈しない限り、当面1ドル=5.5ルピーの交換レートが保持される。

(2) 銀行セクター

セイシェルにおける国内域内金融部門には、商業銀行6行、特別開発銀行1行、住宅融資会社1社、信用組合1社、及び保険会社2社が存在する。銀行部門は、国家及び外国機関によって占められている。商業銀行のうち1行(the Seychelles Savings Bank)は完全な国家所有であり、もう1行は、国家が株式の過半数を保有している(Nuovobanq、78%が国家所有、22%が英国の Standard Chartered Bank によって所有されている)、他の3行(Banque Française Commerciale、Habib Bank 及び Bank of Baroda)は外国銀行の支店であり、レユニオン、パキスタン、インドにそれぞれ本部がある。もう1行(Barclays Bank)は最近、外国支店から外国子会社へと転向した。セイシェル開発銀行は、政府によって55.5%、残りを国際機関及び商業銀行1行によって保有されている。セイシェル住宅開発公社は国営企業であり、財務省及び土地利用・居住地省の管轄下にある。保険会社のうち1社は国家所有であり、もう1つは民間会社である。

(3) 外国為替

政府は2001年、拡大する闇市場の問題に取り組むために、為替管理・通貨ならびに貿易課税に関する各法を改正した。改正により、為替管理法などにあった抜け穴がふさがれた。個人が外国通貨を所有する場合には、いかなる通貨も登録業者から入手したことを示す証拠を提示しなくてはならず、登録業者に対しても、中央銀行が定める最高レートを超える、または最低レートを下回る交換比率での外国通貨の売買を禁止しており、2,000ルピーを超過するセイシエルの通貨紙幣および硬貨の輸出入も禁止されている。

8.3.4 労務・経営管理

財政事情が悪化するセイシェルでは、教育支出にも例外なくメスが入っている。政府は現在、同部門における国家支出の絞込みを進めている。支出抑制措置としては、自国民教師をより多く雇用すること、国外の大学の遠隔教育に参入するための教育センターを設置すること、これを通じた中等教育以上の教育施設向け予算を削減することなどが導入されるであろう。今日、教育の優先度

は、基礎教育への平等なアクセス可能性から、教育の質の向上、初等中等学校における教員の地元採用、教育 - 産業間の連携および教育システムにおける費用対効果の精査へと移行している。この分野への新しい戦略計画が、現在準備されており、多数の支出抑制措置が盛り込まれるとみられる。こうした中、職業訓練は優先分野の一つであり、セシェル政府は、人的資源に対する需要と供給のバランスの確保を狙う。それは、学びの文化の開発、競争力のある生産社会の創造、および性的格差是正奨励である。加えて、政府は国家資格の合理化を目標としている。セシェルでの就労には、「所得的職業許可 (Gainful Occupation Permit)」が必要とされるが、それは、被雇用者によって申請されなければならない。また、1企業に許容される外国人被雇用者の割合には制限が設けられている。セシェル国際貿易区 (SITZ) においてのみ、外国人の 100% 雇用が認められ、就労許可は必要とされない。(通常、外国人雇用比率は非常に低く設定されている。)

法律は、児童労働を含め、強制労働または義務労働を禁止している。憲法は、労働最低年齢を 15 歳とし、「法に定められる軽作業で、子供の健康、道徳または教育に害のない業務にパートタイムとして雇用される子供を除く」としており、実際、遵守されている。民間セクターにおける最低賃金は公的には定められておらず、独立労働組合は、実際支払われている最低賃金が、労働者および家族の生活を保障する適正水準を満たしていないと主張している。民間の雇用者はかねてより公的部門より高い賃金を支払うことで、能力の高い労働者を引き付けていた。しかしながら、近年の国内経済情勢の低迷が現行賃金に対する下方圧力を強めている。法定最高労働時間は、週 45 から 55 時間と、産業部門によって異なる。実際には、週 60 時間まで就労する事例も想像される。公的部門の就労時間は(民間との比較で)より短い。フルタイムの労働者には、すべて、1 日当たり 30 分の休憩、および年間で最大 21 日の有給休暇を取得する権利があり、1ヶ月当たり、60 時間までの残業が許されている。外国人労働者は、内国民同様の法的保護を受けておらず、時として低い賃金で、一般国民より長い時間の労働が強制されることもある。

国際労働機関 (ILO) のチームが、政府の労働行政と施策を調査した結果、その管理と効率に関わる深刻な欠陥を指摘している。労働災害は、建設、漁業および港湾サービス業務において日常的に発生している。保安や労働者の健康に関わる監査官は、ほとんど現場を訪問しない。労働者は、自身の雇用継続を失うというリスクなしに、危険なまたは不健康な労働環境から抜け出す権利を持たず、自らそのような行動をとった場合は、解雇は止むを得ない状況である。

セシエルの法律は、労働者に自らの選択によって組合形成や加入の権利を認めている。しかしながら、警察、軍、刑務所、および消防署などに従事する公務員は組合を組織していない。全国で 15% から 20% の労働者が、組合未加入である。法律は、労働者に団体交渉する権利を認めているが、自由な団体交渉は行われていない。政府には、公共部門および民間部門におけるすべての団体交渉を検討し承認する権利を有している。賃金設定の自由度は企業側にほとんどなく、民間部門では一般的に、雇用者が賃金について被雇用者と個別の合意を締結している。しかし、いくつか

の大規模ビジネスにおいては、政府が賃金水準を設定している。法律は、雇用・社会問題省に、雇用条件・状況・特権を設定し実行する権限を与えている。そして実際に、労働者はしばしば同省を通じて雇用者に対し訴えを行っている。もっとも労働争議は、仲裁裁判手続きなしでは違法とされ、その発生はまれである。

HIV/AIDS に関しては、セイシェルではまだ企業経営上の顕著な影響は見受けられていない。

参考文献・ウェブサイト

- 外務省 [2004] 『2004 年度版 ODA 政府開発援助白書』。
- 外務省 Web 『各国・地域情報』(アフリカ), <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa.html>, last accessed September 2005.
- 国際開発センター [2003] 『アフリカに対する貿易・投資分野協力評価報告書』
- 国際協力銀行, <http://www.jbic.go.jp/japanese/index.php>, last accessed Sept 2005.
- 国際協力事業団 [2000] 『南部アフリカ援助研究会報告書』第 1 巻<南部アフリカ地域編>。
- 国際協力事業団 [2000] 『南部アフリカ援助研究会報告書』第 2 巻<南アフリカ本編>。
- 国際協力事業団 [2000] 『南部アフリカ援助研究会報告書』第 3 巻<モザンビーク本編>。
- 国際協力事業団 [2000] 『南部アフリカ援助研究会報告書』第 4 巻<ザンビア本編>。
- 国際協力事業団・国際協力総合研修所 [2000] 『SADC の動向』。
- 国際協力事業団・国際総合研修所 [2002] 『サブサハラ・アフリカにおける貿易政策改革貧困削減への取り組みにおける開発援助への有効性』。
- 国連開発計画(UNDP) [2004], Human Development Report 2004: Cultural Liberty in Today's Diverse World, New York: Oxford University Press.
- 国連食糧農業機関(FAO)統計, FAOSTAT, <http://faostat.fao.org/>, last accessed September 2005.
- 国連食糧農業機関(FAO)Web, "FAO Country Profiles and Mapping Information System", <http://www.fao.org/countryprofiles/inventory.asp?lang=en>, last accessed September 2005.
- 国連統計局データベース, National Accounts Main Aggregates Databases, <http://unstats.un.org/unsd/snaama/>, last accessed September 2005.
- 国連貿易開発会議(UNCTAD) [2004], "World Investment Report 2004", United Nations Conference for Trade and Development.
- 国連貿易開発会議(UNCTAD), FDI Database, <http://stats.unctad.org/fdi/>, last accessed September 2005.
- セイシェル統計・データベース庁"Seychelles in Figures 2003", <http://www.seychelles.net/misdstat/>, last accessed September 2005.
- 世界銀行 [2005] "Business Environment and Comparative Advantage in Africa: Evidence from the Investment Climate Data", <http://www1.worldbank.org/rped/documents/rped126.pdf>, last accessed Sept 2005.
- 世界銀行, WDI Data Query, <http://devdata.worldbank.org/data-query/>, last accessed September 2005.
- 世界銀行データベース [2004], "World Development Indicators 2004".
- 日本貿易振興会 [1997] 『マブト開発回廊計画の概要:南アフリカ共和国、モザンビークの共同プロジェクト』。
- 日本貿易振興会 [2002] 『南部アフリカ発展のダイナミズム』、ジェトロセンサー12月号。
- 日本貿易振興会 [2003] 『南部アフリカ諸国の製造業投資環境、及び外資・南ア企業進出動向』(ナミビア、ボツワナ、モザンビーク)。
- 日本貿易振興機構 [2004] 『NEPAD 域内インフラ開発プロジェクトの概要』

日本貿易振興機構 [各年版] 『貿易投資白書』。

日本貿易振興機構 『通商弘報』 アフリカ関連記事。

平野克己 [2002] 『図説アフリカ経済』 日本評論社。

平野克己 [2003] 『アフリカ経済とリカードの罫』 (平野編 『アフリカ経済学宣言』 アジア経済研究所)。

平野克己 [2005] 『農工間貧困の連関』 (平野編 『アフリカ経済実証分析』 アジア経済研究所)。

仏国経済・金融・産業省 DREE, France: Department for external economic relations, "Sub Saharan and Indian Ocean Region Country Profile" (仏語), http://www.dree.org/me/afriq_sub/pg_afriq_sub.htm, last accessed Sept 2005

米国商務省 Web: AGOA, <http://www.agoa.gov/index.html>, last accessed September 2005.

マダガスカル経済・財務・予算省:公表資料・統計 (仏語), <http://www.mefb.gov.mg/>, last accessed April 2005.

EIU: Economist Intelligence Unit [2004] "Country Profile 2004".

IMF データベース [2004] "International Financial Statistics Yearbook 2004".

IMF データベース [各年版] "Direction of Trade Statistics".

- "Rapport Economique et Financier 2003/04"
- "Revue d'Information Economique N ° 18, Décembre 2004"
- "Donnees Statistiques"
- "Projets Rattachees au Ministere"

Nampower Web, <http://www.nampower.com.na/nampower2004/index.asp>, last accessed April 2005.

OPEC [各年版], "Annual Statistical Bulletin".

PSRC, Tanzania: Presidential Parastatal Sector Reform Commission website, http://www.psrctz.com/Main_Index.htm, last accessed April 2005.

SADC Secretariat, "SADC Trade, Industry, and Investment Review 2004" http://www.sadcreview.com/country_profiles/frprofiles.htm, last accessed Sept 2005.

SARB [2005], "Quarterly Bulletin", Pretoria: South African Reserve Bank.

TI: Transparency International, "TI Corruption Perceptions Index 2004", <http://www.transparency.org/cpi/2004/cpi2004.en.html#cpi2004>, last accessed Sept 2005.

U.S. Commercial Service, "Your Global Business Partner", annually.

U.S. Commercial Service [2004], "Country Commercial Guide (CCG)".

WBI, Governance Indicators 1996-2004, <http://info.worldbank.org/governance/>, last accessed September 2005.

